

10月3日（金）

出席委員

委員長 石田秀男  
副委員長 筒井ようすけ  
同 若林ひろき  
委員 のだて稔史  
同 やなぎさわ聰  
同 ゆきた政春  
同 澤田えみこ  
同 おぎのあやか  
同 石田ちひろ  
同 吉田ゆみこ  
同 せらく真央  
同 松本ときひろ  
同 新妻さえ子  
同 えのした正人  
同 山本やすゆき  
同 安藤たい作  
同 鈴木ひろ子

委員 横山由香理  
同 高橋伸明  
同 つる伸一郎  
同 西村直子  
同 まつざわ和昌  
同 松永よしひろ  
同 高橋しんじ  
同 西本たか子  
同 中塚亮  
同 須貝行宏  
同 塚本よしひろ  
同 こんの孝子  
同 せお麻里  
同 大倉たかひろ  
同 田中たけし  
同 藤原正則

欠席委員

木村健悟

他の出席議員

渡辺ゆういち

出席説明員

区長 森澤恭子	保育入園調整課長 芝野諭
副区長 堀越明	保育施設運営課長 染谷洋紀
副区長 新井康	保育事業担当課長 佐藤裕樹
企画経営部長 久保田善行	品川区児童相談所長 原彰彦
企画課長 崎村剛光	品川区児童相談所児童相談課長 (子ども未来部児童相談課長兼務) 長谷川彰
財政課長 加島美弥子	福祉部長 寺嶋清
施設整備課長 長尾樹偉	福祉計画課長 東野俊幸
区長室長 柏原敦	障害者施策推進課長 佐藤慎
総務課長 (秘書担当課長兼務) 藤村信介	障害者支援課長 松山香里
子ども未来部長 佐藤憲宣	高齢者福祉課長 菅野令子
子ども育成課長 上野晶子	高齢者地域支援課長 横村潤
子ども施策連携担当課長 柴田成希	生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務) 豊嶋俊介
子ども家庭支援センター長 吉野誠	健康推進部長 (品川区保健所長兼務) 阿部敦子
子育て応援課長 柏木通	

健康推進部次長  
(品川区保健所次長兼務)  
(地域医療連携課長事務取扱)  
高山 崇  
品川保健センター所長  
石橋 美佳  
国保医療年金課長  
山下 隆

会計管理者  
品川 義輝  
教 育 長  
伊崎 みゆき  
教 育 次 長  
米田 博  
区議会事務局長  
大澤 幸代

○午前9時30分開会

○石田（秀）委員長 おはようございます。ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、令和6年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和6年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和6年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は一般会計歳入歳出決算歳出のうち、第3款民生費、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川会計管理者 おはようございます。

本日は、第3款の民生費になります。決算書224ページからご説明させていただきます。

第3款民生費は予算現額1,116億6,506万1,000円、支出済額は1,052億5,011万3,211円、執行率は94.2%。対前年度59億7,418万752円、6%の増であります。主なものは、子どもの未来応援基金積立金、区内私立保育園経費であります。

226ページをお願いします。1項社会福祉費は、支出済額314億5,475万3,384円、執行率は95.8%であります。1目福祉計画費では、八潮南特別養護老人ホーム等増改築、支え愛・ほっとステーション事業などに支出いたしました。

228ページをお願いします。2目障害者施策推進費では、小山台住宅等跡地複合施設整備などに支出いたしました。

230ページをお願いします。3目障害者支援費では、自立支援給付や地域生活支援、障害児支援事業などに支出いたしました。

242ページをお願いします。4目高齢者福祉費では、在宅高齢者支援や高齢者福祉施設の運営などに支出いたしました。

248ページをお願いします。5目高齢者地域支援費では、高齢者の社会参加支援や高齢者住宅対策などに支出をいたしました。

252ページをお願いします。6目国保医療年金費は、特別会計繰出金などであります。

2項児童福祉費は、支出済額594億8,566万9,076円で、執行率は93.2%であります。1目子ども育成費では、児童センター、すまいるスクールの運営などを行いました。

260ページをお願いします。2目子ども家庭支援センター費では、しながわネウボラネットワーク事業などを行いました。

262ページをお願いします。3目児童相談所費では、児童相談所移管推進事業などを行いました。

264ページをお願いします。4目子育て応援費では、子どもすこやか医療費助成や児童手当給付などを行いました。

272ページをお願いします。5目保育入園調整費では、保育園や幼保一体施設などの運営や、東大井保育園等の改築などを行いました。

276ページをお願いします。6目保育施設運営費では、私立保育園や私立幼稚園の経費支出、区立保育園の運営などを行いました。

288ページをお願いします。3項生活保護費は、支出済額143億969万751円で、執行率は95.3%です。生活扶助費や医療扶助費、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金などに支出

いたしました。

民生費の説明は以上でございます。

420ページ、お願ひいたします。国民健康保険事業会計の説明をいたします。

歳入、第1款国民健康保険料は、予算現額99億9,799万8,000円、4列右に行きまして、収入済額は99億3,270万8,521円、収入率は99.3%。対前年度8億824万10円、8.8%の増であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額12万円、収入済額は10万7,100円で、収入率は89.2%。保険料納付証明等手数料357件分であります。

422ページをお願いいたします。第3款国庫支出金は予算現額1,869万1,000円、収入済額1,896万1,000円、主なものは社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。

第4款都支出金は、予算現額217億4,043万円、収入済額216億6,894万2,317円、収入率は99.6%であります。

424ページをお願いします。第5款繰入金は、予算現額46億8,401万6,000円、収入済額は42億5,001万5,344円、収入率は90.7%。一般会計からの繰入金であります。

第6款繰越金は、予算現額3億4,803万6,000円、収入済額3億4,803万6,719円、収入率は100%であります。

426ページをお願いします。第7款諸収入は、予算現額6,322万3,000円、収入済額5,762万2,432円、収入率91.1%であります。

1項延滞金、加算金及び過料は、収入済額1,770万251円、収入率は106.4%であります。

2項雑入は、収入済額3,992万2,181円、収入率は85.69%であります。

歳入の説明は以上でございます。

430ページをお願いします。

歳出、第1款総務費は、予算現額13億2,847万6,000円、支出済額は12億5,326万9,067円、執行率は94.3%。システム標準化対応経費などを支出いたしました。

423ページをお願いします。第2款保険給付費は、予算現額216億7,571万円、支出済額は210億4,147万4,627円、執行率は97%であります。

第1項療養諸費は、支出済額182億4,448万3,815円であります。

434ページをお願いします。2項高額療養費は、支出済額26億4,744万7,971円で、主なものは高額療養費4万3,499件であります。

436ページをお願いします。3項移送費は、支出済額3万4,590円、移送費1件であります。

4項出産育児諸費は、支出済額9,894万2,008円、主なものは出産育児一時金198件であります。

5項葬祭費は、支出済額2,254万円、支給件数322件であります。

438ページをお願いします。6項結核・精神医療給付金は、支出済額2,799万5,416円、支給件数2万4,988件であります。

7項傷病手当金は、支出済額3万827円、新型コロナウイルス感染症対策の2件であります。

第3款国民健康保険事業費納付金は、予算現額130億3,808万8,000円、支出済額130億3,808万6,977円、執行率は100%であります。

1項医療給付費分は、支出済額91億7,565万1,195円。

次の440ページをお願いいたします。2項後期高齢者支援金等分は、支出済額27億9,865万5,593円であります。

第3項介護納付金分は、支出済額10億6,378万189円であります。

第4款保健事業費は、予算現額3億1,416万8,000円、支出済額2億6,339万4,161円、執行率83.8%であります。

1項特定健康診査等事業費は、支出済額2億5,212万5,655円、主なものは特定健康診査費1万5,742人分であります。

442ページをお願いします。2項保健事業費は、支出済額1,126万8,506円。

第5款諸支出金は、予算現額2億9,607万2,000円、支出済額2億9,045万3,650円、執行率は98.1%であります。

444ページをお願いします。第6款予備費には、支出済額はございません。

国民健康保険事業会計の説明は、以上でございます。

450ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計をご説明いたします。

歳入、第1款後期高齢者医療保険料は、予算現額55億4,912万6,000円、収入済額55億5,141万2,300円、収入率は100%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額6,000円、収入済額は8,100円、収入率135%であります。

第3款広域連合支出金は、予算現額4,079万円、収入済額3,279万28円、収入率は80.3%であります。

452ページをお願いします。第4款繰入金は、予算現額48億2,349万9,000円、収入済額48億349万9,000円、収入率は99.5%、一般会計からの繰入れであります。

454ページをお願いします。第5款繰越金は、予算現額3,826万3,000円、収入済額3,826万3,410円、収入率は100%であります。

第6款諸収入は、予算現額2億5,441万4,000円、収入済額は2億6,620万8,934円、収入率104.6%、主なものは葬祭事業費などの受託事業収入であります。

歳入の説明は以上でございます。

458ページ、お願いいたします。歳出、第1款総務費は、予算現額2億6,473万7,000円、支出済額は2億3,277万3,143円、執行率は87.9%。

第1項総務管理費は、支出済額1億9,228万3,236円。主なものはシステム運用経費であります。

2項徴収費は、支出済額4,048万9,907円。

460ページ、お願いします。第2款分担金及び負担金は、予算現額99億4,069万2,000円、支出済額99億4,046万5,665円、執行率は99.9%であります。

第3款保健事業費は、予算現額2億7,281万9,000円、支出済額2億6,191万8,125円、執行率は96%であります。主なものは健康診査費1万8,148人分であります。

462ページをお願いします。第4款保険給付費は、予算現額1億9,954万円、支出済額1億9,079万円、執行率は95.6%。主なものは葬祭費2,557件であります。

464ページをお願いします。第5款諸支出金は、予算現額831万円、支出済額は

643万1,100円で、執行率は77.3%。過誤納保険料還付金であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上です。

468ページをお願いいたします。介護保険特別会計についてご説明いたします。

歳入、第1款保険料は、予算現額60億8,064万円、収入済額65億5,211万1,770円、  
収入率107.7%。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額4,500円であります。

第3款国庫支出金は、予算現額61億6,585万7,000円、収入済額59億56万795円、  
収入率は95.6%であります。

1項国庫負担金は、収入済額45億715万2,700円であります。

470ページをお願いいたします。第2項国庫補助金は、収入済額13億9,340万8,095円で  
あります。

472ページをお願いします。第4款支払基金交付金は、予算現額72億5,634万1,000円、  
収入済額68億4,668万6,053円、収入率94.3%であります。

474ページをお願いします。第5款都支出金は、予算現額40億2,007万6,000円、収入済  
額38億3,906万6,698円、収入率95.4%。

1項都負担金は、収入済額35億7,440万3,000円。介護給付に対する負担金であります。

2項都補助金は、収入済額2億6,466万3,698円、主なものは介護予防・日常生活支援総合事  
業における地域支援事業に対する交付金などであります。

476ページ、お願いいたします。第6款財産収入は、予算現額12万円、収入済額12万328円、  
収入率は100.2%。介護給付費等準備基金利子であります。

478ページをお願いします。第7款繰入金は、予算現額44億5,221万6,000円、収入済  
額44億3,386万1,840円、収入率は99.5%。一般会計からの繰入金であります。

480ページをお願いします。第8款繰越金は、予算現額8億112万4,000円、収入済額  
8億112万4,203円、収入率は100%であります。

第9款諸収入は、予算現額1,751万7,000円、収入済額1,707万1,094円、収入率  
は97.4%、主なものは介護予防事業に係る自己負担金であります。

歳入の説明は以上でございます。

484ページ、お願いいたします。歳出、第1款総務費は、予算現額8億9,232万1,000円、  
支出済額8億930万8,859円、執行率は90.6%であります。

1項総務管理費は、支出済額5億4,546万317円。主なものは電算システムに関する経費で  
あります。

486ページ、お願いします。2項徴収費は、支出済額4,415万4,009円。

3項介護認定審査会費は、支出済額2億58万1,938円であります。

488ページをお願いします。4項趣旨普及費は、支出済額1,589万5,471円。

5項介護保険制度推進委員会費は、支出済額64万372円。

6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は、支出済額257万6,752円であります。

490ページをお願いします。第2款保険給付費は、予算現額253億7,675万3,000円、支  
出済額238億1,242万9,564円、執行率は93.8%であります。

1項居宅介護サービス等諸費は、支出済額153億3,232万109円。

次の492ページをお願いします。2項施設介護サービス費は、支出済額57億7,634万6,272円。

3項介護予防サービス等諸費は、支出済額15億4,560万6,957円であります。

494ページをお願いします。4項その他諸費は、支出済額2,752万455円であります。

496ページをお願いします。5項高額介護サービス等費は、支出済額8億2,510万2,088円。

6項特定入所者介護サービス等費は、支出済額3億97万2,986円。

7項特別給付費は、支出済額456万697円であります。

498ページ、お願いいたします。第3款地域支援事業費は、予算現額19億3,611万1,000円、支出済額18億4,785万2,216円、執行率は95.4%であります。

1項介護予防・生活支援サービス事業費は、支出済額11億7,639万4,178円、予防訪問事業、予防通所事業などを行いました。

2項一般介護予防事業費は、支出済額2億564万7,570円であります。

500ページ、お願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費は、支出済額4億6,319万5,707円であります。

504ページをお願いします。4項その他諸費は、支出済額261万4,761円であります。

第4款基金積立金は、予算現額2億984万3,000円、支出済額2億984万2,965円、執行率は99.9%であります。

第5款諸支出金は、予算現額3億6,066万4,000円、支出済額は3億6,031万1,495円、執行率99.9%であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

○石田（秀）委員長 以上で、審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在30名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

えのした正人委員。

○えのした委員 おはようございます。本日も1日よろしくお願いいいたします。

私からは、243ページの高齢者安否確認事業の熱中症等予防対策についてお伺いします。

前回の決算特別委員会では、熱中症等予防対策についてお伺いいたしました。高齢者支援施設における避暑シェルター等について、近年本当に猛暑日が多く、特に高齢者の方などは熱中症が懸念されるところから、シルバーセンターやゆうゆうプラザでの熱中症予防対策について、様々質問をさせていただきました。ご答弁では、避暑シェルターとして、冷房を効かせた館内での麦茶の提供、さらに今年の夏は猛暑ということもありまして、シルバーセンターの1室を避暑室として開放するとともに、ペットボトルの水も配付いたしまして、高齢者の方をはじめとした区民の皆様に熱中症対策を行ったところです。来年度の展開についてでございます。こちらにつきましても、今年度の利用状況や利用者のお声、そして現場からのご意見等を踏まえながら、総合的に検討していきたいと思ってございます。いずれにせよ、引き続き高齢者の方をはじめとした区民の方の効果的な熱中症対策になるように努めてまいりたいと考えてございますとの回答をいただきました。

そこで今年度ですが、全国初の新たな支援事業として、高齢者熱中症見守り宅配事業が実施されました。気象庁は、9月、今年の夏、6月から8月の全国の平均気温は平年より2.3度ほども高く、統計

のある 1898 年以降で最も暑かったと発表されております。

そこでお伺いします。高齢者熱中症見守り宅配事業の目的をお知らせください。

○菅野高齢者福祉課長 高齢者見守り宅配事業の、事業の目的についてのご質問にお答えさせていただきます。

今年も猛暑が見込まれるということ、あとはエネルギー価格の高騰で物価高騰があるということの背景を踏まえまして、高齢者の方は暑さを感じにくかったり、水分が不足しがち、汗をあまりかかないといった理由から、熱中症になりやすいということを踏まえまして、熱中症リスクの高い 75 歳以上の高齢者のいる世帯を対象に、熱中症予防および物価高騰対策の両面から、区として飲料配付による高齢者の見守り支援を実施することといたしました。

○えのした委員 そうですね。物価高騰対策もありますし、私も東京消防庁管内では、熱中症で救急搬送される高齢者の方の約 8 割、これが 75 歳以上の方で、最多の発生場所は住居となるということを確認いたしております。この災害級とも言われる暑い季節を過ごす、安全に過ごすためのアウトリーチ型の取組として評価をしております。

無料飲料水等お届けサービスについて、配達内容、配達期間、対象世帯、配達の件数、配達事業者等教えてください。

○菅野高齢者福祉課長 具体的に行っております事業内容等の質問にお答えさせていただきます。

まず、宅配事業者が各対象世帯を 2 回訪問しまして、飲料水等を無料でお届けさせていただいております。1 世帯当たり 12 本ということで、具体的な内容としては、水 4 本、スポーツ飲料 4 本、麦茶 4 本の 12 本となっておりまして、2 回分で計 24 本となります。

配達期間につきましては、8 月 1 日から 9 月 30 日の間に 2 回ということで、8 月に 1 回目、9 月に 2 回目の配達をさせていただいております。

また、お届け時に簡単な熱中症に関するアンケートを実施させていただいておりまして、そのアンケート結果により、継続的な支援が必要と判断された方には、関係機関と連携してサポートさせていただく予定としております。

具体的な事業実績ですが、1 回目が終わりました 8 月末時点の実績を申し上げますと、総世帯数は、こちら令和 7 年の 7 月 1 日を基準に、年齢と住民登録で対象者を抽出しております、総世帯数が 3 万 7,501 に対しまして、1 回目の配達完了数が 3 万 4,639 ということで、配達完了率は 92.4% となっております。そのうちアンケート回答数が 2 万 2,197 ということで、回答率、こちらが 64.1% ということで、配達した方の 3 分の 2 の方がアンケートに答えていただけているという形になっております。

○えのした委員 こちら本数は分かったのですけれども、1 本は何ミリリットルだったのでしょうか。また、1 回目が 3 万 7,501 世帯で、完了したところが 3 万 4,639 で 92.4% と、結構完了率が高いのかなというように感じております。

また、アンケートも 2 万 2,197、64.1% ということで、半数以上はお答えいただいているということでしたが、こちら事業が実施される前に、やはり配達の訪問による詐欺など防犯上の問題が課題とのご意見もありました。苦情などなかったのか、また、どのように対策をされていたのかも教えてください。

○菅野高齢者福祉課長 幾つかご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず飲物の量なのですけれども、一応こちらとしては 500 ミリリットル以上ということで事業者のほうにお知らせさせていただいておりますので、実態としては、水が 500 ミリリットル、あとはス

スポーツ飲料680ミリリットルなどという形でお配りさせていただいているというように認識しております。

あと高齢者の具体的な、事業が始まる前の反応なのですけれども、スポーツ飲料に関する健康上の不安や、あとは自宅へ届けることによる詐欺被害への不安などの声も聞いておりました。そこで、スポーツ飲料は糖分が少なめのカロリーオフのものや、お茶はカフェインレスの麦茶にするなど、飲物の組合せに配慮させていただいたり、配達の事業者は、地域に20か所のサービスセンターを持ち、できる限り同じ配達員による顔なじみの関係を築いている事業者を選定させていただきました。その結果、事業が始まると、高齢者福祉課のみならず、コールセンターや、あと支え愛・ほっとステーションにもお礼の電話がかかってきたり、あとは多くの感謝の手紙をいただいたりするような結果となっております。

○えのした委員　　ありがとうございます。高齢者の安心・安全のために、顔なじみの環境等つくっていただいたと確認が取れました。

また、500リットル以上ということで、これ12本、やはり重たいですよね。私も両親が後期高齢者でありますから、いつも4階まで水を持って運んでいくと大変助かるということで、アンケートの中にも、内容その辺含まれておるかと思いますけれども、お手紙が届くとは、結構区の事業の中ですごく地域の方、高齢者の方に感謝されているのかなという感じました。

また、配達事業者が、これ玄関先でアンケートを取られているのでしょうか。今課長おっしゃっていただいた内容以外にも、今回のこの支援に対してのご意見等がありましたでしょうか。お知らせください。

○菅野高齢者福祉課長　　まず、重たいものを高齢者の方、とても助かっているというようなお声は聞いております。あるお手紙によりますと、自分はなかなか高齢で、買物に行くときにやはり飲物を持つことが重いから難しいと。そこで横浜に住む息子がリュックに背負って、いつも飲物を持ってくれているのだけれども、区役所からこういった飲物が届いてすごく助かっているというような、具体的なお声もいただいております。

また、アンケートを実施する際には、基本的にはお届けをした際に、そこでいろいろと5問程度のアンケートを1回目はお聞きしているのですけれども、その際にもし抵抗があるという方につきましては、例えばインターホン越しのアンケートの回答など、そのような形の対応も取らせていただきました。

○えのした委員　　ありがとうございます。多くの反響があり、本当に各高齢者の方から喜ばれているのだと実感をしております。

こちら、あと継続的な支援が必要と判断された方には、関係機関と連携してサポートするよう取り組まれていますが、これどのくらい、どのような方が何件ぐらいの支援につながったのか、また、一方で地域の方から、そもそも置き配だったよとか、届かなかったとか、これ1世帯だけだからと思うのですけれども、夫の名前だけ書いてあるので私の分が届かないなどというようなお声もありましたので、しっかり効果検証を図っていただきたいと思いますが、区のご見解をお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長　　アンケートの結果に関しましては、1回目のアンケート結果を、すみません、事業を検証してまいります。

○石田（秀）委員長　　次に、おぎの委員。

○おぎの委員　　本日もよろしくお願ひいたします。

本日は277ページ、保育園運営費、420ページ、国民健康保険料についてお伺いいたします。

まず保育園運営費より、1日保育士体験事業についてお伺いいたします。

品川区立全ての保育園で行われている、この1日保育士体験について、始めた経緯と内容についてお聞かせください。

○染谷保育施設運営課長 1日保育士体験でございますが、こちら子育て、親育ちを支援していくという観点から、1日を通じ保育に関わることによりまして、なかなか保護者の方、日常的に見えないお子さんの姿や、集団の中での姿に気づきを持っていただきたいという思い、それからあと、保護者と保育士がそれぞれ信頼関係をより深くすることによりまして、お子さんの育ちの環境をよりよくしていきたいという思いから、平成21年度に試行実施、平成22年度からは、全ての保育園でこちらのほう事業を実施しているというものになります。

○おぎの委員 平成21年度から開始ということで、この1日保育士体験を長年全国で進めています松居和さんの講演に、よく品川区が登場してきますので、一部紹介させていただきます。

松居和さんは大学の保育科の講師や、埼玉県の教育委員会委員長等を務め、現在はその経験を講演会や本の執筆などで共有していらっしゃいます。松居和さんの著書『ママがいい!』、出版から3年たつてもいまだにアマゾンの福祉部門第1位です。この『ママがいい!』というタイトルは、慣らし保育のときの子どもの叫びです。4月に日本中に満ちる叫びです。大粒の涙を流しながら、ママがいいと叫ぶ子どもを保育園に預け、後ろ髪を引かれる思いで涙ぐみながら職場に足を運ぶ経験をしたお母さんたちも多いのではないでしょうか。今ではパパがいいという子もいるかもしれません。

本来であれば、小さいうちは手元で育ててあげたいですが、様々な理由で子どもを保育園に預け、共働きするご家庭も、この品川区では多くいらっしゃいます。ですが、ゼロ歳から2歳は子どもが一番成長するときです。初めて歩いた、初めてしゃべった、その子どもの初めてに立ち会うのが、1日中接している保育園の先生なわけです。ある保育士は、子どもが初めて歩いたときに立ち会っても、それをお母さんには言わないそうです。お母さんがお迎えに来たときに、もうすぐ歩けそうですよと伝える。本当はもう歩けているのですが。そうすると、しばらくしてお母さんから、「うちの子初めて歩いたんです」とうれしい報告を聞くそうです。親が知らないうちに、いつの間にか保育園で成長している子どもたち、そういう子どもの成長を間近でしっかりと見ることができるものが、この1日保育士体験です。家では甘えてばかりの子どもも、保育園でしっかりとお友達のお世話をしている姿に成長したなど感じる、子どもも「今日はパパ先生の日なんだよね。ママ先生の日なんだよね」と、とても楽しみにしています。

この制度を松居さんが10年以上前、品川区の保育園の園長を集めて「どうですか」と言ったときに、品川区の園長先生たちは、「このような企画を待っていました」と、とても喜んで賛同されたそうです。松居さんもそれはとてもうれしかったと。なぜなら、保育園での虐待も多く聞かれていた中で、毎日1人ずつ朝から晩まで保育士体験をする親の目が入る、いつ親から見られてもいい保育をしているという自信、そして子どもたちを親と一緒に育てていきたいという信念が、当時の保育園の園長たちにはあったのかなと思います。松居さんは講演でこういった品川区のエピソードをよく出してくれています。長年続いてきたこの1日保育士体験の制度、近年参加されたパパ、ママからの感想や反響などはいかがでしょうか。

○染谷保育施設運営課長 1日保育士体験に参加いただいた保護者の方のアンケートでございますが、皆さん、楽しかったですか、有意義だったというお答えをいただいておりますし、中には来年もやってみたいというお声がある中で、具体的な記述の中では、お子さんがふだん家の中では兄弟がないこともあります、自由気ままに生活していますけれども、集団生活の中では周囲に気を遣いながら生活

していることが分かり安心したですとか、あと自分の子どもの遅れている点なども分かり、今後の参考になったというご意見、それからあと、保育士に向けた言葉として、先生たちが子ども一人ひとりのことをきちんと大切にしながらも、全体の流れを止めずにきちんとクラス運営をしていることが本当にすごく、子どもたちが先生のことを大好きな理由がよく分かりましたというありがたいお言葉や、運営面に関しても非常にしっかり仕組み化されていて、安心してお預けできるというありがたいお言葉、そういうものをいただいているところでございます。

○おぎの委員 私も子どもを保育園に預けて、この1日保育体験に参加したことがあります。あちらこちらで普通にある事業だと思っていましたら、松居さんのお膝元である埼玉でも今7割です。全国の自治体でやっているものが、全体としてやっている県が4県しかないということで、東京都内は板橋区などだそうです。この子育てを人任せにしない、親も先生と一緒に子どもを育てていく、この1日保育士体験、今まであまり目立っていませんでしたけれども、品川区、とてもいいことを長年続けてきたのだなと思うと同時に、この取組にもっと注目して品川区から発信していっていただきたいなと思います。一言で意気込み等をお聞かせいただけたらと思います。

○染谷保育施設運営課長 事業開始した平成21年当時の実績から見ましても、現時点の昨年度の実績、1,259件とかなり大きく伸びておりますし、アンケートにも非常に温かいお言葉いただいております。こちらニーズのある事業だと感じているところと、一方で、日頃から保育している保育士としても、しっかりと保育をしているところをご覧いただけるという、非常に、冒頭述べましたとおり、保護者の方との信頼関係を築くという意味でも意義のある事業だと感じておりますので、今後もしっかりと進めてまいりたいと感じております。

○おぎの委員 ありがとうございます。ぜひそういったところも発信していただけたらと思います。  
続きまして、国民健康保険についてお伺いします。

我が国の国民健康保険は、国民が支え合い、公平に負担することで成り立っています。しかし、近年外国人世帯における国民健康保険料や住民税の未納・滞納が、深刻な問題となっております。産経新聞の報道によりますと、政府内部資料では、令和5年11月末時点での7自治体における国民健康保険の滞納率が、日本人世帯で約9%であることに対し、外国人世帯では約28%、永住者世帯では約29%に上っているという報道が出ております。これは国民健康保険、地方財政の持続可能を揺るがす重大な問題だと思います。一般質問でも取り上げましたが、決算でしっかりととした数字が出ていると思いますので、改めて質問いたします。令和6年度の品川区国民健康保険の外国人の滞納額はお幾らでしょうか。

○山下国保医療年金課長 国民健康保険制度における国民健康保険料の外国人の方の滞納といいますか、未納の額というところでございます。令和6年度決算におきましては、約1億1,000万円というところで確認をしてございまして、こちら現金の収入の未済額としましては、現年度分8億8,000万円程度あるのですけれども、全体の8分の1、約12%ほどと捉えているところでございます。

○おぎの委員 この未納率、外国人の方の滞納が1億1,000万円ということで、これだけの数字があれば、ほかにどういった事業ができるかということを考えてしまいます。これはもう実際の数字でして、排外主義や外国人差別といった話ではありません。そして未納のまま帰国してしまえば、地方自治体が回収することは非常に難しくなっております。現在、この滞納の対策として地方自治体ができるとして、広報していくことと、あと出入国在留管理庁と連携して、更新のときに情報を共有するといったことが、今板橋区など30以上の自治体で行われておりますが、こちらのほう、品川区ではどう

でしょうか。

○山下国保医療年金課長　　ただいま委員よりご紹介ございました新たな仕組みにつきましては、東京出入国在留管理局とも、当区としましてもいろいろ事前に照会等しているところでございますので、引き続きそちらのほうの調整等進めてまいりたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長　　次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員　　私からは、235ページの日常生活用具給付事業について、233ページの障害者理解・普及啓発事業に関連して、耳マークについてお聞きしたいと思います。

まず初めに、日常用具生活給付事業についてお聞きします。

一昨年の決算特別委員会の場で、視覚障害者支援用具として含まれている活字読み上げ装置について触れさせていただきました。こちらについて、対象品目として、昨年は9万9,800円から19万8,000円に増額されていますが、ここの理由と実績についてお聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長　　活字読み上げ装置の実績でございます。令和6年度で5人でございます。それから金額の増の理由なのですが、新たに開発されました装置を含む金額で、かつ他区との金額の均衡を図りまして、同等の金額を設定したもので増額となったものでございます。なお、新たな措置としては、O r C a m M y E y e という、眼鏡のつるに100円ライターほどの装置を装着しまして、タッチすると目の前の文章を撮影し、音声で読み上げるという機能がついたものでございます。当事者の方からご要望があり、時代に即したものとして取り入れました。

○ゆきた委員　　ありがとうございます。実績はあるということを確認させていただきましたが、活字読み上げの、簡易的にスマホのアプリ利用で活用されていることが実態だと思います。時代に即した日常生活用具に、i P h o n e や i P a d 等の端末を視覚障害者支援用具として追加することについて、一昨年の決算特別委員会においても要望させていただきました。その際、課長答弁では、毎年行っている日常生活用具検討会で、視覚障害者団体、またほかの団体のお声を聴きながら、今後具体的に検討を進めていくとお話があったと思います。I T技術の進歩に伴う、このような利便性の高い日常生活用具についてどのように検討が進められているのか、改めて要望も含めてお聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長　　I T用具関係のご要望は、団体、当事者からもございます。検討会でもそのような要望をいただきました。ですが、国の告示によりまして、障害特有の機器ではなく、広く一般に普及しているため、現状では日常生活用具としては該当しないというものが見解でございます。ただし、全国的に見ますと、タブレット端末を日常生活用具の対象としている八王子市、足立区がございまして、そちらは障害に対応した専用アプリケーションソフトを入れた端末機器として、専用機器の代替として給付をしておりますので、今後導入自治体の事例を参考にいたしまして、また日常生活用具給付等検討会でご意見を聞きながら、検討していきたいと思っております。

○ゆきた委員　　視覚に障害のある方にとって、スマートフォンやタブレットのアプリの充実により、こういった生活用品の日常生活を豊かにするものはもう必須のツールだと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

また、2021年12月から、株式会社プライムアシスタンスは、視覚に障害のある方向けに遠隔サポートサービスアイコサポートを提供しています。アイコサポートは、自身の使っているスマートフォンの映像を通じて、専門のオペレーターが視覚情報を伝えてくれるサービスです。行きたい場所にもG P S位置情報により道を案内してくれたり、目の前段差があることを教えてくれたり、1人の買い物では、目の前にある商品の絵柄や色をタイムリーに教えてくれるため、ヘルパーがいなくても、一緒でな

くても外出が1人でできるようになり、気軽に外出ができるようという生活の質を上げていくことができます。

同社は一昨年、自治体向けのプラン開始を提供して、視覚に障害のある方であれば誰もが無料でアイコサポートを利用することができるフリーエリアに設定するプランも提供しました。昨年5月には、鳥取県でアイコサポートのフリーエリアプランが運用され、県内に居住する視覚に障害のある方は、県内で無料でアイコサポートを活用することができるようになっています。また、本年の5月には、神奈川県の厚木市で、市内の視覚障害者向けに利用者の費用負担や利用地域の制限がなく、アイコサポートを提供することができるようになりました。このアイコサポートの個人契約では月額5,500円と割高のため、地域の視覚障害者の方々からは行政からの補助を求める声があります。ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますが、区の見解をお聞きできればと思います。

○松山障害者支援課長 アイコサポートに対する区の見解ということでございます。アイコサポートにつきましては、これまでも当事者の方から、継続してご要望はいただいております。アイコサポートについては、使用範囲がこれまで、いわゆる品川区であれば品川区内に限られており、区外では使用できないといった課題がございました。ただし、委員ご提案の、厚木市の視覚障害者遠隔サポートシステム、いわゆるアイコサポートですけれども、そちらは地域を限定せずに、全国で使用可能になったというものが今年の5月でございます。そのため、改めて日常生活用具給付等検討会で、当事者や障害者相談員のご意見を聞きながら、共有し、検討を図っていきたいと考えております。

○ゆきた委員 ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。

次に、障害者理解・普及啓発事業に関連して、耳マークについてお聞きします。昨年行われた内閣府の世論調査によると、耳マークの認知度は14.6%であり、身体障害者マーク73.4%、ヘルプマークが52.3%に比べて、まだまだ認知されていないことが現状です。来月日本で初めてデフリンピックが開催されますが、この機会を捉えた啓発と同時に、このデフリンピックが終わった後の啓発についても大変重要なと思われます。

昨年の決算特別委員会の総括質疑で、耳マークの啓発について質疑させていただきましたが、部長答弁で、関係団体と意見交換をしながら、効果的な普及啓発について検討していくとありました。品川区のホームページにも、耳マークについて、自治体、病院、銀行など聴覚障害のある方への援助ができる事を示すマークとしても使用されていますと紹介がありますが、この耳マークの品川区での普及啓発の現状についてお聞きできればと思います。

○松山障害者支援課長 耳マークの普及の現状についてでございます。現在使用しております障害者福祉のしおり、それから手話言語条例のパンフレット、そして各課の窓口で、通訳や筆談が必要な方はご相談くださいという、案内表示がございますけれども、聞こえをサポートするメッセージを添えまして、耳マークもそこに併せて掲示をしてございます。

○ゆきた委員 先日、毎年夏に行わせていただいている聴覚障害者の団体懇談会の中で、団体の方々から、耳が聞こえないということが周りに理解されないということについて、改めてお話をありました。我が会派でも、こちらは新妻委員から以前紹介させていただいた内容ですが、ヘルプカードの裏面に耳マークを掲示したカードを入れることや、シールを張ることで周知していくことを求めさせていただきました。このことについて、聴覚者団体の方からも進めていただきたいとの声もありました。耳マークの啓発は各自治体でも進められていますが、墨田区では2021年から、耳マークが表示されているシールも含めて、コミュニケーション支援のための29種類のシール、ヘルプシールを作成して、

ヘルプカードと同様に、希望する方、区内在住、在勤、在学している方に無料で配布しています。墨田区では、このヘルプシールまたは耳マークをヘルプカードの裏面に張りつけて、利用されている方もいらっしゃるとお聞きしています。もちろんご自身の障害を知られたくないという方もいらっしゃると思いますので、ここは配慮が必要だと思いますが、希望する方にお渡しするヘルプマークと同様に、耳マークもこういったシールをお渡しすることについて、見解をお聞きできればと思います。

○松山障害者支援課長　　耳マークシール等のご提案についてでございます。どういったような方法、どういったようなツールが効果的なのか、今後も当事者や団体等の意見をお伺いしながら、検討を図っていきたいと思っております。

○石田（秀）委員長　　次に、安藤委員。

○安藤委員　　252ページ、児童福祉費に関わって子ども権利条例、264ページ、子育て応援費に関わって通学定期の補助、あと時間があれば国民健康保険についても伺いたいと思います。

本定例会で、区は令和10年度の子ども権利条例制定を目指し、策定に着手することを表明いたしました。共産党は、子どもの権利条約に照らして教育施策の見直しをと繰り返し求めてまいりましたし、2022年の代表質問をはじめ、区としての条例制定も求めてただけに大歓迎です。

そこでいよいよ大事になってくるのはその中身であり、策定の過程だと思います。まず何といっても、子どもの声を直接聞くということが重要だと思うのですが、どのように子どもの声を取り入れるのか伺いたいと思います。そして、現在区内では、子どもから、また子育て中のお母さん、お父さんから直接話を聞いている団体が幾つも活動しています。NIREやふれあいの家ーおばちゃんなどの子ども・若者応援フリースペースの運営委託も受ける、子ども・若者応援ネットワークの構成団体、また、区内には小山台や大崎の夜間定時制高校、民間のフリースクールや教育カフェ、不登校親の会などもあります。そうした子どもや保護者の声を直接聴いてきた区内団体の意見も幅広く取り入れて条例を作成することが重要だと思いますが、区の認識はいかがでしょうか。

○柴田子ども施策連携担当課長　　ただいまいただきましたご質問にお答えいたします。

どのように子ども、それから団体、学校等の皆さんから声を聴いていくかという点でございますが、まず子どもに関しましては、今年度から実施しております品川区子ども会議など、こうした直接的に意見を聞く場というものを今後も継続していきたいと考えてございます。また、団体や学校からのお声というのも非常に大切だと考えております。こちらは、どのような形で取り組めば声をしっかりとお聞きすることができるかということは、これからしっかりと見て取り組んでまいりたいと考えてございます。

○安藤委員　　直接的に意見を聞く場という答弁がありました。すばらしいことだと思いますし、あとこれまで、ゼロから始まるわけではなくて、もう蓄積が地域にたくさんあるわけです。こういった団体の方々の知見というものをぜひ取り入れていただきたいと思います。

条例を制定する意義や目的も重要な点だと思うのですが、条例の制定により、子どもの権利に対する理解というものが進まなくてはいけないと思います。私は子どもの声をもうずっと聴き続けていたチャイルドラインにも話を聞いてみたのですが、子ども自身の理解も大事だと。同時に、子どもに関わる大人こそが子どもの権利を理解しなければいけないというようなお話を伺いました。大人の都合で先回りをするのではなく、子どもの声を必ず聴かなくてはいけないという大人の側のコンセンサスをつくること、権利を持つ1個人間として子どもの声を尊重するということを大人が約束するというような、そのようなことが必要なのではないかということを言われました。

質問しますけれども、条例は、大人が子どもの意見を尊重すること、あと意見表明権を理解して、大人全体でそういった共通理解ができるような状況につなげるようなものにしていただきたい、それが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○柴田子ども施策連携担当課長　　ただいま、大人側からの理解ということについてご質問いただきました。そちらとても大切な要素だと考えてございます。策定のプロセスにおきまして、広く品川区が条例を制定することを認識していただくような取組をし、そして、さらにその中で、大人は子どもの声を聞くことの大切さについても触れていくたいと考えてございます。

○安藤委員　　本当に人権の課題というものはどんどん目覚ましく発展していますし、やはり我々もアップデートをしていくということがすごく大事だと思うのですけれども、子どもの権利について理解が広がるような、そういった条例をぜひつくっていただきたいと思います。

次に、さらなる子ども・子育て支援策について伺いたいと思いますが、交通費の支援なのですけれども、2023年、隔年で行っている文部科学省の子どもの学習費調査というものがあるのですが、これによれば、公立中学校に通う生徒の学校教育費、すなわち学校に通い学ぶために必要な経費なのですけれども、一番多い支出というものは通学関係費でした。通学関係費とは、通学のための交通費、あと制服およびランドセル等の通学用品の購入費のことです。

私立のほうはといいますと、1位が授業料、次に学校納付金、3番目が通学関係費でした。高校はどくかというと、公立の1位はやはり通学関係費、私立は1位授業料に次ぐ2位が通学関係費でした。やはり中学、高校と上がるにつれて、通学範囲や行動範囲が広がって、それに伴って移動に要する経費が負担になっていることが見てとれます。

あと今春、共産党の東京都議会も取り組んだ子ども学生公共交通運賃実態調査というものをやったのですが、交通費の負担を重いと答えた方は81%に上りまして、6か月定期が高くて買えない、交通費を考えて進路選択を変更したという声、旅行や帰省、動物園、映画、博物館に行くのもためらうなどの声が寄せられました。さらに区内でも、子ども・若者応援フリースペースの方と懇談した際に、このような声を伺いました。交通費がないから、フリースペースに来たいときに来られない子どもがいるのだと。子どもの体験格差というのも深刻に感じており、そのような点からも、中高生の交通費はやはり下げるべきなのだとおっしゃっておりました。子ども料金は18歳まで引き上げたほうがいいのではないかというお話をよく伺いました。

それで神戸市では、全国で初めて高校生の通学定期代を無料にしたのですけれども、先ほどアンケートを紹介した中に、交通費を考えて進路選択を変更したという声が届いているということを紹介しましたが、神戸市では対象を低所得者に限定せず、市内の高校に通う公立・私立専修学校生の通学定期を無料にして、高校生の未来の選択を応援したいとの趣旨で無料化を行っているそうです。

そこで提案というか、伺いたいのですが、さらなる子ども・子育て支援策として、神戸市なども参考に、品川区でも通学定期への補助制度をつくることを求めますけれども、いかがでしょうか。同時に、これなぜ子どもの料金は12歳、小学生まで終わるのかということがちょっと謎なのです。やはり18歳までが子どもなので、同時に鉄道会社に子ども料金を18歳まで拡大、拡充するよう求めるとともに、国でも、制度として、子ども料金を18歳まで引き上げる改正を行うよう求めていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○柏木子育て応援課長　　初めに子どもの通学定期の補助制度のご質問でございますけれども、現状では子どもの通学定期の補助制度を創設する考えはございません。ただ、これまで区では、子育て世帯

の経済的な負担軽減のため、小学生から高校生までを対象とした夏休み中のお米支援プロジェクトや、すまいるスクールの午後5時までの利用料無料化などを実施してございます。引き続き、子育て家庭の経済的な負担は、今後も負担軽減については図ってまいります。

それで、鉄道料金等の子ども料金の年齢引上げでございますが、それにつきましては、各鉄道会社等が検討すべき事項だと考えてございます。

○安藤委員 先ほど子どもの権利条例の質疑もしましたけれども、子どもというものは18歳までが子どもということなので、それは国際的にもそうですし、諸外国でも、かなりこの子ども料金というものを18歳まで引き上げているところもありますので、ぜひ先ほどの要請も含めて、区として、負担が重い、この通学交通費について支援を行っていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 私からは、227ページ、長寿お祝い事業、269ページ、子育て世帯生活支援特別給付事業、295ページ、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金、293ページ、法外援護費から、時間の中で質問させていただきたいと思います。

まず法外援護費について伺います。総額2,573万円余りのうち、入浴券の配付に約1,530万円が充てられており、全体の6割を占めています。545人に配付し、1人当たり約2万8,000円に相当しています。生活保護を受給される方々は、経済的な制約だけでなく、健康や日常生活の面でもご苦労が多く、安心して暮らすためにも、入浴券の配付は生活を支える上での意義のある事業だと理解しております。一方で、区では、しながわ出会いの湯という事業があり、65歳以上は無料で利用でき、実際に8,600人以上の参加があったと、事務事業評価シートで確認しました。こうした制度がある中で、さらに入浴券を配付することの意義や、2つの入浴支援の事業の兼ね合いについて、福祉部としてどのようにお考えか伺います。重複した施策とならず、より効果的な支援につなげるための視点をお聞かせください。あわせて、入浴券配付に当たっての申請や受け取りの方法、あと実際の利用、消化率というところと、被保護世帯のうちの65歳以上の方の割合についてもお示しください。

○豊嶋生活福祉課長 何点か、入浴券絡みのことご質問いただきました。

まず、出会いの湯との重複ではないかということでございますが、まず出会いの湯、所管が健康課ということで、パンフレット等々を見ますと、健康づくりということがパンフレット等にも書かれてございます。それに対して、生活福祉課の入浴券、法外援護で出している入浴券は、もちろん健康づくりという意味もございますが、まずは最低生活の保障というところから、ご自宅にお風呂がない方に対して入浴券を支給しているというところでございます。体をすっきりさせていただいて、健康な生活をしていただくというところに重きを置いているものが、生活福祉課でお出ししている法外援護の入浴券ということになります。

申請についてですが、申請は特にございませんで、ケースワーカーがご自宅にお風呂がない受給者の方を把握してございますので、その方の状況を聞き取りまして手渡しをしているということで、お配りをしているものでございます。

消化率というところでございますが、やはり一部要らないよという方はございまして、昨年度でございますが、上期は20件、下期は14件程度、お戻しの件数があったというように聞いてございます。

最後です。65歳以上の割合ということでございますが、545世帯のうち433世帯という数字が上がっております。

○せらく委員 ありがとうございます。こちらの入浴券の実態というところが伝わってまいりました。

それで65歳以上の割合がほとんどということで、また消化率というところでは、戻しが20件と14件の計34件ということで、皆様利用されているのかな、戻されてはいないというところだと思います。こちら健康の維持のためにも、しっかり利用してもらいたいということは思いでございまして、例えばもらっても忘れててしまっていたりだとか、ちょっと腰が重いからなかなか入浴施設に行けないだとか、そういうこともあるのではないかと思います。事務事業評価シートには、入浴券を配付した延べ人数というようなところで記載があったのですけれども、その結果何件、何%が利用したかというところもしっかり評価をして、届く支援にしていただきたいと考えますが、こちらについて区の見解を伺います。

○豊嶋生活福祉課長 入浴券につきましては、やはりこちらのほうとしましても、お渡しした方に対しては、お風呂という意味もございまして、きちんと使っていただきたいという思いも込めて、家庭訪問等々の際に、ケースワーカーから、使ってねということは、今でもお話をさせていただいているといったところでございます。

延べとなっておりますのは、上期と下期に分けてお配りしております。上期と下期で対象世帯が変わっていることもございますので、延べという表記をさせていただきたいというところでございます。引き続きケースワーカーを通して、適切な使用になるように今後もお話を進めてまいりたいと考えてございます。

○せらく委員 ぜひケースワーカーを介して、寄り添った支援を引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、長寿お祝い事業についてです。総額2,737万円余を3,503名に支出をして、区内共通商品券を配付されています。こうした商品券が実際にどの程度利用されているのか、追跡調査は行っていますでしょうか。未使用のまま期限切れとなる商品券の割合や、使用先の傾向などを分析することで、事業の成果をはかることができると考えます。具体的な効果測定の方法についてお聞かせください。

○東野福祉計画課長 効果測定ということで、商品券の使われ方についてのお問合せでございます。具体的に追跡調査というものにつきましては、区としては行ってはおりません。その使われ方につきましては、実際に個人で使われる方、それからご家族と一緒に使われる方、様々でございます。たくさんのお礼の声などは聞かれますけれども、実際にどう使われたかというところまでは、区としては把握しているものではございません。

○せらく委員 分かりました。追跡はされていないということで、また、区としても敬意を表したいとは思うのですけれども、一方で家族から、ご本人からは喜ばれると感謝もったりする中で、この長寿お祝い事業は様々な意見が出ていると認識しておりますが、少子高齢化が進む中では、この制度が持続可能なのかという点も課題だと思っております。既に廃止や縮小を行った自治体もあると承知しておりますが、品川区として継続していくならば、お祝いの気持ちの部分にプラスして、効果や有効性についても検証をしていただくことが大切だと考えますが、区として方向性を伺います。

○東野福祉計画課長 区としては、このお祝い事業、とてもご高齢の方に喜ばれている事業ということで、今後も続けていくことで進めていきたいと思っております。

効果の測定の在り方につきましては、委員のご提案も含めまして、どういったものができるか研究してまいります。

○せらく委員 ぜひ効果の検証というところはよろしくお願ひいたします。

それでは最後に、住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金について少し伺っていきます。

この事業は、3回の給付を行ったと決算書を見て確認したのですけれども、かなり給付以外のコール

センター委託やシステム運用、郵送費というところの事務経費だけで1億円以上かかっている、総額23億8,000万円の事業なのですが、こちらについては、給付金全体のうち何%ぐらい事務経費として使われている計算になるのか、その認識を確認したいと思います。

○豊嶋生活福祉課長 事務経費についてのお尋ねでございます。割合ということでございます。今すぐパッと数字が出ないもので大変申し訳ございませんが、大体1割から2割程度というものだったというように記憶はしてございます。システム改修費等々が金額が上がってしまっている状況につきましては、住民税非課税世帯の抽出等々に、どうしても既存のシステムでは対応ができないというところで、給付金のためのシステム業者を委託して、そこに1件1件対応していただくという必要があったため、経費がかさんでしまったというところでございます。

○せらく委員 そうですね。様々なケースがあって、そういうた膨れてしまうこともあるかと思いますが、こちら給付をメインでしっかりしていただきたいと思います。今後も考えてまいります。よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお願ひいたします。私からは、245ページ、高齢者福祉施設運営費、251ページ、高齢者多世代交流支援施設運営費、263ページ、一時保護所運営費についてお伺いいたします。

1点目に高齢者福祉施設運営費、高齢者多世代交流支援施設運営費についてお伺いいたします。

私は、今年7月、千葉県旭市の特別養護老人ホーム心楽を視察いたしました。心楽はイオンタウン旭の裏にあり、多世代交流施設おひさまテラスやデイサービスわだち、旭中央病院にも隣接しています。片平墨施設長からは、福祉施設がにぎわう環境の中にあることが大切とのお話を伺いました。子どもたちが大きな滑り台を滑りに来るときに走る姿や生き生きとした表情が見え、キャッキャッという声が届くことによって存在が伝わって、自然にお年寄りとの接点ができるとのことでした。心楽には一過性のイベントではなく、お年寄りお一人お一人に得意なことをしてもらい、365日過ごせる環境が整っていました。毎日かまどでご飯を炊くときにかまど番をするお年寄りがいたり、キッチンには手慣れた姿でジャガイモの皮むきをする方がいました。書道が得意な方のために常時書道セットがリビングに準備されており、夏祭り用の焼きそば、かき氷、じゃがバターのメニューと笑顔の言葉が飾られていました。かつて農家だった方々のためには畑があり、それぞれがこだわりの農法で野菜を育てています。さらに天然青森ヒバの浴槽で入りたいときに入浴ができ、1人になりたいときのために、姿が丸見えにならず職員が見守れるよう、足だけが見えるベンチを設置するなど様々な工夫がされていました。

こうした介護の在り方は、スタッフの方々にとって大変ですが、お年寄りがとても元気になり、やりがいを感じられるともお聞きしました。五、六十代もいらっしゃいますが、介護スタッフの平均年齢は30代で、若いスタッフが多く、週休3日でオンオフを分けて勤務できる環境があるとのことです。また、介護技術と環境と思いを伸ばすことを大切にして、毎週介護技術の勉強会を多世代交流施設で行っているとのお話でした。オープンスペースで在宅介護をする一般の市民も参加できる勉強会を行うことで、福祉が地域へ流れ出て、にじみ出す取組になっていました。心楽のような365日の取組は簡単ではありませんが、お年寄りお一人お一人にできる限りお元気にお過ごしいただく工夫や、福祉が地域へにじみ出すような多世代交流の環境づくりをお願いしたいと考えます。特別養護老人ホームやゆうゆうプラザの現状について、まずはご説明ください。

○櫻村高齢者地域支援課長 私からは、多世代交流支援施設ゆうゆうプラザの現状について、お答え

をさせていただきます。

区では、現在高齢者の方の触れ合いや憩いの場、健康・生きがいづくりなどの場としまして、また、高齢者と多世代の区民交流の場としまして、現在5施設のゆうゆうプラザを指定管理者制度により展開をしているところでございます。具体的なサービス内容としましては、入浴や貸室提供のほか、多世代交流が可能な地域交流スペースの開放に加えまして、児童センターとの連携によるeスポーツ交流会など、各指定管理者による様々な多世代交流事業等を幅広く展開しているところでございます。あわせて、避暑シェルターの開設期間中においては、避暑シェルターとしても施設を開放しております。日々多くの方が、地域の方々が涼を取りにいらっしゃっているような状況でございます。今申し上げたような形で、ゆうゆうプラザは多世代交流の促進および高齢者のさらなる健康福祉の増進を日々図っているところでございます。

○菅野高齢者福祉課長 私からは、特別養護老人ホームの現状についてお答えさせていただきます。

区内には特別養護老人ホームが12施設あります。各施設では、ご家族へのヒアリングやご本人の経歴などを参考に趣味などを把握し、習字や絵画などのクラブ活動や季節のイベントへの参加等により、利用者の方に楽しんでもらう工夫をしていると伺っております。また、例えばゆうゆうプラザと複合している平塚橋特別養護老人ホームでは、地域とのイベントに高齢者の方に参加してもらったり、あとは戸越台中学校と併設しております戸越台養護老人ホームでは、夏休みに中学生がボランティアで来たりなど、そういった形で交流等が行われると伺っております。

○横山委員 ご説明ありがとうございました。例えば、先ほどご紹介しましたような心楽のように、ノウハウを持った民間の大型商業施設と連携しての多世代交流について、区のお考えをお聞かせください。さらに、根本的には国の制度の課題なのですけれども、例えば要介護3の方がお元気になり、要介護2になると、特例措置で施設に残ることはできますが、運営事業者への運営費の負担が重くなってしまうと伺いました。品川区では処遇改善などを実施していますが、お年寄りが元気になったときのインセンティブの加算や給与面のフォローなど、介護職員の方々のやりたい介護が実現できるような仕組み、環境づくりにつながるよう、今後の介護の在り方を検討していくことも重要だと考えます。区のご見解をお聞かせください。

2点目に行きます。一時保護所運営費についてお伺いいたします。

私は今年6月、東京都から委託された民間一時保護所であるさつき一時保護所を視察し、職員の方々からお話を伺いました。児童・生徒のスマートフォンは、子どもたちを守るために使用ができず、児童相談所で預かっているため、万が一高校生の登下校中に緊急事態が起きた場合の連絡ツールは公衆電話に限られますが、現在は公衆電話の設置数が減少しており、使用したことのない子どもたちも多くいます。また、学校からの連絡は共有アプリやメールとなっており、急な授業変更、持ち物、時間割、台風や大雨などによる休校の連絡などスマホが必要な状況です。学校のタブレットやパソコンも、通学中などはWi-Fiがないと使用ができません。例えば、区として管理のできるスマホがあることによって、通学中の緊急事態に対応することができます。万が一無断外出などがあっても、位置情報が分かれればリスクを軽減することが可能ではないかというお話を伺いましたが、通学時のスマホの所持や利用について、現在の区のお考えをお聞かせください。

○樺村高齢者地域支援課長 私からは、ノウハウを持った民間の大型商業施設と連携した多世代交流についてお答えをさせていただきます。

大型商業施設との連携事例についてはこれまでに実績がないのですけれども、例えば大崎ゆうゆうプ

ラザのほうでは、キューピーやヤクルトなどの企業のご協力をいただいて、食事や健康についてのイベントを実施したところでございます。引き続き高齢者施設としての立場から、さらなる多世代交流につながることができるよう、視野を広く持って展開していきたいと考えてございます。

○菅野高齢者福祉課長 私からは、介護職員のインセンティブ等についてお答えさせていただきます。

区では、介護施設を対象に、入所者の要介護度が改善された場合、インセンティブとして、その事業者に対して奨励金を交付しております。また、例えば品川介護福祉専門学校が開催しております実践研究発表会では、特別養護老人ホームにおける、例えば入浴回数を増やす工夫や、歩きたい方の希望をかなえた成功例など、介護現場の日頃の取組が発表されておりまして、職員一人ひとりの、利用者の思いに向き合って、その方のやりたいことを何とか実現しようとしているようなことを実感します。そういったことの取組を通して、介護人材の確保定着にもつながっていると考えております。

○長谷川児童相談課長 私からは、通学時のスマホの活用についてお答えします。

まず区では、保育園、小学校、中学校、高校など、可能な限り通園・通学の支援を行っております。可能な限りというのは、保護者等による奪還のリスクがないこと、学校等の受入体制が整っていること、そして何より、お子さん自身が通園通学を望んでいることなどです。これらを満たし、児童相談所が安全と判断した場合には、積極的に通園・通学の支援を行っております。

次に通学方法ですが、保育園や小学校、区立の中学校の場合は、往復とも職員同伴の上タクシーにて登園・登校しております。その際、万が一に備え、少額の電話料金を手渡しておりますが、これまで利用の実績はございません。一方、私立の中学校や高校の場合には、食事代として1,000円を渡しており、不測の事態が起きた際にはその中から支出してもらう運用しております。このため、スマホがないとすぐに困る状況ではないものの、委員ご紹介の活用方法による効果も認められることから、令和8年度に向けて、機能を制限したキッズスマホの活用を検討しているところでございます。

○横山委員 それぞれありがとうございます。キッズスマホ、検討よろしくお願ひいたします。

時間がありませんので要望だけ、一時保護所の拡充をお願いしたいと思っております。先ほどのさつき一時保護所も含めまして、例えば東京都では民間の一時保護所を委託で運営しています。委託や、または民間にというような形、児童養護施設の一時保護委託というような手法もあるかと思いますので、ぜひ保護先の拡充をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。私からは、237ページの福祉タクシー・自動車燃料費助成、それから261ページのヤングケアラー支援事業について伺います。

まず、福祉タクシー・自動車燃料費助成について伺います。

この助成は、外出困難な障害のある方に対し、日常生活のために必要なタクシー利用料金または自動車燃料費の一部を助成するもので、障害のある方々にも外出していただきやすくするための重要な支援であると考えております。助成制度の概要と利用者数についてお教えください。

○松山障害者支援課長 福祉タクシー等の助成制度の概要と利用者数についてでございます。まず助成制度の概要についてですが、外出困難な障害のある方に対しまして、1か月当たり3,500円助成するもので、障害者の生活の利便と生活圏の拡大を図るものでございます。令和6年度から、自動車燃料費助成について月500円増額するとともに、福祉タクシー券と共に券といたしました。また、利用者数については、令和6年度で4,067人です。

○山本委員 ご回答ありがとうございます。4,000人を超える多くの方々にご利用いただいている

るということで理解しました。

本助成に関しては、複数の障害者団体の皆様、それから障害のある方々からの要望を受けて、会派から支援額の増額、それから効率的な支給と利便性向上のためのキャッシュレス決済の支給の検討を要望させていただきました。まず増額をかなえていただきありがとうございます。

一方、利便性の向上のほうは、さらに改善できる余地があると考えております。券種を細かく100円単位にしていただきたいという要望に応えて、100円券を増やしていただきましたが、障害の種類によっては、紙の枚数が増えて、また種類が増えて扱いにくいというお声もいただいたところで、これは非常に悩ましいところだなという理解でございます。デジタル化の活用がよいと思っておりますけれども、ICカード決済については、福祉タクシー利用券と自動車燃料費助成を共通にしていただいたということで、使用可能なカードが現状ないため導入が難しい状況だと聞いております。デジタル活用に対して、区としての現在の検討状況や課題をお教えください。

○松山障害者支援課長 福祉タクシーのデジタル活用についての検討状況と課題でございます。まず検討状況についてですが、他自治体の状況を調べましたところ、全国的にはまだ少数でございますけれども、マイナンバーカード、マイナンバーを活用した実証実験を行っている自治体もございまして、動向を注視しているところでございます。

また、それから課題についてでございますが、デジタル化によって利用者の利便性の向上や事業者側の事務負担の軽減が図られる一方で、主な課題は3つあると考えております。1つ目でございますが、事業者とのどういった情報連携の仕組みによって可能なのか、事業者側との調整が必要であること。それから2点目は、福祉タクシー券が使用可能な範囲が、23区内はもちろんのこと、武蔵野市、三鷹市まで広域的に渡ること。そして3点目は、デジタル操作に不慣れな障害のある方へのサポートや配慮が必要なことでございます。

○山本委員 ご説明をありがとうございます。状況、お考え、理解をいたしました。その中でなですけれども、先日一般質問の答弁の中で、品川区として区立学校の標準服の無償化において、電子クーポンでの配付をするということで決めていただいて、事業者選定を進めていただいているというご答弁をいただきました。これは区独自の様式でご検討を進めていただくということだと理解しております。本件は、区では初めての取組であると考えておりますので、新しい取組を1つ前に進めさせていただいたのだと考えておりますので、大きな一歩と評価しております。この実例を基に、さらに区での電子クーポンという活用を進めていただき、検討ができるのではないかというところでございます。本助成に対しても、今課題をいただいているが、共通のICカード決済などではなくて、区独自での電子クーポンの配布の検討をできないかなと考えております。既にある既存の事業をクーポン化するには、関係当事者の方々のデメリット等の影響、それから、費用など様々考慮する必要があると考えております。今お答えいただいたところありますけれども、改めてこの詳細を把握したくて、事務委託先と委託費用、それからこの流れ、助成券の交付から、最終的に区が事業者に資金を支払うまでの事務の流れ、それから福祉タクシー等の事業者数についてそれぞれお教えください。

○松山障害者支援課長 事業所に関するご質問にお答えいたします。

まず、事務委託先が品川区社会福祉協議会でございまして、事務委託費用は1,485万5,000円でございます。

次に、事務の流れでございます。品川区社会福祉協議会が利用者に券を配付いたします。利用される方が使われた後、事業者が品川区社会福祉協議会に助成券、券を持ち込みまして、それで品川区社会福

祉協議会が助成券の利用を確認の上、事業所に支払いをいたします。最終的には、品川区社会福祉協議会からの実績報告に基づきまして、区が最終チェックをいたしまして精算をいたします。

また、福祉タクシーやガソリン券の事業者数でございます。区内外で約160事業所でございます。

○山本委員 ご説明ありがとうございます。それぞれ理解が進みました。

まず、電子クーポン化する場合を考えてみたいと思います。利用者にとってですけれども、スマートでの電子決済ができることになり、紙の煩雑さやお釣りがもらえなかったり、ぴったり払わなければいけなかったりなどというところの問題がクリアとなり、利用者の利便性が向上すると考えます。先ほどおっしゃっていただいたデジタルデバイドに対する配慮、サポートというものはもちろん必要だと思いますので、その辺りは十分に配慮の上でやっていくということかとは思っております。

事業者の方々ですけれども、助成券を回収して品川区社会福祉協議会に持ち込むといったところで、資金立替えや、そういった依頼をする手間が、電子化によって資金の回収の早期化や事務効率化につながる可能性があると思っております。また、この事業者数160者と多いですけれども、電子クーポンを手がける事業者は一斉に説明をする説明会など、こういった辺りは慣れていると思われるので、ご相談いただきたいなと思っております。

そして、品川区社会福祉協議会のほうでこのような事務委託を受けて、この利用状況の回収、正しく利用されているかの確認をされる、4,000人の利用者の方々のものを毎月確認して、それでさらに振込依頼をすると、結構な手間がかかっているのかなというところで、これに対して1,400万円ということで、それなりの費用をお支払いしているのかなと思いますし、最終区としては、それを確認してお支払いしているというところで、こういった確認の手間などもかなり負担としてかかっているのかなというところで思っております。

これを電子化することで、一覧化してすぐに共有できて、そういった作業負担が一気に解消するというようなところもあるかなと思いますので、この事務委託先や区としての作業負担の軽減というものは大きく図れるのかなと思います。費用のところは、この事務委託料の1,400万円の一部から捻出することができるのかなと思っている次第です。課題はさらに検討する上で出てくるかもしれませんけれども、ぜひ検討を進めてほしいと考えております。区の中で標準服無償化でご検討されたという経緯がございますので、ぜひ教育委員会の学務課に聞いていただきたい、この支援策をさらによくするために、選択肢として検討や研究を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 今後についてのお尋ねでございます。教育委員会のほうで実例があるということですので、話を聞きながら研究してまいりたいと考えております。

○山本委員 前向きなお答えありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

そのように考えると、このように電子クーポン化のノウハウ、一度ご検討いただいているというところで、府内で、もちろんまだこれから話になると思うのですけれども、検討した経緯や課題解決の手法ということでノウハウ等を情報共有して、横展開していただくことが、区政の効率的、効果的な政策立案につながって有効なのではないかと考えております。また、同種の電子クーポンの活用がそれぞれの部署で進んでいけば、まとめていくことも、考え方も出てくるかと思います。これは本来最初にプラットフォームとして入れて、それぞれ考えていくことがいいのかなということをこれまでお伝えしておりますが、ボトムアップで増えてきて後からまとめるということも結構有効ではないかと思っております。この辺り、款別にするには超えるところがありますが、可能であれば企画のほうから、こういった事例の横展開や情報共有、展開の仕方についての考え方について、ご見解いただければと思

ます。

○久保田企画経営部長 一般質問のところでもいろいろとご質問いただいたデジタルプラットフォームやデジタル地域通貨に関するご質問だと思うのですけれども、私どもとしましては、今デジタル商品券の導入を始めたばかりでございますので、当面はそちらのほうに注力をしていきたいと考えております。ただ、委員からも今お話がありましたように、電子クーポンも今後始めますので、全般的にそういうものについては共有していきたいなとは思っております。

○山本委員 ご回答ありがとうございます。そうですね。足元のところでは、まず新しいものに注力されるというところですけれども、ぜひいい、新しい展開については情報共有等進めていただけるということでしたので、よりよい区政のために進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、ヤングケアラー支援事業について伺います。

昨年の決算特別委員会でもご質問させていただきました。令和5年度に実施された子ども向け実態把握のアンケート調査で、小学生で8%、中学生5.2%、高校生5%がヤングケアラーに該当するとの結果があり、様々な支援施策を進めていただいていると考えます。ちょっと時間のほうがなくなつてしまいりましたので、要点をお伝えしたいのですけれども、昨年の決算特別委員会で、やはり区としての課題は、ヤングケアラーと自覚している方々を探していくことが非常に課題だということで、そういう方々を見つけていくことの手法をご提案させていただきました。具体的には、ウェブサイトやアプリを通じて継続的に意識調査やアンケートを実施できるプラットフォームを構築し、導入することがいいのではないかというところでございます。これはいろいろ、様々支援策を進めていただいている中で、いよいよ支援に必要な子どもたちをプロアクティブに探していくことが有効だと思うのですけれども、その辺り、現状の課題認識と検討状況についてお教えいただければと思います。

○吉野子ども家庭支援センター長 今委員のご指摘のとおり、なかなか支援が結びつかないというところが、多くが課題となっております。

それから、今現在なのですけれども、LINE相談という形でやっておりまして、約140人の方と相談業務をしているところでございます。今ですけれども、LINE相談と区立小学校のタブレット、そういう形で気軽に相談できる体制を整えております。こういった仕組みはとても大切であると感じております。

○山本委員 ありがとうございます。さらに前に進めて、プラットフォーム構築等、引き続きご検討いただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 277ページ、区立保育園費から若手保育士の育成について、そして保育の質の向上について、質問をさせていただきたいと思います。

先ほども1日保育士体験のお話も質疑もありました。品川区のすばらしい取組だと思っています。品川区は本当に多くの共働きの方がいらっしゃって、多くのご家庭がお子さんを保育園に預けていると思います。その中の保育士の存在、そしてまた園の雰囲気、子育てる子どもを安心して預けられる場所、非常に大事だなと思っています。

まず初めに、入区1年から2年の若手保育士が、ここ数年間で退職した人数を年度ごとにお伺いいたします。

○染谷保育施設運営課長 入区1年目、2年目の若手保育士の退職の状況でございます。ここ3年の状況でお伝えいたしますと、令和4年度が3人、令和5年度が4人、令和6年度が3人の退職となって

おります。

○新妻委員 ありがとうございます。全体の保育士の数から見たら、率としては少ないのかもしれませんけれども、令和4年度3人、令和5年度4人、令和6年度3人という、実際にこのような若手の方に辞められている人がいるという実態が分かりました。退職理由につきまして、差し支えない範囲で教えていただきたいと思います。

○染谷保育施設運営課長 退職の理由につきましては、多岐にわたるところはございますけれども、中には残念ながら職場への適応が難しく、退職を選択したケースなどもございますが、その他、別業種への転職、進学、夫の転勤の関係など、様々な理由によりまして退職という形となっております。

○新妻委員 ありがとうございます。新たな自分のチャレンジとして転職をするケースも、今は時代の流れの中で、それは決して否定するものではありません。一方で、本当は保育士を続けたいけれども、なかなか園になじめなくて、やむを得ず辞めていく方もいらっしゃる、そのような方がいるということも事実だと、今ご答弁がありました。私も実際に保育士の方からご相談をお受けいたしまして、今回、この質問を取り上げさせていただくことにしました。

年に1回、課長が各園に出向き、ヒアリングを行い、業務改善や保育士の人事に関する意向など確認されていることは承知をしております。このヒアリングの中で、何か具体的な改善案が提案された際、また、年度途中で他の園への異動を希望した保育士がいた場合の対応をお伺いいたします。また、保育士が安心して相談ができる、そして寄り添って聞いてくれる場がどこにあるのか、そのような場所があるのか、お伺いをいたします。

○染谷保育施設運営課長 ヒアリングを行っていく中で、園での人間関係など具体的な問題について申告があった場合につきましては、本人の同意を当然前提とした上ですけれども、園長等と協議をしながら、是正が必要な場合についてはしかるべき対応をしているというところでございます。それから人事異動につきましては、基本的には4月1日付の定期異動、こちらを基本としておりまして、まずは同一職場内での状況改善を図ることを第一として、現在対応しているところでございます。

それから、委員おっしゃられた定期異動のヒアリング以外にも、保育施設運営課で人事管理を担当する係が、隨時いろいろお困り事相談受付をしておりますし、今後、組織改正などを含めて検討を進める中で、相談窓口の明確化や、それから相談者の立場が守られるように、窓口で知り得た事実等に関しては秘密は守られると。こちらについては区のハラスメント等の相談窓口と同様のお取扱いですけれども、そういったところをしっかり周知をしていくというところ、併せて新たな取組といたしまして、年度途中に新規採用職員を対象としたヒアリングを実施するなど、そういったところの対応を実施してまいりたいと考えております。

○新妻委員 ありがとうございました。本当にこれ、若手の職員の育成というものは保育士だけに限ったことではありませんけれども、若い方たちが希望を持って入区、品川区に来てくださった方がしっかりと希望を持ちながら、またその夢をかなえていける、そのような職場であってほしいと思っています。ただいま課長のご答弁の中で、今後の相談窓口の体制整備ということが明確にご答弁をいただきました。何より大事なことは、これまでもそのような相談の場というものはあったかと思いませんけれども、相談をした人が安心して、自分が相談したことが周りに漏れ伝わらない、そのような場所である、相談体制があるということが非常に大事だと思っておりますので、しっかりその体制を整えていただきたいと思います。

次に、区立保育園におけるパワーハラスメントの現状、また状況をお伺いいたします。

○染谷保育施設運営課長　　区立保育園におけるパワーハラスメントの状況というところでございます。

まず、ハラスメントと思われるような行為に関する相談があった場合につきましては、現場の監督者として指導助言を行うなど、適切な対応を行っているところであります。また、人事課や人権・ジェンダー平等推進課のほうにハラスメントの相談窓口が設置されておりますので、そちらともしっかりと連携をして事案に当たっているというところです。

なお、パワーハラスメントの行為者とされた者につきましては、区の規定に従いまして、調査によりまして事実が確認された場合には、処分に付すというようなことになっておりますけれども、保育士においてそのような事案というものは現在発生はしておりません。

○新妻委員　　ありがとうございます。ハラスメントと認定をされる、そのようなところまではきっとといっていいことかもしれませんけれども、日常の保育園の中で園になじめない人がいる、退職者が出ており以上、何かしらの、そのようなよろしくない雰囲気があるのかなとも思っております。しっかりとそこがハラスメントと認定をされていないけれども、今後しっかりとそのような園の状況を、ヒアリングをする中で課長もつかんでいらっしゃることもあるかと思いますので、改善がしていかれますように取組を進めていただきたいと思います。

そして最後に、園長、副園長の管理職が、もう若手の育成や教育に本当にご苦労されているものと思います。これは経験の違いや年齢のギャップも多分に考えられますが、区の人材育成の取組は機能しているのか、お伺いをいたします。

○染谷保育施設運営課長　　保育士の若手の育成、教育というところでございますが、実際に多くの、20代が全体の3割や30代が全体の7割を占めるというような状況がございますので、若手職員の育成と、その働きやすい、力を發揮できる職場をつくっていくということは非常に重要であると考えております、その中で品川区におきましては、人事課で実施する研修のほかに、のびしなプロフェッショナルスクールという、他の自治体にはない保育士向けの充実した研修体系、こちら用意しております。この研修におきまして、若手保育士向けの育成に向けた研修は当然ながら、マネジメント層、園長、副園長に対する研修におきまして、例えば心理的安全性の高い職場づくりや、パワーハラスメントに関する内容を扱うなどとしておりまして、若手の人材育成と働きやすい職場環境づくりの両面におきまして、しっかりと推進していくという体制を取っているところでございます。

○新妻委員　　ありがとうございました。1つまたお願いをさせていただきたいことは、研修制度の充実をしっかりと進めていただきたいと思います。そして保育士、大変忙しい日常生活であるかと思いますので、そのような忙しい園の業務もやりながらも、しっかりと研修が受けられる体制を区のほうで後押ししていただきたいと思いますが、再度見解を伺います。

○染谷保育施設運営課長　　委員おっしゃられるとおりで、なかなか保育士の方、研修のメニューがある中でも、時間的な余裕がなくて研修を受けられないというような話を聞くこともございます。現在、様々研修充実を図っておりますし、研修に行きやすい状況というのも各園で取れるようにということは、きちんとこちらのほうで整えていきたいと考えております。

○石田（秀）委員長　　次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員　　よろしくお願ひします。281ページ、病児保育、病後児保育事業、それと233ページ、障害者理解・普及啓発事業についてお尋ねさせていただきます。

まず最初に、281ページ、病児保育についてお尋ねをさせていただきます。

今年の令和6年第2回区議会定例会で、私は品川区の病児保育について取り上げさせていただきまし

た。病児保育の現況と今後の施策について質問を行いました。それ以降、継続して品川区における子育て支援事業として、病児保育を拡充支援する立場から質疑を行ってまいりました。私は、病児保育事業の拡大のためには、地域差解消を見据えた医療機関併設型病児保育施設の拡充が急務と考えております。医療機関への積極的な働きかけを要望してまいりました。今年度中に医療機関併設型病児保育施設2施設と、さらに保育型併設型病児保育施設1施設が開設をされたことは、大変すばらしい成果でありまして評価をしております。しかし、その一方、なぜ病児保育を行う施設はなかなか増えないのでしょうか。病児保育を行う上での困難さについて、この間の増設の取組を行ってきた区としては、どのように把握をされ、対応を行ってきたのでしょうか。お知らせください。

○染谷保育施設運営課長 病児保育につきましては、以前から課題となっていました。その供給量が不足している部分と、それからあと地域偏在に係る部分について課題となっていました。今、委員からのご紹介をいただきましたところで、今年度において、保育所併設型で1施設、それから医療機関併設型で2施設の開設が予定をされておりますけれども、この間におきましては、この課題を解決するに当たって、例えば医師会を通じて各クリニックの皆さんに説明会を実施したり、それからあと運営に係る経費の部分がやはり1つ課題となってくる部分あるかと思いますので、そちらのほう、委託料をこの令和7年度予算から増額するなどの対応をしたりすることで、今後の開設、量の供給をしっかりと満たせるようにというところで取組を進めているところでございます。

○高橋（伸）委員 私が事業者から受けたヒアリングでは、行政からの様々な支援、補助は、病児保育の事業展開の大きな支えになっていると高く評価をされていました。しかし、最も苦労することは人材の確保と病児利用者の関係だということを私はヒアリングで受けました。それで、今、2024年は出生率60万人となっております。核家族は85%に及んで、共働き家庭は全体の3分の2となっております。今この時代、本当にこの育児環境下では、子どもが一旦病気になると仕事のことや看病のこと、病気のストレス、容易に家族関係、夫婦関係が劣ると指摘をされております。そこで、病児保育はこのような親子環境を支え、子ども最適な環境で療養し、保護者の心理的ストレスを軽減し、育児環境に好影響を与える親支援のセーフティネットであります。品川区は、病児保育における、この側面をどのように評価をされているのでしょうか。

○染谷保育施設運営課長 病児保育におきましては、やはり様々、ご家庭によりまして、就労の仕方など、そういったところ異なる部分あるかと思います。もちろんご自宅で一緒にお子さんと病時に過ごせるという環境があることは望ましいことではございますけれども、やはり就労支援と、それからお子さんの健やかな保育というところの観点から、病児保育の事業については非常に重要な施策であるというように現状認識しているところでございます。

○高橋（伸）委員 今回品川区では、新たにスマホから病児保育の予約ができる、あずかるこちゃん病児保育という予約システムが導入され、9月26日から運用が始まったと私は認識しております。このあずかるこちゃんの導入に至ったいきさつを、まずご説明ください。それと、あと今回参加を見送った施設があるとお聞きをしましたけれども、その理由についてお知らせください。

○染谷保育施設運営課長 施設予約システムあずかるこちゃんにつきましては、この6月の補正予算で議決をいただいて導入をしたものになります。先ほどのお話の中でもありましたけれども、施設数が増えていく中で、区民の方の利便性を向上するというところを図るために導入を進めさせていただいたというものでございますが、その中で実際に利用をされるかされないかというところにつきましては、各事業者、病児保育を受託していただいている事業者の方たちのご判断の中で実施をしていくと。まず

はそのシステムを入れるに当たりましても、やはり登録をするに当たって、そのお子さんが病児保育をご利用できるかどうかというところの判断については、各クリニックのほうで実際に面談をするといったところに関しましては、これまでの仕組みと変わらない部分もございますので、そういったところ、より利便性の向上と、それからあと実際に受けていただくクリニックの方たちの体制の部分と、そういったところをきちんと整えながら、順次導入のほう進めさせていただければと考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 これ、あれですよね。新規に始める施設、保育施設にはメリットは大きいと思われますけれども、独自に今まで利用者と信頼関係を築いてきた施設というものは、何というのですか、選択肢もあってよいかと思います。その辺について、区のお考えをお聞かせ願います。

○染谷保育施設運営課長 システムでスマートフォンを利用して予約ができるという、そちらの利便性というところと、それからあと、これまでいろいろ電話などで予約をしてきたというこれまでの仕組みと両方あるかと思いますけれども、全てシステムのほうに切替えをしていくということではなくて、それぞれの状況に応じて、予約の方法については検討していければと考えております。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。ぜひこれからも展開よろしくお願ひいたします。

続きまして、233ページ、障害者理解・普及啓発事業に関連をして、旧リボンの跡地で障害者就労体験事業が9月25日から実施をされておるかと思います。そこで、この目的なのですけれども、障害者等が地域と交流機会を設けるというところで、地域との関わりというものをこれからどのように展開していくのかということを教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長 旧リボン跡地の障害者就労体験事業についてでございます。既に25日オープン以降、先週の土日で、ちょうど旗の台近辺のお祭りがございまして、そういったときにおみこしを旧リボンのお店の前におきまして、多くの方に、非常に多くの方にご利用いただいて、大変にぎわっております。

また、町会をはじめ、あとは会館まつり等、会館の地域活動支援センターも含めまして、ご利用の方と近隣の町会等とも、関わりを持っていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員 ぜひ地域に根づいて、これから継続してやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○石田（秀）委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、283ページ、区内私立保育園経費と、287ページ、認証保育所経費に關わって、定員割れ加算について、あと宿舎借り上げ支援事業について伺います。

私立保育園から、定員がなかなか埋まらなくて大変だという声が寄せられています。認可保育園からも、この定員割れで公定価格が減ってしまうことへの補助制度をつくってほしいという声がありますし、認証保育所からも、定員が今年の8月まで埋まらなくて大変だった。昨年は支給される運営費が上がったので、何とか赤字にはならなかった。何とかとんとんだったということなのですけれども、それまでに数百万円の赤字が続いていたと、運営の大変さを伺いました。こうした声は、定員が埋まらなくても保育士は配置しなければならないということになっていますので、そのために出ていると思います。こうした保育園の運営支援のため、定員割れ補助、ぜひ区で実施をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長 認可保育所および認証保育所の運営費に対するご質問にお答えさせていただきます。

まず認可保育所、これは国の公定価格に基づいて支給をさせていただいているところでございますが、公定価格、これは在園児の数に応じて運営費が積み上がる仕組みとなっておりますので、在園児の状況に影響を受けるようなものというようになってございます。また、認証保育所も、東京都の制度によって認証されている事業所でございまして、こちらも東京都の運営費のお考えが国と同様となっているので、在園児が少なくなると運営費に影響が出るような仕組みというようになっております。

委員からご提案の定員割れに対する補助でございますけれども、現在、従来の区の方針と変わりなく、実施の予定というものはないのですが、これは、まず運営に当たっては、公定価格、これは申し訳ございません、申し訳ございませんでした。区内には、区が認可している認可保育所以外にも、認可外の保育施設多数ございまして、民間市場に与える影響が非常に大きいことということと、対象とならなかつた補助事業者の不公平感、こうした問題、または財政的な問題など、様々な課題があると考えているところでございます。

ただ一方で、経営支援につきましても、区としては非常に重要なテーマであると考えてございまして、今年でいきますと、空き定員を活用しました未就園児の定期預かり事業などを実施しております。新たに発生する保育ニーズに対応した事業実施を通じまして、経営支援をしていきたいと考えているところでございます。

○のだて委員 実施できない理由を様々述べられたわけですけれども、民間保育市場に与える影響が大きいということはどのようなことなのか、また、認可外施設の不公平感ということもおっしゃられました。これがどのようなことなのか伺いたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長 民間市場に与える影響ということでございますが、認可外保育施設、民間事業者でそれぞれ努力をされて、入園者を獲得しているというような状況がございますので、そうしたところに与える影響というものが多いと考えているところでございます。

○石田（秀）委員長 もう一つありました。

○佐藤保育事業担当課長 申し訳ございませんでした。不公平感についてでございますが、先ほどお話しさせていただきましたように、各事業者それぞれ努力をされて、様々な取組をして、入園されるお子様を獲得するような努力をされているというようなところから、不公平感が発生するのではないかと考えております。

○のだて委員 それぞれの園が努力をしているということですけれども、そうした中で、いろいろ既に大変な状況にあるということなのです。運営費も既にかつかつの状態というか、やっている中で、この未就園児の空き利用も使ってほしいというお話もありましたが、空きを利用して慣れない子どもを受け入れるということになるので、子どもが1日中泣きっぱなしで、保育士にはさらに負担をかけるということになって、そのようなことはできないという声もあります。やはりそうしたことが大きな、保育士に新たな負担になるということですので、実際そうしたために、未就園児預かり事業というものは実施している園も少ないと思うのです。今年度の予算で見ると31園、全体の約20%というところでやっているという状況ですので、こうした状況の中でなかなか大変だと思うのですけれども、改めてこれを実施すべきだというように求めたいと思います。

実際、今既にこの定員割れ補助というものは、23区の中で20区が何らかの支援を行っている状況です。16区が認可保育園に、そして4区が認証保育所も対象にして、期間は半年から通年で行われているという状況です。その中で、令和5年度から、新たに北区ではこの補助事業を開始しました。私立保育園の運営安定化のため、人件費不足分を補助することを目的に始めたということで、やはりこうし

た支援をしていくということが私は必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長 まず、未就園児定期預かり事業に関するご質問にお答えさせていただきます。

こちら令和5年度より品川区、国の誰でも通園制度、来年から実施されますので、それに向けた試行的な事業として実施しているところでございます。委員からお話しいただきましたような、慣れないお子さんが行ってしまって泣いてしまうというような状況があると。これは区としても把握しているところでございますが、今令和5年から実施していまして、複数年たっている中で、様々な経験をされている園ございまして、その中で、当初そういった状況はあったけれども、それに対応する策というものを経験を積んでいるので、今年度に関してはそうした状況に対応できるようになってきているというようなお話を聞いてございます。

さらに、国の補助額以上に東京都の補助制度を活用して、様々な事業者に補助を実施させていただいてございます。こうした補助を活用して、さらなる人員配置などを行っていただいている園があるというように聞いてございまして、昨年度、令和6年、25園の実施がありまして、金額でいきますと8,000万円ほどの補助実績がございます。こうした取組を通じて経営支援のほうをしていきたいと考えております。

ですから、続きまして空き定員に対する補助につきましても、このような新たな保育ニーズに対応する補助事業の実施、こうしたことを通じて経営支援を引き続き行っていきたいと考えております。

○のだて委員 様々経営努力をしてほしいという話なのですが、やはりもう今いっぱい、大変で、既に大変だという中で、さらに頑張れということは酷な話ではないかと思います。ぜひ区としても、この定員割れ補助実施に踏み出していくべきだと思います。

それと、宿舎借り上げ支援のところでは、園負担が発生しているということを聞きまして、更新料や敷金なども園が負担しているという話を伺いました。その中で、助成金の支払いが3月下旬頃になつていて、一時的に肩代わりをしないといけないということも大変だということで、日々出してもらったら助かるという声も伺いました。こうした園の負担もさらに軽減をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長 宿舎借り上げ支援事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

区としては、数年前から継続的に宿舎借り上げ支援事業補助金実施してございまして、この事業、国や東京都の制度を活用した事業でございます。委員お話しのとおり、8分の1の負担というものを事業者の負担で行っていただく事業というようになってございます。月々の補助に関しましては、事務的な問題から非常に難しいところがあるのでけれども、現場の声を聴きながら、改善できるところを対応していきたいと考えております。

○石田（秀）委員長 次に、澤田委員。

○澤田委員 本日は、235ページ、移動支援事業、289ページ、私立幼稚園経費についてお伺いします。

先日の厚生委員会にて、今年度の補正予算で放課後等デイサービス事業所開設費用助成が、11月から申請を開始することが報告されました。この制度がスタートすることで、中重度の障害を持つお子さんが通うことのできる事業所が増えること、また送迎が整備されることで、安心して通わせてあげられる環境が整っていくことを心より期待しています。しかし、移動支援の課題は放課後だけではなく、朝の登校時間も皆同じため、需要に対し供給が十分でなく困っているとの声もあります。この課題を解決

するには、送迎車を出していただくこと、そこに配置する支援員、徒歩で送迎してくださる支援員も必要です。しかし、子どもは急に走り出すことがあるため、何かあっても対応できないと懸念する高齢の方も多いことや、登校時間だけの支援となるため、短時間であり、報酬が少ないということが人材不足にもつながっていると考えられます。区として、朝にも送迎車が出せるよう、通学支援の加算や支援員の報酬を加算するなどして、移動支援を応援していただければと思いますが、お考えをお聞かせください。

○松山障害者支援課長 移動支援についてのご質問でございます。区としても、委員ご指摘の移動支援の通学支援については、特に課題だと認識しております。やはり1つは人材不足です。登校する時間が同じでマン・ツー・マンであるため、複数の子どもたちへの移動支援が同時に必要であることや、また、短時間支援であるため報酬が少ない、あとは多動なお子さんに対してのリスクというものが難しいといったことで、人材不足が生じております。そのため、7月末に移動支援事業所連絡会を実施し、意見交換を行ったところ、人に対する支援、そして車に対する支援というものは事業者からも求められており、それぞれ事業所とともに、アイデアや改善策を今検討しているところでございます。

○澤田委員 ありがとうございます。今、いろいろなことを検討されているということですので、ぜひ実行していただいて、子どもたちが安全に通えるよう、支援員の方を支援していただければと思います。

それと人材不足を解消するということのアイデアなのですが、アイデアの前にすみません、区としても、知的障害者（児）移動支援従事者養成講座が現在行われていると思いますが、年1回だったものが2回に増えたのかなと記憶しております。受講後にどれくらいの方が支援員として実際に活動されているのかの割合というか、どのように感じていらっしゃるかということも教えていただきたいということと、受講者数というものはやはり増えたのかということもお聞かせいただければと思います。

○松山障害者支援課長 移動支援従事者の研修に対するお尋ねでございます。研修受講者数としては、令和6年度は15名定員のところ、12名、13名、2回行っておりますので、そういう定員に到達するような数でございます。ただし、そのうち事業者に登録した人数というものは、まだこれからということなのですが、ただこの、例えば令和2年度から令和6年度まで研修受講者数が71人おりまして、そのうち事業者に登録した人数が15人ということでございました。今のところ研修に受講されても、なかなか登録数としては増えないということも課題だと認識しております。

○澤田委員 受講者数の割合として、実際に実働している方というものが少ないということは本当に課題だと思いますので、ぜひその方たちの不安というか、例えば走り出す子どもたちの対応など、そのようなことも不安を取り除く取組や、あとはそうですね、移動支援の意義や重要さというものを改めてお伝えできたらいいのではないかなと思っております。

さらにそのことをアピールするためにも、多くの方に広く知っていただくことというのも大切であると考えておりますし、例えば移動支援の方の活躍する記事を区報などで特集をして載せることや、同時にその撮影風景の動画をコラボしてホームページで見ることができるようになります、SNSでも併せて周知するなどして、広く皆さんに知っていただくことや、ほかにも高校生から養成講座が受講できるということもありますし、若い世代に知っていただくためにも、児童館にチラシを置いたり、それこそ小学生のイベントでまずは知ってもらう取組を行って、成長したときに協力していただけるようにというような、長期的な視点でのPRもあるのかなと考えています。ぜひ多くの方に発信していただいて、移動支援事業者や当事者の皆さんとも協力しながら、戦略広報課ともしっかりと手を組みながら、いろいろ

ろな方向から進めていくことも今後の人材確保の後押しになるのではないかと考えます。ご見解をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 移動支援従事者の人材確保のためのPRということでございます。現在、地域自立支援協議会の子ども支援部会の中でも、人材確保をしようということで、移動支援の仕事についてPRするための動画をつくろうというようなお声も上がっておりまます。委員ご提案の区報も含めてですけれども、様々な機会やツールを使いまして、積極的に今後も発信してまいります。

○澤田委員 ありがとうございます。様々取組、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、幼稚園経費についてお伺いいたします。

私立幼稚園では、特別な支援を必要としている児童を受け入れている園が加配の先生を配置する際、その経費については区として助成を行っていらっしゃると思います。児童の安全確保のための加配の先生の雇用費用は園にとって大きな負担ですが、運営側の課題によって障害児の受け入れが実施できないということを防ぐためにも必要な制度であり、現在実施されていることは1人の母としても大変ありがたいと思っています。しかし、人件費は大きいため、現在の助成額をいただいてもまだまだ苦しいという声もあります。またもう一つ、給与をしっかりとお支払いしていたとしても、そもそも人材が集まらないことにお困りであるともお聞きしています。

区立園のように加配の先生を私立幼稚園にも配置していただくことは難しいかもしれません、そのような仕組みもあってもいいのかなと思っています。特別な支援を必要な児童が、障害を理由に私立幼稚園を選べないというようなことがないように、区立と同様に安全に健やかに通園するためにも、私立幼稚園における障害児の支援の方法について検討していただきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

○佐藤保育事業担当課長 現在区は、障害のあるお子様をお預かりいただいている幼稚園に対しまして、先ほどお話しいただきましたような運営を補助する観点から、補助実施をしております。この間も様々な経済状況でありますように、今でいう人件費の高騰等、そういった状況の変化を捉えまして、単価の増額や対象の拡大というようなことを行っています。今後につきましても、こうした社会情勢の変化等々勘案しながら、適切な補助額、対象などを検討してまいりたいと考えております。

○澤田委員 ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をよろしくお願ひいたします。

続いて、また私立幼稚園なのですが、共働きの保護者が多い現代では、区立と同様に、私立幼稚園においても預かり保育のニーズが高くなっています。しかし、現状では通常のクラスの先生が預かり保育も行っているということもあります。預かり保育後にあしたの準備を行うため、5時には帰ることができないとのことです。かわいい子どもたちのためならと頑張ってくださっている先生方の厳しい労働環境というものがあり、職員採用がより厳しくなっています。そこで、外部委託を検討している区の私立幼稚園もありますが、費用面が厳しくなっておりますので、区として、今後そちらも応援していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、中塚亮委員。

○中塚委員 288ページの生活保護費より排外主義やデマについて、245ページ、特別養護老人ホーム運営費より停電時の対応について、それぞれ伺います。

まず初めに生活保護ですが、昨日も述べましたけれども、さきの参議院選挙では、排外主義が強められ、SNSや街頭演説で、外国人ばかりが生活保護を受けており、外国人が増えると生活保護受給者が増える、外国人は生活保護で優遇されているとの候補者もいました。これらはいずれも全くのデマです。

こうしたデマで外国籍の方や生活保護受給者が深く傷つけられております。デマに対して冷静に事実を示し、説明することが必要だと思います。まず生活保護行政として、こうしたデマをどのように考えているのか伺いたいと思います。その上で、特定の国籍が優遇されているということはあるのか、つまり外国籍の方が生活保護で優遇されている、そのような事実はあるのか伺います。

○豊嶋生活福祉課長 2点ご質問いただきました。

まずデマについてです。デマというものは、やはり不確実な情報ということで、我々もその情報を受けたときには、当然困惑をしております。これは多分恐らく生活保護に限らず、全てのものについて同じではないかと考えてございます。

ちなみに外国人の生活保護の優遇等々の事実があるかということでございますが、ルールに従って肅々と、こちらのほうは保護の申請、それから審査を行っておりますので、特段優遇されているといったことは一切ございません。

○中塚委員 こうした情報が入り乱れる中で職員の方も困惑したということと、特段優遇されているという事実は全くないというご説明だと思います。この生活保護ですけれども、もともと多くのデマや誤解、バッシングによって、受給者が傷つけられている現状がありました。それだけに今回の事態は深刻だなと思うのですけれども、そのため、本来は生活保護の対象になるのに申請をためらったり、無理をして生活費を切り詰めたりという状況も実際起きております。決して生活保護は恥ずかしいことではなく、権利だと私は思います。

そこで生活保護を利用している外国人世帯について伺いますが、外国人が増えると生活保護受給者が増えるということは全くのデマだと思います。確認させていただきますが、品川区の人口は増えていますけれども、外国籍の受給者について近年の傾向はどうなのか、増えているという実態、そのような事実はあるのか伺います。

そして2つ目は、生活保護バッシングについて、こうしたことは決して許されないとと思いますが、選挙を通じて多くの排外主義が広げられております。それだけに克服が必要だと思います。外国人への差別や偏見、デマに対して、生活保護行政として、多くの区民に事実を説明する。例えば広報しながらも活用する、こうした積極的な対応を求めますが、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 まず、近年の外国人世帯数でございます。結論はほぼ横ばいでございます。数字が過去3年分手元にございますので、お伝え申し上げますと、3年前、令和5年度が91世帯、昨年度、令和6年度が87世帯、今年度、令和7年が95世帯、世帯数はこのような形で、外国人の人数ですが、令和5年度が123、令和6年度113、令和7年度115ということで、横ばいではないか、特段増えているといった事実はないというようにこちらは認識してございます。

また、広報等々についてのお話でございますが、特段日本人はとか、外国人がという主語を使うことなく、お困りの方に対して広く門戸を広げているというような文言で、こちらのほうは広報してございますので、引き続きそのような形で、お困りの方がお気軽にというか、誰でも相談しやすいような広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○中塚委員 外国人が増えると生活保護受給者も増えるということは全くのデマだということが、今の答弁でもよく分かりました。ぜひお困りの方が気にせずに相談につながるよう、重ねて求めたいと思います。

次に、特別養護老人ホームなど、介護施設の停電対策について伺いたいと思います。もう過去最高の、毎年更新するような、命の危険につながる危険な暑さが続いております。品川区もクーラーの適切な使

用を呼びかけておりますけれども、もはやこのクーラーは命綱だと思います。そこで停電になったときの介護施設のクーラーはどうなるのか、現状と対策を伺いたいと思います。停電は、大規模地震の際はもちろんですが、気候危機がひどくなる中、台風の巨大化や発達した線状降水帯など、雷、竜巻、水害、土砂崩れなどによる停電も増えております。先日も静岡での竜巻で電柱が倒れたり、9月11日の豪雨でも、区内でも停電が発生をいたしました。特別養護老人ホームは、大規模地震発生後には福祉避難所にもなる施設ですが、まず、こうした停電になったときにクーラーが動くのか、利用されている方はご高齢者の方ありますので、そこを確認させていただきたいと思います。

それと対策として、やはり外部電源を確保したり、大型の発電機を確保したり、いずれにしても高齢者の命を守る停電対策、新たに必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長　　区立特別養護老人ホームにおいては、非常用電源により、一定時間は空調が稼働可能なところもあれば、あとは非常用電源はあるのですが、空調機のほうが稼働しないところもあるということは聞いております。空調機が稼働しない施設におきましては、例えばスポットクーラーなどを活用して、暑さをしのぐなどのことを考えているということでした。非常用電源によるクーラーが稼働するかどうかということについては、今夏のような猛暑時については、委員ご指摘のとおり、クーラーが命綱となる可能性があると考えられます。ただし、クーラー以外にも、例えば吸引などの医療機器などに使うことも想定されております。どの用途を優先して活用するか、施設ごと、あとは季節などに応じて、その判断が必要となるのではないかというように認識しております。

高齢者は特に熱中症になりやすく、暑い時期に災害が起きたときのクーラーの使用が、近年の異常気象からより重要になっていると認識をしておりますが、例えば東京都では、社会福祉施設への非常用電源等の整備促進事業がありまして、活用して新たに整備している施設もございます。こうした補助金の周知とともに、区としても、委員ご提案のことも踏まえまして、区内の他施設の事例も踏まえながら、外部電源の導入等については研究してまいりたいと思います。

○中塚委員　　区立特別養護老人ホームの例のご説明がありました。やはり停電になるとクーラーが動かない、非常用電源によって、まず電源でクーラーが動く時間も一定数である。また、この庁舎もそうですけれども、100%使えるということは、非常電源ではいずれも難しいということです。今もご説明に、クーラーが命綱になる可能性があるとの認識も示されましたので、ぜひ十分な対策をお願いしたいと思います。

クーラーですけれども、施設のクーラーというものはガスクーラーと電気のクーラーがありますが、ガスのクーラーの場合は、停電になっても、ガスがつながっている限りクーラーを使うことができますが、電気のクーラーの場合は、非常用電源が途切れてしまったり、そもそもないと止まってしまうということが実態だと伺っております。ぜひ今後、介護施設を建設する場合ですけれども、新しい介護施設は福祉避難所に指定されることも想定しながら、停電時でも使えるガスクーラーに切り替えて、ガスクーラーを進めていくということ、また、ガスタンクもつけることで、ガスの供給が止まっても引き続きクーラーが使えるということの話を伺いますので、ぜひこうした新しい技術も導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長　　今後建設予定の、例えば小山台住宅跡地の高齢者施設等におきましては、72時間クーラーを稼働する非常用電源を整備する予定というようにさせていただいております。ただし、こちらは今のところ電気クーラーというように聞いております。理由としましては、導入コストや、あとは環境負荷などのことについても考えられますので、今後もそういったことを踏まえて研究

してまいります。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時59分休憩

○午後1時00分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。松永委員。

○松永委員 よろしくお願ひいたします。

私からは、233ページの東京2025デフリンピック周知啓発について、243ページの高齢者安否確認事業について、時間がありましたら251ページの高齢者住宅対策事業の身寄りのない高齢者について伺いたいと思います。

まず初めに、233ページの東京2025デフリンピック周知啓発について伺います。いよいよ東京2025デフリンピックが、今年の11月15日から11月26日までの11日間執り行われます。デフリンピックが始まってから、ちょうど今大会で100年という記念すべき節目を迎えます。こうした記念すべき大会で、品川区内ではハンマー投げが大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場で行われることとなっております。区民としてこれは自分事として捉え、聴覚障害に対する理解を深めるための大きなチャンスだと思っております。そこで本区では、聴覚障害に対する理解促進と共生社会の実現に向けて、学校教育での啓発やイベント、講習会など積極的に実施されていることと承知しております。しかしながら、今大会開催まで残り僅かとなった今、区民への周知啓発や大会後のレガシー構築に向け、さらなる取組の強化が必要だと考えます。

そこで伺います。品川区で開催されますこのハンマー投げについてですが、他自治体ではデフリンピックのフラッグに種目、会場、日時を掲載し、商店街や町会・自治会に協力を仰ぎ、盛り上げている自治体があります。本区のフラッグはピンク色のデザインで鮮やかに染めていると思いますが、品川区で行われるこのハンマー投げの競技については記載されておりません。ハンマー投げが区内で行われることは、区民の観戦意欲を高める上で非常に重要なと考えます。今からでも遅くはないので、このデフリンピックの意味、そしてハンマー投げが品川区で行われることの周知を改めて徹底すべきだと考えますが、本区はどのように対応されていくのか伺います。

また、区内でこのハンマー投げ開催を区民が自分事として捉えられるよう、ハンマー投げの魅力を発信し、区民の観戦意欲を高めるための独自の企画や会場周辺との連携等の計画はどうなっているのかお知らせください。

○松山障害者支援課長 東京2025デフリンピックの競技としてはハンマー投げということについてのお尋ねでございますが、障害部門から見ますと競技もさることながら、やはり聴覚障害の方への理解を進めることが非常に大事だと思っておりまして、この東京2025デフリンピック周知啓発についてはスポーツ推進課と一緒に、「あつまれ！えばら」という11月3日に開催するものがございます。こちらにつきましては、聴覚障害者団体の方々のご協力をいただきながら開催し、盛り上げていくものでございます。

その中で、団体のほうからも開催されるハンマー投げ、あるいは区民となる金子選手に向けての応援ですとか、そういったところはスポーツ推進課と一緒に今後も大会に向けて盛り上げていく予定でござ

います。

○石田（秀）委員長 今、答弁者がいないから、もう一回質問してください。待っていなくてはいけません。

○松永委員 本区が行うこの周知方法についてなのですけれども、ハンマー投げの魅力を区民に伝えさせていただくということで、この「あつまれ！えらばら」ということでございますので、ぜひこうした取組をしっかりと行っていただければと思います。

また、区立学校における聴覚障害や手話への理解を深める教育は、具体的にどのように展開されているのでしょうか。またこの結果、児童・生徒の意識にどのような変化が見られているのか、認識について伺います。

さらに、この啓発活動を一過性のものに終わらせず、大会後もしっかりとそうした計画は立てているのか、今後についてお知らせいただければと思います。

○藤村総務課長 今、「あつまれ！えらばら」ですとか、東京2025デフリンピック関係についてお話ししているところですけれども、本日民生費という観点でございますので、福祉的な観点からのお話ということであれば、お答え可能かと思います。

○石田（秀）委員長 今、来られていないから、款が違ってきてしまっているから、今の話は教育だし、関連してどうぞやってください。

○松永委員 ありがとうございます。ちょっと款をまたぐということでいろいろなっておりまして、大変申し訳ございません。いわゆる区民にこのデフリンピックをしっかりと周知していただいて、みんなで盛り上げていきたいという視点からこうした質問をさせていただきましたので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。では、これはもうちょっと、そうですね。ありがとうございます。

では、続けてなのですが、このデフリンピックについてはもう終わらせていただきたいと思うのですが、それではもう次に行きます。次は243ページの高齢者安否確認事業の高齢者施策の充実と見守り、いわゆる安全性の確保体制について伺いたいと思います。

超高齢化社会を迎える、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、高齢者の皆様が地域で安心して生きがいを持って暮らせるように、区の果たす役割はますます重要になってきていると思います。本区では救急代理通報システム事業、先ほども質疑ありました長寿お祝い事業、そして高齢者等地域見守りネットワーク事業など、多岐にわたる事業を実施し、高齢者の安否確認や安全な生活の確保に努めていると認識しております。

そこで質問をさせていただきたいと思います。初めに、救急代理通報システム事業についてです。こちらの救急代理通報システムは、高齢者世帯の緊急事態における不安の解消と生活の安全を守るために、高い必要性があるとされております。本区では、令和4年度と比較をし、利用世帯数が増加傾向にあるとのことですですが、これは独り暮らし高齢者等の増加を反映したものと認識しております。今後さらにシステムの設置による見守りを広げ、高齢者の安否確認や安全な生活の確保につなげていくために、対象者への周知や利用促進の具体的な方策について、本区の見解を伺います。

また、この機器による見守りを行う同システムなのですけれども、単に緊急時対応にとどまらず、利用者の日々の安心感をどのように高めているのか。また、そこから得られたデータ等がありましたらお知らせください。

○東野福祉計画課長 救急代理通報システムにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。こちらの救急代理通報システムですが、令和6年度実績でいきますと、令和6年度末の設置状況

が1,090台というような状況になっておりまして、令和5年度末から比べると、200件伸びている状況でございます。こちらは独り暮らし高齢者のほうも増加しているということに加えまして、令和6年度、個人負担を無償化したというところが大きな要因かと思っております。こちらは多くの方に使っていただきたいシステムでございます。高齢者の安心のためには、こういったシステム的なところをぜひ利用していただきたいという思いで、無償化に踏み切ったものでございます。

また、日頃の安全安心という点におきましては、もちろんお使いの方が安心であるということには間違いないのですけれども、それを見守っているご家族の方、または近隣の町会、それから民生委員の方からも、こういったものをぜひ区としてどんどん導入していただきたいというようなご依頼を受けてございます。

また周知につきましては、今言った民生委員ですとか町会・自治会への周知、それから区のホームページでも周知をしております。区報でも周知をしているところでございます。様々な手段を用いまして、今後も周知に努めてまいります。

○松永委員 ぜひ、こうした事業を進めていただきたいと思います。

これはある町会の方からお聞きしたのですが、やはり孤独死が増えております。そうした中でしっかりとやっていただければと思うのですが、その中でも、ここはちょっと普通にさらっとお話しさせていただくのですけれども、民生委員の方々が、今、何かピンポンができないらしいです。戸別訪問ができるないということを伺っていまして、やっているところとやっていないところがあるのですが、やはり何でできないのかなというようなその体制はどうなっているのかとは思うのですけれども、ぜひ見回りの際には、やはり戸別訪問というのはとても大事になってくると思いますので、そこもしっかりとした形で取り組んでいただければと思います。

続けて、高齢者地域見守りネットワークの事業について伺います。本区で住民団体による見守り活動を育成・支援する本事業は、高齢者の孤独死防止と、地域で安心した生活を支える上では、とても不可欠になっております。活動団体への助成により、9割以上が次年度も継続しているという高い成果が出ております。この地域の特性に応じた主体的な見守り活動を、より区内全域で定着、または進化させるために、この活動団体、今後も時代の流れに沿って対応していただきたいと思います。

この孤独死の予防や早期発見に向けた取組を継続的に積極的に進めていただきたいと思うのですが、どういった活動というか、区のお考えをお知らせいただければと思います。

○東野福祉計画課長 孤独・孤立対策として、品川区が積極的に今取り組んでいるところでございます。特に孤独死、区のほうとしては孤独死というよりは孤立死という形で捉えております。孤立死の防止のためには様々な目が必要です。見守りの目が必要と思っております。こういった高齢者の地域見守りネットワーク事業、町会・自治会の見守り、それから企業とのネットワークもございますので、企業を通しての見守り、先ほど委員からもお話がありました民生委員、それから支え愛・ほっとステーション、そういうところでの見守りにつきましても必要だと思っておりますので、より多くの目で見守りができるように、区としては努めていきたいと思っております。

民生委員の件、先ほどございました高齢者宅の訪問がなかなかピンポンが押せないというのは、多分訪問が難しいという点であったかと思います。昨今、マンションのオートロック化などで入れないというような事案もございます。また、民生委員ではなくてほかの方が来てくれるのであればみたいな声も聞かれますので、支え愛・ほっとステーションなどと協働した形での見守りを、今後も続けていければと思っております。

○松永委員 そうした中で、先ほどピンポンが押せないということだったので、そうしたところへは品川区を行っている防犯カメラ付のインターホン設置のほうも、ぜひ同時に進めていただければと思います。

最後になりますが、高齢者住宅の対策事業について伺います。その中で、身寄りのない高齢者が多くおられる。低所得高齢者や身寄りのない高齢者に対する、今のあっせん状況を伺いたいと思います。

○櫻村高齢者地域支援課長 高齢者地域支援課のほうで進めておりますあっせん状況でございますけれども、昨年度の実績としましては、74件の方にあっせんをさせていただいて、助成をさせていただいたといったところでございます。

○石田（秀）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 よろしくお願ひします。233ページ手話理解促進、241ページ障害者就労支援事業、226ページ福祉計画費、293ページ葬祭扶助費について伺っていきたいと思います。

まず、手話理解ですが、条例に手話は言語とありますて、私は今声を発することができますが、もし仮にすべて手話で質問をしたときに、会議録はどう取っていくのかなと思うのです。手話は言語と品川区が条例で決めていただいて、しっかりとそれぞれの責務、努力義務があるので。どうやっていくのかなというところのその反映方法が気になっているところもあるのですけれども、来年、手話言語条例制定いただいて5周年になるとと思うのです。先ほどデフリンピックの話題がありましたけれども、そこを目指してということで、並行して手話の促進も品川区、力を入れていただいたと思うのですが、そういうデフリンピックとかそういう大きなイベントを契機として、それが機運が下がらないように、むしろデフリンピックをきっかけとして、それをある意味ホップ・ステップ・ジャンプのような形で、なつかつ来年は5周年というところで、この手話施策の拡充を、これは条例に基づいてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、この辺りの考え方をお聞きしたいです。

○松山障害者支援課長 手話理解の促進についてのお尋ねでございます。

委員おっしゃるとおり、デフリンピックに向けて、今、本当に手話講座、福祉まつりにおいてもですけれども、だんだん盛り上げているところでございます。デフリンピックが終わると機運が下がるのではというような当事者や団体からの心配の声もあるので、令和3年度に品川区手話言語条例を制定いたしましたので、来年度が条例制定5周年となります。そのため、デフリンピック終了後も条例制定にご尽力いただきました団体や当事者の皆様と、また改めてお声を伺いながら、イベントなどを企画しまして、引き続き手話言語の機運醸成、それから積極的な周知を図っていきたいと考えております。

○つる委員 ぜひ積極的に来年度予算に向けて拡充を考えていただきたいと思います。

この手話に関連してですが、これも12年前になりますが、こうした委員会の質疑でも参考として紹介をさせていただいて、品川区の障害者就労に生かしてほしいということで紹介したスープカフェ、サインウィズミーというカフェがあります。すべてスタッフが手話で接客していただいているサービス業ということを紹介させていただいて、2店舗ぐらいまで拡大したのですが、いろいろ様々コロナがあつて、今、1店舗になっているようありますけれども、そういう聴覚に障害のある方がスタッフをされているこうしたカフェですか、一方でこの間9月にMoonloop Cafeという、今度は視覚に障害のあるスタッフ、これは大学生がスタッフとして接客していただいているのですが、全盲の方であつたり片方の目が見えないとか、いろいろな状況の学生の方と晴眼者が一緒になって、その晴眼者も大学生なのですが、週一回なのですけれども、そういうカフェを展開している。

当事者の方々のお声としては、なかなか自分もそうしたカフェだとかのサービス業、接客業をアルバ

イトでやってみたいと思ってもなかなか狭き門で、そういうところがないということもあった中でそういう仕組みをつくって、この一つのカフェは、通常は別のカフェが運営されているのですが、そこを間借りする形で週一回月曜日の夕方、本当に三、四時間だけなのですがそれでもやっている。私はこの間9月に2回お邪魔して、スタッフの動きとか、また接客のあり方とかを伺う中で、非常に優れた接客をしていただいて、かつお話をすることもサービスの一つなのですということで、たくさんいろいろなお話ををしていただいて、また、そのカフェでは持ち運べる点字を作る道具があって、点字を作る体験をさせていただいて、メニューの下に点字で何か書いてあるのです。それをぜひ読んでみてくださいと言われて、私は指で触っても感覚的に分からなかったので、対照表みたいなものを見て一生懸命読んでいて、そうしたら「ポイントカードを作ったら、次にいいことがありますよ」というのが点字で書いてあったのです。比較的読むのが早かったのですけれども、褒めていただいたのですが、その後、じゃあポイントカードを作れますと。そのポイントカードの名前の部分を、点字で自分の名前を作れる。そういう体験をさせていただいて、初めてやる人というのは大概穴があいてしまうそうですが、それもうまくいって、すごく上手ですねということもあって、本当にお互いが楽しめる場になっている。そういう場もあります。

もう一つ、品川区に本社があるスターバックス・ジャパンがあると思うのですが、世界に5か所、サイディングストアということで手話で対応していただける。日本の中では国立にあるかと思うのですが、こうした例えば今申し上げたようなサインウイズミーですとかMoonloop Cafeだとか、一方でナショナルチェーンのスターバックスとか、福祉のためだけではなく、当然ビジネスとしてWinWinになっていくこともそれぞれの店舗もおっしゃっていて、しっかりとそれが生活の保障にもつながるような形を求めているのだと、そういうモデルケースをつくりたいんだということもおっしゃっていました。

なので、品川区は明暁学園もありますけれども、こうした取組を参考にしていただくのか連携するのかを含めて、今度品川区の新庁舎に例えば障害者就労カフェが一応示されているところであります。そこに設置しろではないのですが、こういう取組を参考に、ぜひ品川区でも展開いただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○松山障害者支援課長　　委員ご提案で、様々な障害特性の方がいきいき働いていらっしゃる事例についてでございます。

区としましては、本当に働きたい方がご希望に沿って働ける環境整備をしたいと考えております。多様な働き方ができるということが、選択肢が広がる。そして今現在、超短時間雇用促進事業を令和6年度から進めておりまして、こちらのほうは企業開拓もしております。登録企業が今61社になりましたので、またご提案いただいた企業にも訪問させていただきまして、いろいろな超短時間雇用促進事業だけではなく、例えばご提案いただいたカフェの一部をお借りするようなことも交渉の中で伝えていきたいと思っております。今後も就労、働きたい人が働けるように努めてまいります。

○つる委員　　ぜひ訪問をまずしていただきたいと。週一回しかやっていなくて、月曜日夕方5時半スタートだったと思いますけれども、杉並区の久我山にあります。本当にぜひ一度体験いただきたいなと思いますが、そこに限らず、様々なこうした障害をお持ちの方が積極的にサービス業とか接客業をやると、すごくいろいろな意味で広がるかなと思いますので、ぜひ積極的な検討をお願いしたいと思います。

次に、福祉計画費、葬祭扶助費に関連して、昨日もお墓のことがありましたけれども、お墓に関連することになります。これは具体的な案件もありました。例えば、生活保護を受給されている方が、受給

以前に自分がお墓の権利を持っている。その権利書は当然生きているわけです。持っているのですけれども、その受給者が亡くなつてしまつた後については、さらになおかつその方は単身で身寄りのない高齢者で生活保護を受給されていたという中で、本人の意思としてはそこの自分がかつて買った権利書のあるお墓の中に入りたい。けれども、事前に口頭ベースではケースワーカーとやり取りして意思は伝えあつたけれどもなかなか、結果として生活福祉課が提携する事業者がさらに提携する墓園の合葬墓に入ったということだったそうです。

令和6年度は146名の方が葬祭扶助費ということでありまして、そのうちの約3割に当たる42名の方が単身の身寄りのない高齢者ということも伺つてゐる中で、多死社会の話が様々出ていますけれども、お金の資力があるとかないとかにかかわらず、これからそうした身寄りのない高齢者が増えていく。これは現役世代の単身の方が増えていくことがあるわけありますけれども、こうしたことから課題が今後大きくなるのではないかというところでは、昨日のお墓のことについても品川区としてというお話をさせていただきましたが、こうしたレアケースかもしれません、お墓を実際に持つていて、例えばその後の管理費もかからないようなお墓であったわけです。そうすれば、例えばどこにあるのかという課題もあるうかと思いますし、葬祭扶助費の中で賄うという部分もあるうかと思います。

また例としては、葬祭に関連する費用を生活扶助のやりくりをして積み立てていくということは、これは厚生労働省、国のはうからもそれはよしとされているという認識でいきますけれども、そういうしたものも活用しながら、こういうケースの場合、亡くなられた方というかその区民の方の尊厳という観点で見た場合、その対応が今現在どういう感じなのかということを教えていただきたいのと、今、国のはうでも様々事業者向けのガイドラインとか、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインというのを作つたりとか、国としても資力のない方も含めて死後事務委任等とか、こうした課題をどういうふうにやつていけるのかということも今進めていくという流れを伺つてゐるのですが、この辺りについて、今の区の現状の対応と、何ができるかというところを教えてください。

**○豊嶋生活福祉課長** 生活保護受給者の方で、身寄りがない方が亡くなつた場合ということでお答えさせていただきます。

現状は、身寄りがない方がお亡くなりになつた場合、どこで亡くなつたかにもよります。病院でお亡くなりになる場合もございますし、施設で亡くなる場合もございます。それから、ご自宅で突然お亡くなりになる方もございます。ただ、状況は様々ございますが、最終的には本来であればケースワーカーがどこまでというところはなかなか言いにくい部分もございますけれども、ケースワーカーの方でお手伝いをさせていただいて、その後の事務処理も含めて葬祭のお金も計算等々も含めてお手伝いをさせていただいているということも現状としてはございます。積み立てて、これを自分の葬祭費用に充ててくださいという受給者の方も中にはいらっしゃるということは聞いてはございますが、なかなかそれがかなわない方もございます。

とはいへ、葬祭扶助費という名目で生活保護費の中から焼骨まですることは可能となつてございますので、その辺りのことは、生前からお話しする話ではないとは思うのですけれども、ケースワーカーのはうとしては、事務作業の一連の流れとして対応をさせていただいているというところでございます。

**○つる委員** 生活福祉課の所管として、今、ご答弁の中にあったそれをどうこうということではなくて、別の所管として、例えば終活についての情報提供・支援というのがあるわけあります。だから、こうしたところが連携をして、当然その方が単身だつたり身寄りがないということは生活福祉課のはうでも把握していたりするわけで、例えばその後、その上で資力がないとなかなかできないのが、例えば

社会福祉協議会でやっているようなターミナルケアだとかあんしんの関係のものだと、公正証書作成の死後事務委任とかがありますね。これはどうしても費用がかかるという課題があるという部分もあるかと思うのですが、ただ一方で今後そうした方が増えていくという中にあって、生活保護の事業としてはなかなか法律だとかそういう枠の中でしかできないというのはあると思うんですけれども、それ以外の観点・角度で、区としてそうした方に対する寄り添いというのがあるのではないかと思うのですけれども、何ができるかという部分と、今なぜできないのかということを教えていただき、国で今モデル事業をやってますから、地元の自治体としてはこういう課題があるから、そういう制度・仕組みを変えてくれれば、もう少し自治体としてやりやすいのだというようなことも含めて、ご答弁いただければと思います。

○東野福祉計画課長 今、終活関係のという形でのご質問でしたので、私のほうからお答えさせていただければと思います。

今年度から終活支援パッケージ「あんしんの3点セット」の無償化というものを始めております。こちらの中には、あんしんサービス契約ですか任意後見の契約、それから公正証書の遺言作成などがございます。

今、やはり不足している行政手法といたしまして、死後事務委任という部分が取り上げられるかと思っております。こちらは資力だけではなくて、それぞれの状況によって死後事務でサポートしなくてはいけない内容が多岐にわたります。こちらのところをどう民間企業、それから例えば行政書士、司法書士につなげていくか。そこをきちんとしたスキームをつくる必要があると考えてございます。

○石田（秀）委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、231ページ障害者施策推進経費と、それから同じページで障害者福祉施設等整備費について伺います。

最初に施策推進経費ですね。苦情相談窓口の設置を求めて質問をさせていただきます。品川区にも様々そういう相談窓口はあるということは承知しておりますが、私が求めているのは、区から独立した第三者機関としての相談窓口です。過去に私も、品川区直営の施設ではなかったのですけれども、区内施設での虐待事例について質問を取り上げました。その際にも、やはり第三者的な相談窓口が必要ではないかということを申しましたが、残念ながら区が第三者的な立場に立ってしっかり相談を受け止めますということだったのですが、区が相談を受け止めるのは当然のこと、ある意味ではやはり区は、区内で行われている事業については当事者の責任になると思います。

それはそれでしっかり受け止めさせていただく必要があるのですけれども、地域の皆様からのご意見では、区から独立した第三者機関で、弁護士とかそういう法的な権利関係をちゃんと相談できるところを求めてのご意見です。ぜひ見解を伺いたいと思います。たまたま障害者施策推進から質問に入りましたが、実は高齢者施設での虐待事例も伺っております。福祉全体としての第三者的な相談窓口の設置について、ご見解を伺います。

○東野福祉計画課長 委員からご質問の、福祉行政に関する第三者機関ということについてお答えしたいと思います。

現在、区には区民相談室のところに行政相談という制度がございます。こちらは弁護士であったり、関係する司法書士であったり、そういう方への区政に関する相談ということで、福祉的な相談業務も受けているところでございます。

また、品川区の社会福祉協議会、こちらも成年後見センター内に相談窓口がございまして、こちらも

第三者機関としての相談の機能を持っているところでございます。具体的には、まず行政相談ということになってくるわけですけれども、当事者同士での相談がままならないような状況になったときに、第三者の目でその相談に応じるというようなものでございますので、まず今あるところをご利用いただければと考えております。

○吉田委員　　区政相談室などもそういうところもありますと、弁護士もいらっしゃいますというふうにご案内はするのですけれども、あそこで同じ方で継続していただくというのはちょっと難しいのかなと。相談された方によると、何回か行くと、そのたびにその曜日にいらっしゃる方になってしまふということで、やはり一回で解決するとは限りませんので、継続した方に相談をしたいということだったのです。ですので、やはり区としてそういう第三者的な相談窓口というのを別に作ることをぜひ検討していただきたいと思います。

そもそもこれを区に求めること自体が矛盾だとおっしゃる方もいるのです。そういうのは市民活動の中でそういうところを作らないと、本当に第三者とは言えないというのは指摘されてしまって、それは本当にそのとおりだと思うのですけれども、とはいえて区としてそういう第三者的な視点を持った相談窓口を作るということをぜひ検討していただきたいと思います。改めて見解を伺いたいと思います。それから、これは高齢者施設のほうでも同じことですので、ぜひ要望とともに見解があつたら伺いたいと思います。

それからもう一つが、障害者福祉施設等整備費です。小山台住宅跡地複合施設整備（障害者福祉施設）で、実施設計委託として1,801万8,000円で決算が出ています。つまり使ったということですね。先日の厚生委員会での報告では、障害者施設はまだ事業者の選考もされていないということでご報告を受けたと思ったのですが、実施設計は委託して決算が出ているということなのでしょうか、たしか厚生委員会では、高齢者のほうが先行したのは補助金の関係でというようなご説明と理解したのですが、ということは障害者の施設のほうも、補助金が出たということなのでしょうか。ちょっとよく分からぬので、改めてご説明伺います。

○東野福祉計画課長　　私からは第三者機関のことについてご答弁いたします。

第三者機関なのですけれども、繰り返しになりますが、現在の設置している機関をご利用いただければと思っております。また、例えばそういったところでもどうしてもらちが明かないというような場合につきましては、さらなる検討が必要かと考えます。まず、第三者機関をご利用いただきたいと思っております。

もう一つ、小山台の複合施設の建設にあたりましては、福祉施設の指定管理候補者予定者という形で、補助金の関係もありまして先行して選定をしております。障害者施設につきましては、従来の施設ができてから、またはできる工事期間をもちまして、その間に指定管理者候補者を選ぶというようなプロセスとなっております。これはほかの施設でも同じような形態となっておりますので、福祉施設のほうが先行しているだけと捉えていただければと思います。

○吉田委員　　第三者機関のほうは、取りあえず、ではご相談を受けたりしたときに、そのようにお答えをいたします。ただ、いろいろまたご意見もあるかと思いますので、またそのときには議会の場で伺いたいと思います。

それから、やはり施設のほうはよく分からなかつたのですけれども、この間の厚生委員会では、障害者福祉施設のほうはまだこれからというようなことで伺ったと思っているのですけれども、ここで決算が出ているのでどういうことかなと思ったのです。それで、たしか前に私が質問したときに、ここで障

害者のどういう施設とかその機能ができるのかについては、利用したいと思っている方、当事者のご意見を伺いたいというふうに言ったところ、いや、これから参加される事業者から出るアイデアに期待したいというようなご答弁があったと思うのです。

事業者が決まる前にこういう実施設計をしてしまうということは、その事業者の希望は聞かずして設計してしまった。だから、どういう事業がどう展開されるかの意見交換も何もなく、こういう設計が進んでしまうのだろうか。だから設計というのに丸つきり素人なものですから、どうなのかなと。区が前におっしゃっていた事業者のアイデアというのと、この設計が先に進むということの整合性がどのようにつくのか伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長 小山台住宅跡地の障害者施設の部分に関しましては、現在児童発達支援センターと、それから生活介護、それから就労継続支援B型事業所を予定してというところで、整備を進めているところになります。実施設計に関しましては、整備の年度に合わせて設計を進めていったところでございます。

委員おっしゃるところの例えば就労継続支援B型のメニューなどにつきましては、おっしゃるとおり事業者提案ですか利用者の声などについては、できる限りどういったメニューを行うかというようなところは取り入れていきたいとは考えておりますし、そういう意味では先ほどからおっしゃっていただいております、今後公募を予定しております指定管理者・運営事業者の意見等も取り入れた設計を行うということも、効果としてはございますけれども、区立施設、それから指定管理者というところでは継続性といったところもございますので、そういったことを踏まえて設計のほうは進めさせていただいているというところでございます。

○吉田委員 障害者の場合、どういう事業でどういう方たちかによって設計が違いますので。

○石田（秀）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 よろしくお願ひします。259ページすまいるスクール運営費、275ページベビーシッター利用支援事業費についてお伺いします。

すまいるスクールにおける間食についてお伺いします。現在はこども家庭庁が所管ですけれども、放課後児童クラブ運営指針というものがあります。その中では、子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供するとあります。現在のすまいるスクールの間食メニューを見てみると、例えば10月2週目、月曜日鬼ひびうす塩味、火曜日ラムネいろいろ、水曜日三幸製菓の揚げせん薰るしお味、木曜日スティックポテトのり塩、金曜日ハッピーターンミニ4連となっています。子どもも大人も好きなお菓子ではあります。ただ、先ほどの指針で申し上げた栄養面や活力面から必要とされるおやつなのかと言ったら、疑問が残ります。私は間食についてたびたびお声をいただきのすまいるスクール職員の業務負担というものが発生するのか教えてください。

続けて、現在はおやつ間食の費用のところは区の負担で、委託先に配達していただいて、子どもたちに提供していると理解しています。ほかの自治体では、保護者に1か月1,500円から2,000円ぐらい負担いただいて提供しているところもありますので、品川区はかなりありがたい取組だと思っていますけれども、私も保護者として感じているところです。そして、生物などは食中毒や食品ロスという懸念もありますので、日持ちするものでというのも理解しているところです。

2点目なのすまいるスクール職員の業務負担というものが発生するのか教えてください。

○上野子ども育成課長 委員からのご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の間食を違うものにできないかという保護者のお声についてですけれども、昨年度1件いただいておりまして、課題の一つということで認識をしております。そのため、来年度の委託仕様書のほうに、糖分・塩分・油脂は控え目で極力食品添加物が少ないものが望ましいという言葉を入れさせていただいて、対応に努めているところでございます。

2点目、ご質問いただきました間食を変更した場合に、区の負担ではできなくなるのかということ、それから、すまいるスクール職員の業務負担が発生するのかというご質問についてですけれども、間食の変更内容によっては予算額が変わるものというふうに認識をしておりまして、そちらについては予算編成の検討過程で決まるものと考えているところです。

すまいるスクール職員の業務負担についてですけれども、仮にこれが個包装でなくなった場合については、それをまた細かく分けるといった業務負担が発生する可能性があると考えております。

○せお委員 今、ご答弁のところで個包装がいいのかなとは思っています。予算の面で、今年度からA登録は無料で、B・C登録は250円下げているのですけれども、間食を含めたすまいるスクール運営のところで、質まで下がらないようにお願いしたいところではあります。

間食のことですけれども、少しの変更、先ほどお伝えいただいたところでもすごくありがたいなと思います。スナック菓子というところを少し減らしていただいて、その分、例えば茎ワカメとか芋けんぴとか小魚せんべいとかサツマイモチップスとか、そういった日持ちもするし、小分けしてあって衛生的で、例えばカルシウムとかたんぱく質が入っているものだと、栄養面も考えられているのかなといったところで一部変更いただけたとありがたいところです。ぜひ今後のご検討をよろしくお願ひいたします。

次に、すまいるスクールにおける障害児の対応についてお聞きします。私も議員になった当初から、インクルージョンの観点からすまいるスクールで障害児も通えるようにと尽力してきたつもりではあるのですけれども、一方でこれはどこでもそうなのですけれども、人材不足といったところ、後は通常級、地域の学校にも障害児が増えてきているということ。あとは障害児の保護者も共働きが多い中で、放課後デイサービスや日中一時預かりが足りていないこと。これらが重なってすまいるスクールも飽和状態なのかなと考えています。日々尽力されている職員の方には本当に敬意を表しています。

区としても、特別支援サポーターを配置していただいて対応されていると理解しておりますが、長期休暇中、学校が休みの分、すまいるスクールで過ごす時間が長くなるのは皆さんご承知のとおりなのですけれども、A登録だとしても、学校がある時期よりも六、七時間長く過ごします。障害児の安全を守ろうとすると、通常より多くの人員が必要となってきます。そこで長期休暇、特に夏休み中ですけれども、障害児対応の運用はどのようにされてきていますでしょうか。学校があるときとないときで、障害児への人員配置を変えているのか教えてください。

○上野子ども育成課長 長期休暇、特に夏休み中の障害児対応について、学校があるときとないときで人員配置を変えているのかというご質問についてですけれども、すまいるスクール全体としましては、平日と休日で障害児の方がいらっしゃるかいらっしゃらないかにかかわらず、人数全体を変えております。その中でも特に障害のあるお子様につきましては、夏休み前に利用状況をお伺いしまして、昨年度から開始しました特別支援サポーター派遣制度の仕組みの中で、現場の状況に応じた適切な配置をするよう努めているところでございます。

また、今年度から本課のほうに特別支援対応の職員を3名置いておりまして、障害のあるお子様の適

切な受入れについても検討を進めているところでございます。

○せお委員 課のほうにも特別支援の対応の方を置いていただいているということで、少しずつ変わってきているのかなと思うのですけれども、せめてというか、保護者が働いている場合というのは、必ず預けられるようにしたいということと、支援学級がある学校というのは必然的に障害児が多いですので、学校のすまいるスクールもしっかりと対応できるように、人員配置などを区が積極的にぜひ取り組んでいただきたいと思います。こちらは要望いたします。

続いて、ベビーシッター利用支援事業についてお聞きします。令和6年度は決算額で3億6,870万円余で、令和7年度予算は4億755万円で、4,000万円ほどの差というのは単純に利用者の増加を見込んでいるのか、令和6年度の状況も含めてお聞かせください。

○芝野保育入園調整課長 ベビーシッター利用支援事業、一時預かりのほうですね。こちらの実績についてご説明申し上げます。

当該事業は令和4年にスタートしておりまして、年々利用者が増加している、成長が見込まれている事業でございます。令和6年度は委員のお話のとおり3億円余の金額がありまして、4,000万円ほど上がっているということでございますが、ちょっと正確な数字で申し上げますと、当初予算として一時預かりのほう、これは事業者支援のほうも一緒になっていきますので、一時預かりのほうの金額で言いますと、予算額としては当初2,565人で3億7,120万円という予算を計上させていただいております。その後、令和7年度から東京都の支援事業、障害児ひとり親家庭の助成内容が拡充されましたので、補正予算で4,325万円を計上させていただきまして、都合、今4億1,445万円の予算となっております。8,000万円余増額になっております。

増要因というか事業の要因なのですが、令和4年スタートから、先ほど申し上げましたように年々利用者が増加していると、周知が大分進んできているのかなというのと、あと、内容を拡充してきておりますので、それでそれを利用していただく方が増えてきていると分析をしております。

○せお委員 補正予算のところも含めて、もっと予算のほうが用意されているということで理解いたしました。

ベビーシッター利用というところは子どもたちの環境とか、子どもたちにとって社会性を身につける場所というところが多様化したり、あと保護者側も預ける場所の選択肢が広がるという意味で重要なと思っています。ぜひ東京都の助成金やスキームを活用して進めていただきたいのですが、東京都のスキームですと、マッチングサービスではなくて、希望の日時に空いている方が来ていただくというスキームになっています。

私も保護者から、たびたびマッチングサービスを使いたいというお声をいただきました。港区では、令和7年度から全国で初と聞いておりますけれども、事業者と提携してマッチング型ベビーシッターの利用支援事業を始めました。事業者にもお話を伺いましたが、やはり保護者からはマッチングサービスのニーズが高い、同じ人が来てくれないと子どもが慣れないというお声は多いそうです。こちらの事業者のお話は課長にも聞いていただいたのですけれども、マッチングサービスの課題というのをどのように捉えているかを含めて、区の考え方を教えてください。

○芝野保育入園調整課長 ベビーシッター支援事業におけるマッチングサービスの考え方について、ご説明させていただきます。

区では現在、東京都のベビーシッター利用支援事業を活用して、事業を実施しているところでございますが、本事業については重大な事故等が発生した場合に、サービス提供約款に基づいて、必要な立入

検査や指導等を行うことが可能となっております。一方、マッチングサービスを導入する場合は、利用者とベビーシッターの個人間の契約という形になりますので、事故発生時における対応等について課題があるというふうに認識をしております。

○せお委員 事故があったときというのは、本当に対応はしっかりとしていただきたいので、その課題のところは理解いたしました。

品川区には以前からオアシスルームもありまして、さらには未就園児定期預かり事業も始まっています。そのような場所では、保育する大人が変わらなかつたりとか、あと集団行動や社会性の発達というのが見込まれますので、そちらのニーズがもしかしたら増えていくのかもというところもあります。引き続きニーズや社会の流れというのを捉えながら、制度の構築をよろしくお願ひいたします。

さらに関連してなのですけれども、病児保育です。私は以前から、子どもが病気のときぐらい親が仕事を休めるようにという、そういう社会になっていただきたいというのをお伝えしてきていますのすけれども、そのような観点もあって、ただ現在そういう社会ではないので、本当にそういう点でもベビーシッターを活用した病児保育を充実させたいなと思っています。子どもの利益や良好な愛着形成、保護者の利便性向上、時間短縮のためにも重要だと考えています。もちろん、東京都の認可を受けたベビーシッター事業者で病児保育を行っている事業者も、先ほどの東京都の中にいらっしゃるのですけれども、予約が取れないと聞いています。もし分かりましたら、そのベビーシッターを活用した病児保育の品川区民の方の利用状況が分かれば教えていただきたいのと、あと東京都がベビーシッターを活用した病児保育について研究を行うような予算をつけているのですけれども、そちらの進捗状況も分かれば併せて教えてください。

○芝野保育入園調整課長 ベビーシッターを活用した病児・病後児保育の件でございます。

今、一時預かり事業の中でも、病児・病後児保育の活用はできるところでございますが、今の事業スキームでは内容までは把握というか、申込み時に把握しておりませんので、すみません、件数のほうはちょっと把握していないところでございます。

あと、東京都の検証事業ですが、令和7年度中に開始される予定となっておりまして、現在はまだ東京都より開始時期というのは示されておりませんが、事業開始に合わせまして速やかに実施ができるよう、引き続き東京都と連携を取りながら、病児・病後児保育に係る利用者支援の充実を図ってまいります。

○石田（秀）委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 福祉の聴、やなぎさわ聴です。よろしくお願ひします。

本日は、247ページ介護支援専門員法定研修受講料金支援金と、あと498ページの介護予防・生活支援サービス事業費でお願いします。

ケアマネジャー不足を解消するために、潜在ケアマネジャーの活用についての質問です。ケアマネジャーは介護の要になりまして、利用者とサービス事業者をつないでくれる。地域資源のこともよく知っておられますし、薬の情報なども薬剤師やドクターといろいろなお話し合いをするということで知っていて、非常に頼りになる存在ですけれども、やはり今近年、ケアマネジャー不足が騒がれております。今年2月、中央福祉人材センターが調査した有効求人倍率は9倍を超えておりました。

ケアマネジャーというのは、今から私とか誰かが取ろうと思ったら8年かかるのですね。合格率も、年代によって上下しますけれども、大体20%ぐらいで結構ハードルが高い割になかなかなり手がいないう状況が起きています。資格者に対する従事者というのは、今、大体25%ぐらいで、つま

り75%が潜在ケアマネジャーということになっております。そのような中で、プラス平均年齢が53歳ぐらいで、3割が60代ということで、どんどんこのまま退職というか定年を迎えていくような方も増えていって、さらに人手不足が深刻な状況です。

原因は、低賃金・重労働といいますか、平均年収ですと430万円ぐらいなのですけれども、それ以上に厳しい仕事、肉体的にも精神的にも厳しいわゆるシャドーワークと言われるような仕事も多々あります。ちょっとしたことをお願いされて、本来やるべきでないことまで手伝ってしまうと。例えば行政から送られてきた書類とかの説明をしてほしいとか、電球が切れてしまって取り替えるとか、なかなか頼まれたら断れないようなこともたくさんあって、そういうことを受けることによってやはり物すごく時間を取られるということが、原因としても挙げられると思います。

現場からも、やはりケアマネジャーを募集してもなかなか集まらないという声もたくさんいただいておりまして、プラスもう一つ、ケアマネジャー不足を助長させという原因が、ケアマネジャーの更新研修です。これは5年に一回ケアマネジャーというのは更新研修を受けないと、ケアマネジャーを続けられないのです。これだけハードル高い割に。時間もお金も非常にかかる状況なのですけれども、まず品川区として、このケアマネジャーの更新研修にどのような支援をされているか、お伺いします。

○菅野高齢者福祉課長 ケアマネジャーに向けた法定研修の受講料支援事業についてご説明をさせていただきます。

ケアマネジャーに受講が義務づけられている法定研修の受講料を支援することによって、区内事業所で働きやすい環境を整え、ケアマネジャーの人材確保を目指すというものとなっております。具体的には、ケアマネジャーが所属する事業者が法定研修の受講料を負担した場合に、その費用の4分の1を支払うというものとなっております。残りの4分の3は、既に都の支援事業も同様のスキームで行っておりますので、そちらのほうと合わせて、結果負担がゼロとなるようなスキームとなっております。

○やなぎさわ委員 実質的には自己負担はないということなのですけれども、今、ご回答の中で、所属する事業所ということでお話がありました。では、今休職中であったり、ケアマネジャーの業務を離れている方についてはどうでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 こちら事業所に対する支援ということになっておりますので、あくまでも所属する方が法定研修を受講した場合の受講料負担というようなスキームになっております。

○やなぎさわ委員 そうなのです。実はこれがちょっと問題で、今現役で働いている方は、事業所を通じて受講料は取りあえず無料になる。ただ、当然研修にかかる時間は変わらないのですけれども、そうなると、やはり何かしらの理由で一旦ケアマネジャー業務を離れた方が、改めて働くと、現場復帰したいと思うときに、既にその5年に一回の研修は過ぎてしまっている。

当然その間に受けるチャンスはあっても、受講料が大体2万8,000円ぐらいかかったりとか、再研修だと54時間も研修時間がかかるということで、もしかしたら復帰しないかもしれないからもういいやと思ってそのまま更新しなかった方にとて、もしもう一度働くと思ったときに、年に3回あるその再講習を受けなくてはいけなくて、それもタイミングがあって、例えば今から受けようすると、次に取得が完了するまで4か月半、2月の中旬ぐらいにならないと終わらない。申し込みして受講して、終わるのが2月の中旬になってしまう。タイミングによっては半年ぐらいかかることもあるのです。だから、今働くと思って求人募集があって応募しても、半年後と言われたら、なかなかそれではちょっと縁がなかったということになってしまふのです。

そういうことを防ぐためにも、ぜひ潜在ケアマネジャー、職場を離れているけれどもケアマネ

ジャー資格を持っている方に対して、まずは区として受講料2万8,000円、この金額に対して何か助成をしていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 現在区内のケアマネジャーの人数等を申し上げますと、在宅介護支援センターが20か所、あと居宅介護支援事業所が24か所ということで、合わせて任意のケアマネジャーの職能集団がございますが、約二百二、三十人の方が所属しているとも聞いておりますので、介護のサービスをマッチングするにあたってのケアプランを作るケアマネジャー業務がそこで滞るような人的な不足は、危機的状況にはなっていないというようなところは認識しているところです。ただ、やなぎさわ委員もおっしゃっておりましたが、この先やはり年齢が高齢化しているということもございますので、やはりそういった意味ではケアマネジャーの確保が必要だというところです。

潜在ケアマネジャーのお話になりますけれども、こちらにつきましては、先ほどの法定研修の受講については対象外ということにはさせていただいておりますが、例えば東京都の場合には、ケアマネジャーの再就業等支援事業というところで、奨励金を出すというような制度もございますので、そういったところの活用等も動向を見ながら、区としてもどういったことが、やはりそういった今後ケアマネジャー不足が心配されるにあたって支援になるかというところは、検討していきたいと思います。

○やなぎさわ委員 現場からはやはり人手不足、なかなか求人かけても来ないという声もありますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

次ですけれども、2015年から開始されましたいわゆる総合事業なのですけれども、これについて、今、現場で挙がっている声として、訪問系のサービス、生活援助等、こういったものは非常に報酬が低いということで、なかなかサービスを受けてくれるヘルパーステーションがないという声を多くいただいております。

ケアマネジャーの声を申し上げますと、支援と介護で選別が始まってしまっていると。受けてくれる事業所のほうが多い。予防はもうやらないと宣言しているヘルパーステーションもあるということです。実際ハートページを見てみたのですけれども、訪問介護事業所58社掲載されている中で、そのうちの10社が総合事業の指定を既にもう取っていない。つまり、ケアマネジャーからお願ひできますかと言われて断るのが大変だし、気まずいので、もう総合事業の指定を取らないというふうにして、ちはもうやっていないから受けられませんというように提示てしまっている。これは別に事業所が悪いわけではなくて、やはり報酬が低いということが問題で起きてしまっていると思います。

なかなかこの大枠の総合事業の報酬を変えるというのは難しいのは承知です。ただ、例えば何%かの割合で、支援の方が20%、30%受けてくれているヘルパーステーションにはちょっと支援を出すとか、そういうこともぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○樋村高齢者地域支援課長 今、ご指摘いただきました点を踏まえて、今後検討といいますか研究をしてまいりたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 お願いします。233ページ東京2025デフリンピック周知啓発、283ページ私立保育園費、288ページ生活保護費ということで、223ページの東京2025デフリングピックのほうですが、先ほど松永委員のほうからお話をありましたけれども、ぜひ一緒になって盛り上げていっていただきたいという思いで、ハンマー投げの競技名や会場日時を記した補完的なポスター・ステッカーの作成とか、ハンマー投げの魅力を分かりやすく解説したような動画とかの作成や、もしあるのであればそういった周知や、区内体育館や図書館などでハンマー投げの特別展示コーナーとか、あと会場近くの自治会・町

会とか商店街連携して、大会の感想の装飾や会場までの道案内など、協力して伝えていただいて、連携してやっていただきたいと思います。令和7年度デフリンピック認知度120%プロジェクトもありますし、ぜひ一緒になってデフリンピックを盛り上げていくという意味でやっていただければと思いますので、これは要望させていただきたいと思います。

レガシーというお話も先ほど委員のほうからありました、議員研修のほうで、デフだから品川区聴覚障害者協会の会長のほうから手話講座を習いました。非常に議員の皆さんからも好評の話が出ていましたが、何でこういう手話になったかとか、漢字のもとからたどってやっていくという講習を受けると、かなり手話を身近に感じたり結構覚えられるというところで、私も挨拶もできるようになりましたし、自分の名前言えるようになりましたし、結構身近だと思いましたので、こういったことをぜひレガシーで、先ほども手話言語条例制定5年とかというお話もあって、デフリンピックが終わった後も続けていくというところでは、ぜひこちらも併せてやっていただければと思いましたけれども、その点、お願ひいたします。

私立保育園費についてですが、最近話題になっている保育士の隙間バイトについてですが、隙間バイト、空いた時間に働ける便利な働き方というところで、今そういった隙間バイトの保育士が増えています。保育園の人材不足が深刻で、そうした急な欠員を補うために活用がされているというところで、これは結構課題になっていると思っているのですが、働き手としては時間に縛られず働きやすい点があつて、報酬も即日でもらえたり、事前に園の情報を調べて参考にして働くとしているというところで、現在品川区で現状どのようになっているか、どのくらいの園がこういうのを利用されているか把握しているか、教えていただきたいと思います。

生活保護のほうですが、エアコン設置協力金の加算でエアコン設置費が負担軽減になっているのだというような認識なのですが、その中で、例えばエアコンを設置した後に、生活保護を受給されている方で電気代が払えなくなってしまって使用ができないといったときに、この夏、猛暑日が過去最多となっているような夏場に使用ができないと、命が危険になるような状況になると思うのですが、そうしたときの対応について教えてください。

○松山障害者支援課長 私からは、デフリンピックと手話の普及啓発についてお答え申し上げます。

東京2025デフリンピックにつきましては、スポーツ所管と連携をしまして盛り上げていけるよう努めてまいります。

また手話講座につきましては、議員研修会で議員の皆様受講いただきありがとうございます。事業者向けの手話講座は、非常に当事者の方もはじめ講師となりますので、非常に生活に密着した、あるいはそれぞれ工夫されて、その事業所に合ったような手話の形を講座の中に取り入れていただいておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいいたします。

○佐藤保育事業担当課長 保育所等におけるスポットワーク・隙間バイトについてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、区内にあります私立保育園等におきましても、スポットワークを活用した園があるというのはお伺いしているところでございますけれども、実態の調査等々というのは行っておりませんので、実数については把握していないところでございますが、スポットワークにつきましては国のほうも注視しておりますし、昨年度、スポットワークの取扱いというような周知がございました。こちらは一律に禁止するというものではなく、病欠だったりとか突発的な事案に対しまして活用することは、問題がないということでございますが、継続的にそうしたスポットワークを利用しての保育所での運営というのはふ

さわしくないというような通知が出てございまして、区としても同様の認識であり、そちらをしっかりと各園に対して周知をしているところでございます。

○豊嶋生活福祉課長 電気代のお話です。エアコンを使って、電気代が高くなつて止まつてしまつたという話は聞いてはおりませんが、仮に電気代が払えなくて今滞納しているであるとか、水道料金が払えなくて滞納となっているというケースは少なからずございます。そうした場合は、その状況をいち早く察知したケースワーカーがその方とお話をし、お金を払つて開通していただくお手続を一緒にしているというところが現状でございます。保護費は毎月お支払いすることができますので、その中でケースワーカーもしくは場合によっては金銭管理というものも使いながら、お金を適切に使えるようなお話ををしていって、実際に電気が通る、もしくは水が使えるようにするといったお手伝いはさせていただいているところでございます。

○大倉委員 デフリンピックのほう、よろしくお願ひします。手話言語に私も非常に興味を持って、もう少し手話を習つてみたいと思いましたので、そういう周知をしていただいて、手話を身近にというような取組をぜひ進めていっていただければと思います。手話言語条例、品川区で5年目という契機も併せて進めていっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

スポットワークのほう、こども家庭庁のほうから通知が出ているということで、私も今手元にあって、まさに今ご説明いただいたとおりなのですが、これで言うと、いわゆる隙間バイトは、だから安定的・継続的に繰り返すことは望ましくないというところで、どのように園に周知しているのかというのと、周知も併せて把握はしておいたほうがいいのではないかと思っているのですが、その点について伺いたいと思います。

最後に生活保護のほうなのですが、その対応いただいているということで非常に安心はしているのですが、実はご相談を受けたことがあって、民生委員から、生活保護受給の方で、7月、8月で電気代が払えなくてエアコンが止まつてしまつてはいる。それで、区に相談、まあ担当のケースワーカーに相談しても「難しいです」と言われて、その方はエアコンを開通できずに困っているのだけれども、どうしようというご相談が実際にありました。なので、そういう対応いただいているというところでは、しっかりと周知も併せて職員にもしていただいて、そうならないようにぜひお願ひしたいと思います。

そのしっかりと周知について、ご回答いただければと思います。

○佐藤保育事業担当課長 まず私から、スポットワークに関するご質問にお答えさせていただきます。周知方法についてでございますが、まず、こども家庭庁より通知があった際には、早急に園のほうにメール等々で周知をしているということと、毎月行われております保育園長会などでも取り上げて、ご説明をさせていただいているところでございます。

ご利用されている園数の把握についてでございますが、まず大前提といたしまして、保育園で働く方の人数、これは国によって人員配置が決まっておりますので、その人数につきましては、毎月の運営費の支払いの中でしっかりと確認させていただいております。ここでご提案いただきましたスポットワークをどの程度利用されているのかにつきましては、区としても今後研究していく必要性があると思いますので、様々な機会を用いて確認をしていきたいと考えております。

○豊嶋生活福祉課長 委員ご指摘の内容については、すみません、私は承知をしておりませんでした。内容についての確認させていただきたいと思いますけれども、周知という点で申しましたら、改めてその辺りがきちんと行き渡るように、ケースワーカーのほうには周知をしてまいりたいと考えているとともに、受給者の皆様の最低生活が保障できるように、引き続き気を引き締めて運営をしてまいりたいと

考えてございます。

○大倉委員 隙間バイトのほうですが、子どもが安心して継続的な関わりが保育士……。

○石田（秀）委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 471ページの地域包括支援センター運営費、それから486ページの介護認定審査会費について伺いたいと思います。

地域包括支援センターは20年前につくられた制度ですけれども、品川区は地域に全く設置せずに、保健師、社会福祉士を配置していません。そのために、様々なサービスが行き届かない状況があると思っています。森澤区長になってやっと設置することになり、期待してするところですけれども、再来年にモデル事業から始めるというスケジュールです。私はその間の対応を求めて質問したいと思います。

1つは啓発活動です。地域包括支援センターの役割に、介護予防があります。今年の猛暑で、地域の独り暮らしの方が熱中症で亡くなられました。70代の方でしたので、近隣の方は本当にショックを受けていました。以前も高齢の方が熱中症で動けなくなって、結局亡くなったのですけれども、どちらもエアコンを使っていました。暑さを感じない、水分を取っていると言しながらも、その水分は本当に少ない量でしかない。そういう中で、高齢者クラブで熱中症について学習会をしたほうがいいのではないかということになって高齢者地域支援課に相談したところ、区に講師をお願いしたいなら保健センターに依頼するしかないのではないかと言われました。

以前紹介した世田谷区では、地域包括支援センターで高齢者の生活に密着した問題の解決や介護予防の普及啓発を目的に、各地域包括支援センターがいきいき講座というのを計画に位置づけて、熱中症予防や消費者被害の防止、筋力アップ、口腔ケア、栄養改善、認知症ケア、予防活動、成年後見制度、ホームの選び方、福祉用具の使用方法・活用方法、防災などなど年間255回、4,000人余が参加しているという状況だと伺いました。

品川区は高齢者福祉課を地域包括支援センターとして登録しています。そこに、私は保健師をぜひとも増員して、地域からの学習会や講座をしてほしいという要求に応えられるように、また地域包括支援センターとしての啓発活動を地域の実態に合わせてできるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、高齢者クラブが熱中症予防や認知症予防など学ぶ機会をつくって、会員拡大にも結びつけていくという取組というのは、地域包括支援センターの役割に地域づくりというのもありますので、その意味からもぜひとも実施を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 地域包括支援センターについてのご質問にお答えさせていただきます。

高齢者福祉課が、現在は直営型の地域包括支援センターということで位置づけております。地域の在宅介護支援センターは現在はサブセンターということですが、地域包括支援センターがやるべきサービスということで、総合相談や介護予防マネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援については行っておりまして、一定の役割を果たしているというところの中での、さらに今後に向けての検討ということをさせていただいております。

その間における地域包括支援センターにおいての役割ということなのですが、ご指摘の例えば熱中症の予防についてのお話ということになりますと、確かに介護予防や健康づくりという観点からは、地域包括支援センターの仕事の位置づけとしても成り立つのですから、ただ、ほかの今言ったサービス提供のほかの4サービス提供に比べると、その中の一つとして絶対的な義務ではないのかなというところもございます。ただ、現状は保健師がいる高齢者福祉課のほうで熱中症予防対策を行っておりまして、

今年の夏は猛暑ということもございますので、75歳以上の世帯の方にスポーツ飲料とかをお配りして、熱中症の予防について呼びかけをするという事業もさせていただきましたので、そういう形で対応をさせていただいております。

また、高齢者クラブ等の地域からの、熱中症についてのそういう予防などについてというようなお声については、例えば今も在宅介護支援センターにおいては、一部、お医者さんを呼んで熱中症予防の講座をやるなど、そういう取組をしているところもございます。世田谷区の事例もございますが、今後、地域に地域包括支援センターを配置するにあたって、どのような役割を持ってもらうことが良いかというところは、他自治体の事例も参考にさらに検討を進めていきたいと思っているところです。

○鈴木委員 この啓発活動というのは、ほかの区ではどこでもやっている活動だと思うのです。それがあなたが品川区は本当に長い間されてこなかったわけですので、その上に保健師が保健センターのほうでも品川区は少なくて、下から3番目という状況で、平均までも10人足りないという状況だと思うのです。地域包括支援センターとしても10人ぐらいは足りないというふうな状況ですし、在宅介護支援センターはもう本当に今のケアプランとか、そういう居宅介護支援事業所の役割だけでも現場は本当に大変な状況があると思います。なので、ぜひ、今でも足りないこの保健師をしっかりと確保して、この他区ではやられている啓発活動をぜひともやっていただきたいということで、お願いをしておきたいと思います。ぜひご検討ください。

それから2つ目に、品川区の介護認定が極端に低く出る、軽く出るという問題について質問したいと思います。私はこの問題は、要支援が要支援1と2に分けられたられた2006年からずっと指摘をし続けてきました。令和6年度の全国平均の要支援の割合が28.8%なのですけれども、品川区の要支援は44.5%ということで、全国よりも15.7%多いという状況なのです。1.5倍という状況です。

それで、実際にこれで何が起こっているかというと、必要なサービスが受けられないというのが、現場からも利用者からも上がっています、具体的なところを本当は紹介したかったのですけれども時間がないので、それで今回、荏原医師会と品川医師会と懇談をしたときに、両医師会から認定が低過ぎるという問題が出されました。荏原医師会からは、明らかに近隣区と比較して厳しく、状態が同じで、同じように意見書を作成しても、介護度が下がることがある。このため、安心して生活するための十分なサービスが継続できずに、見直し・再申請を出さざるを得ない区民が増加している。このような状況が續けば、関係者の疲弊にもつながりかねないという要望をいただきました。

改めて、品川区がもう本当に23区の中でも認定率も低いのです。65歳以上の給付月額というのは、23区で最も少ないという状況になっています。かなり低いです。でも介護保険料は平均よりも高いという状況になっています。必要なサービスが受けられない。現場からも、医師会からも、高齢者本人からも、家族からも訴えられている。そういう状況です。

ですので、必要なサービスが受けられるように、介護認定というのは現在の利用者の実態に合わせた認定になるように、ぜひとも見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 品川区の介護認定の現状についてということなのですが、介護認定の審査について、一次判定、二次判定ともに国の定めた全国共通の基準に基づき実施しております。審査会においては、医療、保健、福祉の専門職が合議により判断を行うなど、公平性の確保に努めていますが、委員おっしゃるとおり、実態としまして要介護度の分布が、全国構成比と比較して要支援の割合が現在高くなっていますので、その原因については、今、分析を進めているところです。より皆様が必要なサービスが受けられるということが確かに介護保険の大前提ではございますので、より良いサービ

スが受けられるように、そしてそれが自立支援・重度化防止につながるように、保険者として努めてまいりたいと思います。

○鈴木委員 本当にこの問題というのは、実際に必要なサービスが受けられないというところが本当に問題になっていると思うのです。それなので、ぜひ見直していただいて、受けられるようにお願いします。

○石田（秀）委員長 次に、須賀委員。

○須賀委員 私は、226ページ社会福祉費についてお聞きします。

国の社会保障給付費は、2025年度予算ベースで140.7兆円になっています。そのうち、国で負担しているのが38兆円、地方で負担しているのが17兆円というふうになっています。社会保障費の給付は、高齢化も伴って年々増加が見込まれていて、毎年1兆円から2兆円ずつ増えている。しかし一方、年間の消費税額は大体年間で5,000億円から6,000億円増えているという状況です。これではもう社会保障費に対して完全にお金が足りない。このまま高齢化が進めば、赤字国債を発行し続け、1,300兆円にもなる国の借金はさらに増え続けてしまい、結局子ども・孫などにこの借金が引き継がれてしまいます。

すなわち、今の社会福祉は子ども・子育て世帯の負担軽減を推し進めていますが、結局将来この子どもたちに負担を増やしているのではありませんか。この辺について、ちょっとご見解だけお聞かせください。

○石田（秀）委員長 誰が答えればいいのか。答える人がいないでしょう。

○崎村企画課長 今、委員からご紹介ありましたけれども、こちらについては施政方針でもお話をさせていただきました。2040年には今から大体1.4倍ほど社会保障費は上がるということで、そういった社会保障費を負担していくのが我々現役世代。それが支え切れるのかというところで、こういった社会を変えなければいけないということで、問題提起させていただいたのが令和7年度の予算となっています。こちらについては、国も地方自治体も含めてしっかりと検討していくかなくてはいけない課題だと考えております。

○須賀委員 では、ちょっとここでお聞きします。今、子ども・子育てに所得制限なしの無償化を進めていますが、福祉の原点はそもそも応能負担ということは、我々ずっと皆さんから答弁されていました。これだけ世の中に格差社会が広がっているのだから、所得の高い方はより高い負担をしていただく時期に来たのではないかと私は思います。

所得税は確かに収入が増えて累進課税ですが、社会保険料は上限があって、幾ら所得が増えてもそれ以上増えないので。こういう仕組みがあるものがあるならば、こういうものもやはり所得に応じて改善すべきではないかと私は思うのですが、教えてください。

そして、もう一度戻します。福祉というのは応能負担の原則ではありませんか。お答えください。

○崎村企画課長 応能負担が原則であるというのは、委員のおっしゃるとおりかと思います。ただ、品川区が今年度も含めて無償化に取り組んでおりますのは、もうずっと申し上げていますけれども、人間が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となるサービス、これを誰もが同じように受けられるように、所得制限なく無償化にしているものでございますので、そちらはご理解いただければと思います。

○須賀委員 いや、誰でもとおっしゃいましたけれども、今は確かに特別区民税、それから財調も増えていて、財源もあるから確かに幸せですよね。でも本来ならば、福祉という観点から見れば、年金は

少ない。そして高齢者・障害者の介護費用は増えている。そして医療費も増えていると。そうするところの現実、やはり片一方はほとんどつらい思いをしているのです。平等で公平に福祉が対応しているわけではないと私は思います。その点についてどう思うのでしょうか。

子ども・子育て支援も大切ですが、この異常な物価高騰により生活が苦しく、そして収入が増えない層の方たちがやはり間違いなく増えていますから、福祉は応能負担というのはっきり打ち出して、手が回らない、支援が行き届かないこの方たちにもっと支援をするべきだ、そういう方向で進むべきだと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○崎村企画課長 繰り返しになりますけれども、区が行っているサービスすべて無償化をしているものでもなければ、所得制限を撤廃しているものでもないということはまずご理解をいただければと思います。これも施政方針で申し上げましたけれども、一定以上の所得がある方からお預かりしている税金を一部の人だけお配りするというのは、やはりもらえる人、もらえない人という分断を招くといったことがあるので、所得制限のほうは撤廃をしていくといったところでございます。

無償化としているものについては、こちらは誰もが共通に使う日常的な基礎的なサービスを提供する社会保障のシステムであるということを申し上げてきたところであります。そういったところで、すべての人が権利としてほかの人と区別されずにサービスを受けられるようにするといった、こういう社会を目指していくというのが品川区の姿勢であります。

○須貝委員 先ほど申し上げましたとおり、もう実際区別されていますよね。一部にこのように困っている方がいる。そして先ほどもお答えにありました、応能負担が原則だと。それはやはり私は守っていかなくてはいけないと思う。そちらにそういうふうに所得制限なしということで進むなら、やはりこちらの困っている方たちに目を向けるという姿勢が、やはり公平・平等な政策ではないのでしょうか。

そして、高齢者・障害者の介護、医療、そしてヤングケアラー、子育て支援もそうですが、被介護者を預けられる場所がないこととか、非常に困っている方が非常に多発していると私は思います。これは利用者負担が一部入ってもいいのですが、国・都・23区で話し合って、24時間いつでも家族を預けられる施設を造るべきだと私は思うのですが、どう思いますが。

今、介護離職、そして子育て離職者も増えています。2人以上お子さんを育てていくというのは大変なのです。そうすると、最初は会社を休むことはできても、やはりそれが長期間続いて女性の負担、または、夫婦で子育てをしていても両方の負担が増えてきて、そして会社を辞めざるを得ない。こうすることも考えれば、こういう場所を確保して、そして今、いわゆる一人っ子を望む家庭が多くて、そういう子育てをしているところは第二子をためらう2人目の壁を感じる世代がすごく多くなっているという話さえあります。先日ニュースにおいては、2人目のお子さんを望む人の割合が33.3%となり、過去最低となったというようなニュースも出ています。経済的な理由もありますけれども、やはり一番大変なのは精神的な子育て、1人の子どもを生涯育っていくという大変さがあると思います。

そういう意味で、私は福井県の事例を挙げますけれども、福井県は2世代住宅ではないです。3世代で住んでいます。だから、おじいちゃん・おばあちゃんがいるから、子どもを預けて2人で働いていける、そういう恵まれたところもあるのですが、それがないこの都会では、何とかそういう預けられる仕組みを国・都・23区で考えて、そういう場所・施設をやはり確保するということも大事な手法ではないかと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長 介護のお話がありましたので、私のほうから少しお話しさせいただきます。

今、福井県の例がありましたが、残念ながら東京では核家族化が進行しているというところもありま

す。そういった核家族化の進行や介護をする家族の高齢化など、そういったことが家族の負担になると  
いうところが背景となって、2000年に介護保険制度が施行されたと認識しております。

介護保険制度の中では、できるだけ住み慣れた地域ばかりで暮らすということを介護の目指すべきあり方とはしておりますが、ぎりぎりまでできるだけおうちで過ごしていただいて、それでも無理だったらば施設のほうに入所という見通しも立てられるような仕組みになっておりますので、そういったことを活用しながら、少しでも介護離職でご家族の方が困るとか、そういうことがないような形でしっかりとケアプランを作っていくたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、257ページの子ども若者拠点整備および南品川児童センター改築と、併せて259ページの若者の心と体の健康相談事業、この辺から若者支援施策と、あとさらに進んでというか、単身現役世代に対する政策的な課題というところについて伺わせていただきたいと思います。

まず初めに、子ども・若者拠点整備ということで、品川区のほうで令和11年を目安というか予定に、今、整備を南品川児童センターですか、こここの改築と併せて進めていると。

この子ども・若者活動拠点の基本構想というところの目的を見ると、若者が誰でもいつでも自由に利用でき、若者同士が地域とつながることができる環境づくり、若者の社会参画にとって重要な要素ということで、若者自身が楽しいと思うイベントを企画し、自由に参加できる機会を提供していく必要があるということで進めているということになっております。

初めに伺いたいのは、まずこの子ども・若者拠点整備によって、どういった事業というか施策をやろうとしているのかということと、そもそもこの若者というところが18歳以上も含むということは一応認識しているのですが、品川区で言うところの若者施策といったところの対象としては、どういうところまでこの若者というものを含めているのか。ここについてお伺いしたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長 ただいまご質問いただきました、南品川に予定しております子ども・若者活動拠点について、お答えさせていただきます。

まず、1点目のどのような事業をやるかというところでございますが、大きく3つございます。1つ目が、従来の児童センターにおいて実施している乳幼児親子向けの事業、こちらが1点です。そして2つ目が、子ども・若者の自主性を尊重した取組ということで、本人たちからやりたいことというのをしっかりと聞いて、それを形にすることができる事業を考えています。それから3つ目が、地域、それから社会、仲間とのつながりを持てる事業ということで、地域の皆さんと子ども・若者が接するような取組、具体的にはまだ検討中なのですけれども、そういった取組を実施する予定でございます。

それから、2点目の施設の名前にもある「若者」の対象はどこまでかというところでございます。昨今のこども基本法の中では、平仮名の「こども」の対象が成長過程にある者ということで、大分幅広く捉えられるようになってきております。そして、区といたしましてもその考えに基づきまして、幅広くこの拠点では若者も受け入れたいと考えてございます。まだ具体的に何歳までというのは決まっていないのですけれども、そういった考え方のもと、進めていきたいと考えてございます。

○塚本委員 結構幅広くというところで考えているということで分かりました。これまでこういった若者施策の法的な根拠みたいなことをちょっと考えると、子ども・若者育成支援推進法というのが2010年4月に成立をして、そこからどちらかというと若者全般というよりは、ひきこもりですとかニート、そういったところに対する対策としてこれが出てきたので、そこから若者全般という施策に今回大きく広がってきているというところは、非常にすばらしいことかなと思っております。

今、若者についても幅広くというところでございますけれども、その一方で現役の単身世帯、ここに対する政策的な課題というのが、やはりこれから出てくるのだろうなと認識をしております。2023年に孤独・孤立対策推進法ということができて、それに基づいて品川区でも今年度からオンラインカウンセリングという1人3回まで無料でできるという施策も進んでおりますけれども、この孤独・孤立対策推進法自体は、別に現役世代だとか、あと単身世帯とか、そういうことに限ったものではなくて、もう少し幅広い孤独・孤立を感じる人、子どもから大人までというような意味合いでの対象だと思うので、特にこの単身現役世代の方々というのはこれからやはり増えてくるのだと思うのです。既に増えているし、これからも増える。

今までではやはり独身時代というのはいずれ結婚して、家庭を持ちという流れがあるので、その一定期間の間政策的な恩恵を全然受けないで、納税するばかりということでも成立したというか、納得されていたと思うのですけれども、現在は必ずしもそういうモデルケースみたいな生き方ではなくて、場合によってはずっと単身で暮らすという方がいらっしゃる、そういう方が増えてきているというところでの政策的な課題が、地方自治体、品川区においても今後対策していくべきなのではないかと思います。

孤独・孤立対策として的一面の支援というのは先ほど申し上げたように行われている部分もあるのですけれども、ただ孤独・孤立だけが単身現役世代の課題ではございませんし、失業や病気などということで金銭的な経済的な困難に陥りやすいということも非常に課題としてあるのではないかと思います。そこについて、品川区としての課題認識ですね。今後、政策として打つべき必要性のことなのではないかというのはいかがかということでお伺いしたい。これは子ども施策連携担当課長だとちょっと難しい範囲かと思いますけれども、どなたになるか分かりませんが、ちょっとその課題認識をお知らせいただきたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長　　ただいま委員からご紹介いただきました単身世帯が増加しているということでございますが、こちらは区としても認識をしているところでございます。私の所管している事業になってしまふのですけれども、子ども・若者応援フリースペースですとかエールしながわ、そういったところにも単身の若者世代の方が多くご利用いただいている。そうした中で課題として、お仕事に関する事ですとか人間関係に関する事、それから住まいに関する事など様々な課題を抱えている方がいらっしゃると認識しております。

こうした状況を受けまして、区といたしましては、やはりそういった方々への支援というのも必要と考えてございますので、今後、いろいろ自治体として取り組んでいるところもありますので、そういうところを研究しながら、区として実施していく様子を検討をしたいと考えてございます。

○塚本委員　　今伺った話は確かにやっていただいていて、これは大事なところだと思うのですけれども、やはりちょっと対象が限定されると思うのです。個人の生活上にいろいろな不具合があるといふいろいろな課題があるとか、そういう意味ではもう少し幅広い相談事業というのか、まずこういったことが必要になるのかなと思います。また、そういったものをしっかりと中心的にやっていくようなセクションみたいなものも今後必要になってくるのかなとも思っておりますけれども、最後にもう一度、ご答弁いただければと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長　　ただいま委員から、そういった幅広く若者に対応できるセクションをというお話をいただきました。いきなりセクションというのは難しいかも知れませんが、何かしらの形で、まずはこうした対応を区として始め、いずれはそういったニーズがあればセクションも必要になってくることかなと認識しております。

○石田（秀）委員長 次に、西本委員。

○西本委員 259ページのすまいるスクール運営費についてお聞きします。

最近、民間学童というのがたくさんできたということで、すまいるスクールに行って、そして民間学童に行っているというお子さんが多くなっているのです。ということは、子どもたちがそういうところに行くということは、かなり遅くまで民間学童に行っているのではないかと思うのですが、その実態はどのように捉えられていますでしょうか。分かる範囲でお願いします。

そして次に、仕出し弁当をやっていますね。今年も全校展開となりました仕出し弁当です。これは申込みは前日の午前中だったかと思うのですけれども、そうすると、仕出し弁当を使う親というのは、お弁当を作らないというふうに決めて注文するわけです。夏休み、お弁当は大変です。なので、寝坊してしまった、どうしようというのでいろいろ使うのは仕方がないと思うのですけれども、初めから仕出し弁当でいいみたいな状況にはなっておりませんか。それで、どのぐらい扱っていて、リピーターはどのぐらいいるのか、固定化されていないかということの実態をお知らせください。

もう一つ、学校での朝食支援が始まっているのか、始まるのですね。これは朝ご飯を食べてこない子どもが7%いると。だからそういうことなのでしょうが、問題は食べてこられない子どもたちが、どういう理由で食べられないのかという品川区の実態をどこまで把握をされて、この朝食支援というのをやっておられるのか教えてください。

○上野子ども育成課長 まず、1点目のご質問の民間学童に行っているというところの実態についてですけれども、当区は全児童対策を前提にお子様の受入れを実施しておりますので、民間学童につきましては電話でのお問合せがある程度ということで、詳細な実態までは把握はしておりません。

2点目のご質問にございました仕出し弁当は、委員がご指摘のとおり、前日の正午締切りで受付をさせていただいているところです。こちらなのですけれども、利用実績といたしましては、今年度37校全校で平日28日間実施をいたしました。2万4,000食程度のご利用がございまして、すまいるスクール全体登録数というものが大体今1.1万人おりますので、8%ぐらいの児童にご利用いただいたということになります。実際にすまいるスクールを夏休み中にご利用されていたのが大体8,100人程度なので、ここからいたしますと、来られた方の11%程度が仕出し弁当をご利用いただいてたというような形になっております。

リピーターの方がいるかどうかというところにつきましては、すみません、ちょっと繰り返し使われたというところまでの把握はできておりませんけれども、一定の方は連続して使われている方もいらっしゃるのではないかと考えております。

それから、3点目のご質問です。朝の見守りでの朝食支援なのですけれども、こちらにつきましては11月からの施行を目指して、今準備をしているところでございます。こちらは今実態としましては、食べてこられない方につきましては、今、こちらの朝の見守りで3校で試行実施をしているのですけれども、そこで朝食を食べていらっしゃいますかという質問につきましては、現在1%の方が毎日食べていないということでご回答いただいたという状況になっております。

○西本委員 子どもたちの放課後の過ごし方というのは大分変わってきていると思うのです。3年生か4年生ぐらいになると塾通いが始まるので、またそこでがらっと変わってくるのですけれども、でも1年生、2年生ぐらいのときにも、やはり放課後の親と離れて過ごす時間というのがすごく長くなっている気がするのです。

そうなってくると、やはり寂しい子どもたちもいるのではないか、本当に親たちはどう考えているの

かというのが私はちょっと気になります。その実態把握は難しいかもしれませんけれども、やはり子どもたちの様子というものはそこにも非常に関連してくることなので、今後ちょっと注視していただきたいと思っています。

そして、仕出し弁当です。利用するのはまあよいでしょう。でも、それが当たり前になつては困ります。やはり基本、お弁当というか子どものご飯、我が子の昼食、親はどういうものを食べさせてあげたいかというふうに思つてほしいのです。任せないでほしいのです。それやつてしまふと当たり前になつてしまふのです。なので、それを税金を使ってやるべきではないと私は思つています。

そして朝食も同じなのです。朝食支援も、食べられていないという子どもが1%ぐらいいたということなのですけれども、何でかということです。なぜ。仕事で早く出でていかなくてはいけないのだったら、早く起きて作ったらいいではないですか。お父さんがお母さんいるのだったら、おじいさん、おばあさんがいるのだったら、その家族が何とかしなくてはならないでしょう。それを学校におんぶに抱つことは、やはりこれはおかしいと思う。

だから、しっかり家族というものがどういうものなのか、親子というのはどういうことで絆がつくられていくのかということがしっかり根底にあって、生活していかなくてはいけない。何でもかんでもはい、やっていいですよ、これもやります、あれもやりますと言つてしまふと、親がやる仕事がなくなつてしまふのです。親のやるべきことをしっかりと踏まえた形で、子育て支援というものはあると思います。

そして、教育基本法第10条、これは家庭教育という項目なのです。これは何回も私は一般質問でも取り上げていますけれども、この中に何が書いてあるかというと、いいですか、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に着けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする」と。そして、自治体、国及び地方公共団体は家庭教育を支援するために必要な政策を講じるのだということです。このように、これをしっかりと守つてほしいのです。子育て支援というのは非常に難しいのです。何をしなくてはならないか、親としてやるべきことをしっかりとやつていただいて、大変だからそのところを少し支援していきましょうというふうにしていかないと、親はどんどん子どもに無関心なつてしまうのです。そうならないように、私たちはやつていかなくてはいけない。それについてどう考えますか。

○上野子ども育成課長　　委員からのご質問についてですけれども、もともとこちらにつきましては、まずは仕出し弁当につきましても朝食支援につきましても、なかなかご家庭の事情で提供が難しいという親御様を受けまして、昼食または朝食の選択肢を増やすということを第一に実施しているものでございます。どうしてもご家庭の事情いろいろあるかと思います。どうしても難しいときに、お子様が食べられないということではなくて、お子様が食べられる方策として、何か行政として提供できないかというところで実施している事業になりますので、ご理解いただければと思っております。

○西本委員　　必要な人に必要な支援をというのは当たり前だと思います。でも、では制限をかけていますか。こういう方々のためのものですとかいうことをしていないでしょう。今やつてることというのは、誰でもいいですよでしょう。誰でもいいですよと言つたら誰でも使うのです。使わなくていい方も使っていく。それだと、親としてやらなければいけないことも忘れ去られてしまうということを、私は非常に心配しているのです。だから、しっかりと状況を確認したのですかというのはそこにあるのです。こういう状況で食べられない子がいるのだったらば、そのための施策ですよということをしっかりと提示しているのですか。それをちゃんと知らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上野子ども育成課長 施策の方向性としまして、政策基盤となる行政サービスは、所得制限なくすべての方に提供するという考えに基づいて実施しているものでございます。

○石田（秀）委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお願ひいたします。255ページ子育て支援事業に関連して、朝の居場所事業を伺いたいと思います。

この朝の居場所事業ですけれども、保護者の就労を支えるものもあると思います。どうしてもこの事業を使わないといけないという保護者もいらっしゃいます。多くの自治体がこの取組を始めている一方で、賛否両論の議論も見られる事業ですので、伺ってまいりたいと思います。品川区としてこの事業の具体的な目的の定義、またこの事業をどのように進めていきたいと思っておられるのか、お聞かせください。

○上野子ども育成課長 朝の居場所事業ですけれども、先ほどの繰返しになってしまふのですけれども、まずは施策の方向性として、政策基盤となる行政サービスはすべての方に所得制限なく提供するものということで進めているものでございます。朝の居場所につきましては、朝の小1の壁という問題がございまして、社会全体でここは真摯に向き合い、解決に向けて取り組むべき重要な課題と認識しております。区内でも校門の前で学校の開門を待つ児童がいらっしゃいますので、児童の安全・安心の確保を目的に、居場所事業を開始したところでございます。

○西村委員 この事業を必要としている区民、子ども、保護者がいるのは分かっておりますが、一方で区がどのような視点でこの事業を推進していかれるのかがとても大事だと思っております。子どもの健康や親子の貴重な朝の時間に与える影響についても、同時に考えなくてはいけないと思っております。こういった生活リズムへの配慮はどのように事業に取り入れて設計をしておられるのか、お聞かせください。

○上野子ども育成課長 生活リズムへの配慮というところですけれども、朝の居場所、それから朝食提供につきましては、こちらからサービスをご提供しまして、それぞれのご家庭のご事情に合わせて選択いただくものと考えております。どうしても就労等で、朝子どもを早く送り出さなければいけないご家庭、それから朝食の提供が難しいご家庭につきましては、行政として区別なくサービスをご提供していくという考えに基づいたものでございます。

○西村委員 すべての区民の方にというのは分かっておりますけれども、区内のすまいるスクールを利用する児童が、朝から夕方までいたら何時間になるのかと計算しましたら、11時間半近く学校にいることになります。このような児童に具体的にどのような支援をするのかというところまで考えて設計をしていただきたいと思っております。先ほどご答弁ありました小1の壁を壊すために、小1を犠牲にするのかという声もあります。子どもを真ん中にした取組になっているのか、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○上野子ども育成課長 ご質問いただいた件につきまして、長時間お子様が外でお過ごしになるという面も確かにあることは認識しております。ただ、どうしても現在の働き方等の中で、一緒にいられないご家庭があるという事情もございます。その中で、私どものほうで朝の居場所ですとか、すまいるスクールでお預かりするお子様につきましてはしっかり状況を把握した上で、何か気になる点等ございましたら親御様のほうに事情をお返しするなどして、区としてもしっかり見守りをしていく、ご家庭の所にお返ししていくことで対処していきたいと考えております。

○西村委員 まさに保護者との連携というところは重要かと思います。朝の居場所を定着させて拡大

させるという施策だけではいけないとの思いから質問をしております。賛否両論を踏まえまして、子どもの視点に立った目的の設定と事業設計をぜひお願いたしまして、血の通った事業にしていただきたいと思います。

これは私の思いでもあるのですが、早朝や延長保育をしなくても子育てができる社会にしなくては、少子化の歯止めはかかるないと思っております。朝の居場所事業の目的を明確にしまして、これは多くの自治体が取り組んでいく事業ですけれども、品川区らしさ、品川区はこれらの課題を含めた上で、子育て環境の改善に向けてどのような方向性でサービスを提供していかれるのか、しっかりと議論をして進めていただきたいと強く思います。また、朝食提供につきましても、どのような視点で事業を推進していくのかが重要だと思っておりますので、こちらの目的についても伺えればと思います。

○上野子ども育成課長 朝食支援につきましてですけれども、こちらもいろいろなご事情を抱えたご家庭があると認識している中でどうしても朝食の提供が難しい場合については、朝食提供も一つの選択肢として、行政としてサービスを提供するという考えに基づいて実施するものでございます。

○西村委員 委員会で示されたアンケート結果により、8割が必要ないと答えておられまして、しかしながら本事業はその8割の方々にも向けた行政サービスになっておりますので、この2割の子どもたちへの支援はもちろん必要なのですけれども、しっかりと分析と検証していただく必要があると思っております。

品川区が朝食を提供する目的というところがとても重要だと思っておりまして、ある自治体では、食事後の歯磨きとか排便指導、また生活リズム改善を目的としている自治体もあります。みんなでおいしい朝食を食べるということを目的にしている自治体もあります。品川区は何を目的としまして、子どもたちのどのような成長を目指すのか、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○上野子ども育成課長 もともとこちらの朝食支援事業の実施の背景ですけれども、総務省の調査で、小学生の7%ほどが朝食を食べていないという児童がいらっしゃるということ、区内の子ども食堂で朝食支援を実施しているという区民の声などをいただいていることから開始したものでございます。なので、品川区として朝食支援事業といたしましては、まずはそういった朝食を食べられない、食べていないというお子様に対して、ひとつ行政サービスの選択肢として朝の居場所で朝食を提供するということで、そこにつきましてはそれぞれのご家庭の選択の中で決めていただければということで、実施しているものでございます。

○西村委員 実際にこれから進めていく中での検証になるとは思うのですが、私は親につくる時間がなければ、子ども自身の生きる力を養っていくことも必要だと考えております。自分でつくって、自分で食べる。そういう子どもの姿、自立心や生活力を育むためにも必要になってくると思いますので、朝食事業を通して、子どもたちの育ちを真剣に考えていただきたいとに思っております。

また、会派で渋谷区の「景丘の家」という子どもと食の施設を視察させていただいたのですけれども、みんなでつくってみんなで食べると、一手間を大切にしながら食事づくりを楽しめる居場所を区が主導で進めています。これは子どもだけではなくて、食事を作る時間に追われる親にとっても、憩いの時間や場所を提供していると思っております。

コロナ禍で孤食や黙食を余儀なくされた子どもたちです。食事の楽しさ、朝ご飯の大切さを伝え、おいしいと思える朝食の時間になってほしいと願いますが、ご答弁をお願いいたします。

○上野子ども育成課長 お子さんが食事に対してしっかり向き合うというところについては、非常に重要なことだと考えております。私たちの朝食支援事業ですけれども、まずは食べられない方、食べる

ことが難しい方に対して選択肢として、まずはご提供していくところをまずは第一に考えたいと思いますので、そこから食育等については、また別の事業のところで考えてまいりたいなど考えております。

○西村委員 私の願いとしてもお伝えをさせていただきましたので、朝食を食べることが大切だと。おいしいと思える時間をぜひとも提供していただきたいと思います。

最後に要望になりますが、高齢者クラブの皆さんに協力を依頼された経緯があると思いますが、この高齢者の方々が急に聞いたお話で、開始もすぐ驚いておられたというお声を聞いております。朝の居場所事業が人の手配ができないまま、無理にでもと進めることができないようにお願いをしたいと思います。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時06分休憩

○午後3時20分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。田中委員。

○田中委員 しばしのおつき合いをよろしくお願ひいたします。

私はまず高齢者福祉の観点から、245ページ、特別養護老人ホーム運営費、247ページ、品川介護福祉専門学校運営助成、障害者福祉の観点から、231ページ、小山七丁目障害者グループホーム整備、233ページ、ヘルプカード作成、237ページ、福祉団体に対する助成金および239ページ、心身障害者福祉会館運営費に関してお伺いしたいと思います。時間が余れば、また別の分野をお伺いしたいと思います。

まず、特別養護老人ホームに関してであります。今、品川区の特別養護老人ホームは、社会福祉団体に指定管理者として事業を委託しております。指定管理者の視点で私は何回もお伺いはしているのですが、改めてお伺いをいたします。区には指定管理者制度活用に係る基本方針がありまして、一部ですけれども、利用者に合わせた多様で満足度の高いサービスの提供をすることが基本的な考え方であり、民間事業のノウハウを活用するというのが基本的な考え方であります。一方、区の役割としては、区は公の施設の設置者として適切な管理と良質なサービスの提供を安定的、継続的に確保することに責任を有する。最終的な責任は区が負うとなっております。

また、昨年の12月、公契約条例が議決されました。この特別養護老人ホームは公契約条例の対象にはなってはおりませんけれども、私は公契約条例をつくった区としては、区が直接契約をする指定管理者に対しても同様の精神で臨んでいくべきではないのかと思っておりまして、公契約条例の基本方針の中に、受注者において労働者等の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備をさせることとあります。指定管理者に対する基本方針や、この公契約条例の精神に基づいて、特別養護老人ホームのことについて、何点かお伺いをしていきたいと思います。

私は今、厚生委員会に所属しておりますが、先日、厚生委員会に報告として特別養護老人ホームのモニタリングの評価の報告がありました。先日の厚生委員会ですけれども、内容は令和6年度の事業の内容についてなので、決算特別委員会の対象にもなると思っておりますが、少しここで平塚橋の特別養護老人ホームの総括について、これは少しこのようなことでいいのかというのがありますが、少し読みますと、総括。積極的に評価した事項、改善が必要な事項として、積極的に評価した事項、館内の電気に

関して、新規で電気小売業者と契約し、デマンド方式に切り替えたことで、特に夏期の冷房使用時期に電気料金、電気使用量を確認でき、使用料や電気料金を抑えることができたというのが、なぜか特別養護老人ホームのモニタリング評価の一番最初に書いてあるのですけれども、積極的に評価した事項として、こういうことが書いてあるのですが、特別養護老人ホームのモニタリング評価として、こういうことしか逆に評価するポイントがないのかというのを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 平塚橋特別養護老人ホームに関するモニタリングの評価の結果等についてのご質問にお答えさせていただきます。

委員、ご指摘のとおり、総括の欄の積極的に評価した事項の中で、電気料金の抑制をしたということが書かれております。これは事業者から実績報告が出されていて、そこを取りまとめして、評価した部分と改善が必要な事項等いろいろと分析させていただいているものではあるのですけれども、毎年やらせていただいているというところもあります。令和6年度につきましては、適切な施設管理をして、そういった今、電気料金が上がって、物価高騰で大変な中で、そういった電気料金の工夫をさせていただいて、よりよい施設管理をしていただいているという観点から評価をさせていただいております。

○田中委員 ぜひ、そういう委員会に報告するモニタリング。いわゆる指定管理者としての実績を評価する一つの手段でもありますので、そういうところにこういうことが書いてある。では、ほかは評価できないのかととられかねないことだと思いますので、そこは例年の評価なのかもしれませんけれども、ここはしっかりと対応していただくべきではないのかと思います。

一方、総括の中の改善が必要な事項として、介護人材のさらなる確保とありますし、その前に少し取り上げたいのは、前年度の主な課題と改善状況の中で、安定した事業運営、稼働率の向上と、前年度ですが令和5年度の課題として挙げられております。私は特別養護老人ホームのことについては、初年度から決算特別委員会・予算特別委員会等々で、課長には特別養護老人ホームの稼働状況だと、あるいは人材確保の視点でずっとお伺いをしてまいりましたが、当時も現場をぜひ見てほしいとずっと言ってまいりましたけれども、ここでモニタリングの評価として、稼働率の向上が、ではそういう意味では自ら稼働率の向上が課題だと認識をされているのですが、課長は特別養護老人ホームに対しては入所調整会議を区でやっていてしっかりと対応しているから、それに基づいてしっかりと稼働率が維持されているというお話ではありますが、一方で、私は現場の声として伺っていると、結構、ベッドの空きがあるということは以前からお伝えをしてまいりました。どうも最近になって、ここに来て稼働率が少し上がっているということも、私も確認はしておりますけれども、一つは、これは言っていいのかあれなのですが、例えば施設長が替わったタイミングでどうも稼働率が上がっているような、たまたまそのタイミングだったのかもしれませんけれども、そんな私は受け止めをしてはいるのですが、入所調整会議で実態をどう捉えて、会議に望まれているのか。ここに来て、令和5年で稼働率の向上が課題となり、最近になって、私自身も改善されているという認識はしているのですけれども、現場との乖離が、入所調整会議との乖離がどうもあるような気がしてならないのですが、現状についての認識をお伺いしたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 入所調整会議は先日も行われまして、一定、440人、450人ぐらいの方の申込みがありまして、いろいろと優先順位を付けさせていただいて、各施設に名簿等を配付させていただいている今、状況となっております。半年ごとの名簿の配付ということで、各施設において、そこは空きが出た段階で、順番にお声をかけて、入所をしていただくというような流れになっておりますが、例えば今、委員がおっしゃった平塚橋特別養護老人ホームについては、ユニット型特養ということもご

ざいますので、どうしても料金が少し高くなるというところで、多床室に比べるとご希望が少なめではあるという認識はございます。そうは言いましても、空きの状況に対して、入居される方が、希望者が下回るような状況ではございませんので、適宜、入所をしていただければというところです。

実際に特別養護老人ホームのほうにいろいろと聞いてみると、こここの平塚橋特別養護老人ホームに限らずなのですが、順番になってお声をかけると、どうしてもご家族だったり、ご本人だったりが、いざ入るとなると戸惑われることもあるって、やはりもう少し様子を見ますというところでキャンセルされる方もいるとは聞いておりますので、名簿が一番下まで行ってしまいましたというような施設もございますので、そういったところは、今後、いろいろ工夫はしていかなくてはいけないと思っているところです。

○田中委員 私は前々からぜひ現場を見ていただいた上で、ご判断いただきたいということはずっと言ってまいりました。そういう運営の中で入所調整が行われてきたのだろうと思いますが、ここに来て入所率が高まっているというのは、確認はとっておりますので、なぜかというのはその当時から私は課長にはお伝えした、まだまだ入所に余裕があると。もっとその運営のため、経費を上げるために、入所者を増やすことで、しっかり経営的にも安定した経営につなげるべきではないかという視点でお伝えをしましたが、ここに来て、一つはたまたまかもしれません、施設長が替わったタイミングではあるのですけれども、そこはぜひ現場等をしっかり見た上で、書類だけではなくて、現場との連携の下、対応いただきたいと思います。

こここの改善が必要な事項に、介護人材のさらなる確保がありますし、一方で令和5年に行った改善状況として、公休を増加させるなど、労働条件の改善に取り組んだと書いてはあるのですけれども、これもいろいろ聞いてみると、やはりヘルパーのいわゆるネットワークが結構ありますと、ここの施設、またお隣の施設、どこの施設、どういう労働環境なのかというのは、お互いに情報共有をされていて、確かにここで公休を増やすという対応をとられてはいるのですが、実はこの数字は、ほかの施設で普通に公休としてとっていた数字によく追いついたというような数字だと私は伺っております。なので、こういった意味も、先ほど言った公契約の観点も含めて、精神の意味で、やはり労働環境、労働条件をやはりこういうモニタリングなどのタイミングなどを通じて、私はしっかりチェックしていただきたいし、これは厚生委員会でも、吉田委員がご指摘されましたけれども、私も同意見であります。

それで、もう1つ、今度、この間、指定管理者の継続の議決がなされました。そのとき、これまた平塚橋なのですけれども、選定委員の前の予備委員会の評価の中で、特定技能外国人の採用や単発のワークシェアリングの活用によって、介護人材の確保に努め、幅広く人材を採用できるという、これは委員のご意見として、部長はじめ、課長はじめ、予備委員会には出られていての評価なのですけれども、ここも、私は前もお伝えはしましたが、外国人。決してこれは差別ではないのですが、やはり順番がやはりあって、私は介護職員として正規の職員がまずはしっかりとその施設の責任ある立場で、利用者に対応していただくのが一番だと思います。ただ、どうしても人材的な観点で不足している場合は、まずは派遣職員にお願いをしていく。その順番は微妙なのですけれども、それでもなかなか派遣職員でも対応しきれない今の状況においては、やはり外国の方のお力も借りないと対応ができないという、何となくの順番としてはそういう順番なのかとは思っております。これまで、この平塚橋を見ていると、正規職員の定着率があまりよくなないように聞いております。結果、派遣職員が増えている。こここの評価にもあるように、派遣職員の比率が増加して、潜在的なコスト増になっているという、ここに私は原因があると思っていて、正規職員の方が定着しない背景を、私はぜひ、区として認識をし、そこの改善を私は求め

ていただきたいと思っております。

以前から、やはり答弁では介護人材が足りているというお話がずっと来るのですけれども、それは配置基準に対応して考えると、運営する以上は誰かしらの手を借りないと運営できないので、誰かしらがそこには人がいる状況ではありますが、私は正規職員が責任もある立場で勤めていただくのが本来の姿だという私の思いと、指定管理者の評価の部分の、幅広く人材を採用できているということに認識が、私は大きく違いがあるというかギャップがあるように感じておりますが、どのように受け止めいらっしゃいますか。

○菅野高齢者福祉課長 様々、ご質問いただきまして、ありがとうございます。順番にお答えさせていただきます。

まず、平塚橋の施設長が替わったということで、指定議決のお話もございましたが、その際に、施設長がいらっしゃって、プレゼン等もしていただきました。すごく前向きにやる気のあるいろいろなお話をさせていただいたので、今後の施設の在り方には大いに期待できるというところは、審査委員の意見としても出ておりました。

あと、人材の確保の部分なのですけれども、特定技能や単発ワークシェアリングの部分について評価したというところもありますが、委員がおっしゃるとおり、正規の職員をまことに配置をして、責任ある部分はしっかりと正規の職員が押さえるということは大前提です。その上で、どうしても、やはり人の入替えだったりとか、病気等で抜けたところを単発のワークシェアリングで補充したりとか、あとは外国人の特定技能につきましては、こちらの法人は、ほかの施設でも積極的に受入れをして、すごく評判がいいというところで、ほかの施設に展開していったという経緯もございますので、すごく大事に外国人の人材も育てていただいているというところも総合的に評価して、そちらの記載等をさせていただきました。

あと、その労働環境の部分につきましては、指定管理者制度においては、社会保険労務士による労務環境チェックを5年に1回させていただいておりますので、その中の平塚橋特別養護老人ホームにおけるスコアについては、決して悪いものではないと捉えております。

○田中委員 もう高齢者福祉しかできないのですが、介護人材の育成に関して、介護福祉専門学校があります。私はそこの卒業生がどの施設を選ぶのかということも、私はこういう評価の基準に入れてもいいのかと思います。先ほど言ったヘルパー同士のネットワークもある一方で、こういう介護専門学校の卒業生同士のネットワークもしっかりと根づいていて、その中に歴代の卒業生との情報共有の中で、どの施設がよかったですとか、どの施設はどうだったのかという共有も私はしているはずだし、しているという受け止めをしております。それで、こういうモニタリング評価とか、指定管理者の継続に当たってのいろいろな評価もありますけれども、介護専門学校の卒業生の意見をしっかり聞くというのも、私はぜひ取り入れるべきだと思います。恐らく、認識が間違っていたらあれですが、この卒業生はこの数年というか十数年、平塚橋を選んでいる方はいないように思うのですけれども、そういう評価をしてもらうというのはどうでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 介護福祉専門学校の卒業生の動向等につきましては、平塚橋特別養護老人ホームがどうこうというのではなくて、法人にどなたが就職されたかというところで、人数を出させていただいております。令和6年度においては、平塚橋特別養護老人ホームが所属する法人には、1人、就職しているという実績が出ておりますので、その辺りのところは、一定程度、そちらの法人に就職したいという生徒がいらっしゃったと捉えております。

○石田（秀）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくお願ひします。

277ページの区立保育園費の特別支援保育または巡回相談など。それから保育園に関連して、5歳児健診です。それから、281ページ、区立幼稚園費。時間があれば、少しページが違いますが、飛びますが、241ページの超短時間雇用促進事業です。

先に区立幼稚園のことですが、先ほど、ほかの委員から、すまいるスクールの軽食の質問があったのですが、区立幼稚園も預かり保育で軽食を出しています。これがまずすまいるスクールと同じものかということの確認です。保護者の方から、先ほどの委員と同じような形で、少し子どもが食べるにはというご意見があったので、少しそこを確認します。

○染谷保育施設運営課長 区立幼稚園における預かり保育で提供しているおやつでございますけども、すまいるスクールと同一の業者で提供させていただいているものになります。

○高橋（し）委員 すまいるスクールと同じということで、先ほどのハッピーターンとかですが、その中で焼き小あじ、おしゃぶり昆布、ごまつきいりこみたいな形で、保護者の方によると、大人のお花見のおつまみみたいな感じなので、子どもにとっては少しなかなか手が伸ばしにくいというのがあって、でもこれはきっと栄養の側面から考えるといいものだと思うのですけれども、先ほど、子ども育成課長から来年度の改善についてのお話があったのですが、それがこの区立幼稚園の預かり保育の軽食にも適用されるのか、そこを確認します。

○染谷保育施設運営課長 預かり保育のおやつにつきましても、幼稚園からも様々なご要望などを頂いているところもありますので、きちんとそちらのほうについては、価格なんかもきちんと確認した上ですけれども、検討はさせていただきたいと考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。では、特別支援保育園・幼稚園等のほうをお尋ねします。9年前に開始されて現在は全園で実施されています。この事業については、様々な発達支援において非常に有効だということですが、この事業の成果。特に小学校での連携という観点で、意義、成果をお伝えお願いします。

○染谷保育施設運営課長 今、委員がおっしゃられたのは学校心理士による巡回相談のお話かと思います。こちらの事業の目的につきましては、5歳児を対象として、就学に向けてというところで、実施をしているものでございます。具体的には、実際にこの学校心理士による巡回相談を受けたことによりまして、園の保育士に助言を頂くというものなのですけれども、その助言を受けて、保護者の方とお話をさせていただく中で、就学相談のほうにお話をさせていただきますとか、また逆に教育委員会からの求めで、就学相談にお越しなられた方、子どもに関して、実態把握に関する資料提供の依頼がありますけれども、そちらのほうにも巡回相談で実際に受けた助言など、そういった内容もきちんと盛り込んだ形で、教育のほうに伝えるというところでは、就学に向けてきちんと教育委員会との連携はとれていると考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。小学校とも連携が大変とれているということと、あと保育士たちあるいは幼稚園教諭たちへの園での指導に大変有効だと伺っています。それで予算でいうと、いろいろところを足していくと、大体ですけれども、2,500万円ぐらいの心理士たちの報償費になっているのだと思います。この事業は実は要綱が定められていないくて、心理士たちとの契約の形式も報償費ということですから、1件決定で、それで研修の講師という立場なのです。ですから、これを2年前から私はきちんと要綱に定めて、制度としてきちんと整えてほしいというご要望を出し

ているのですが、その検討の結果はどうなっていますか。

○染谷保育施設運営課長 現状、心理士巡回相談に関する経費に関しましては、今、委員のお話にございましたとおり、1件決定で報償費でお支払いをしているという状況ではございますが、以前からこちらはご指摘いただいている部分でございますので、もともと保育園に関しては、特別支援保育等実施要綱ですとか、あと幼稚園に関しては、就園措置に関する要綱などございますので、そちらの要綱等とのきちんと整合性をとりながら、こちらの事業についても、きちんと規定をしていければと考えております。

○高橋（し）委員 きちんと規定をしていければということですので、早急にお願いいたします。

保育園に関連して、令和7年度に5歳児健診を行うのですが、令和7年度の予算の話になってしまふのですけども、5歳児健康相談事業というところで、保育施設運営のほうで行われているのですが、簡潔にこれはどのような事業か教えてください。

○佐藤保育事業担当課長 5歳児健診に関する相談事業でございますけれども、これは今年初めてモデル実施を5歳児健診でございますので、健診に当たって、保護者の方が不安に思われることなどがあると想定をいたしまして、学校心理士、園のほうを回られている方が保護者の方のご相談を受けるというものと、あと園におきましても、どのような相談が保護者の方からあるのかといったお問合せを受ける機会もありますので、そうしたご要望に対応するために実施しているものでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。それは5歳児健診に向けての事業です。今、学校心理士の名前が出てきたのですけれども、こちらは今年は保健センターのほうで5歳児健診をモデル実施していると思うのですが、このような学校心理士が品川保健センターの中でスクリーニングをするのに保護者アンケート、そして保育士のアセスメントがあるのですが、ここで学校心理士のこのようなこれまでの保育園で培った巡回相談のスキルや、あるいは知識などを活用してはいかがでしょうか。

○石橋品川保健センター所長 本年度、モデル実施で実施しております5歳児健康診査事業におきまして、学校心理士の先生方を活用させていただいている点のご質問にお答えをいたします。

今、スクリーニングというお話がありましたが、園にて子どもの集団での様子ですか、あとは保育士により、ふだんの様子のヒアリングを学校心理士の方に行っていたり、専門的な立場をもってスクリーニングを実施していただいているところになります。今回、学校心理士の方の活用というところに当たりましては、専門的な立場での判断をしていただけることと、あと既存の保育施設運営課で実施をしております巡回相談を既に行っておりますので、その辺りで、園との関係性が既に築かれていること、また園の1日の流れですか、運用についてよく知っているということもありまして、今回、学校心理士の方を活用するということにいたしました。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。5歳児健診をするときには、今、お話があつたようなスクリーニングは大変、重要で、守口市は心理士の方たちが回ってやっているのですが、こういった品川区のような巡回相談がなかつたので、ゼロからやるわけです。しかし、品川区は保育園、幼稚園に、この巡回相談をしていたということで、心理士たちの蓄積されたというか、その子どもたちを見ているということで、非常に適切な受診につながるアドバイスやそういうのができるということで、品川区が今までやってきたことが5歳児健診で活かされたということで、巡回相談もすばらしいし、今後、5歳児健診に向けて、非常に仕組みが構築されてきたのだと思います。守口市は14万人しかいないので、そういった形が急にできるのですがということで、プレス発表では、保育部門と保健部門の連携ということがあるので、保育部門との連携という観点で、保健部門の方はこの5歳児健診をどのような

評価をされているでしょうか。

○石橋品川保健センター所長　　円滑な就学に向けて、この5歳児健診の実施を目的としてやっております。保育施設運営課、保育部門または教育部門、その辺りも含めまして、しっかりと全庁的に円滑な就学に向けてということで、品川区の子どもを支えていければと考えています。

○高橋（し）委員　　ありがとうございます。各所管が一体となって、子どもの幸せな育成につなげていければと思います。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長　　次に、松本委員。

○松本委員　　よろしくお願ひします。私からは249ページ、デジタル活用による高齢者社会参加促進事業、262ページ、児童相談所費について伺います。

最初に、デジタル活用ですけれども、高齢者社会参加促進事業として、シニア向けのパソコン・タブレット・スマホの教室・相談を行っています。事務事業評価シートを拝見すると、教室等の参加人数について、令和4年度の目標が1,506人で、実績も1,506人。令和5年度の目標が1,719人で、実績も1,719人。令和6年度の目標が2,104人で、実績が2,104人となっています。増えていいのはいいのですけれども、ただ、少し目標値がこれだけ細かく設定されていて、実績値が全くイコールというのではなくて、通常はなかなか考えがたく、申し訳ないのですけれども、これは実績値を目標値そのまま転記してしまったのではないかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長　　事務事業評価についてのお尋ねでございます。現状としましては、委員のご指摘のとおりでございまして、当初、本事業におきましては、教室の開催回数という目標値を設定した経緯がございましたが、今回、事務事業評価を行うに当たりまして、目標値を人数にしたほうが分かりやすいということで、目標値を途中から少し変更したことによるものでございます。今年度以降につきましては、目標値を全教室の定員人数に設定しまして、実績については、実際に参加された人数を記載していく運用に改めていく予定でございます。

○松本委員　　ありがとうございます。評価シート自体、つくるのがすごく大変というのは我々も認識しておりますので、こういうことが出てくることもあるのかと思いますが、来年度以降、よろしくお願ひします。

続いて、デジタルデバイドを埋めていくということで、この事業の役割は大事だと私も認識しているのですけれども、一方で、令和6年の通信利用動向調査報告書を確認すると、70歳から74歳の約9割がスマートフォンを所有している。75歳以上も約7割が所有という結果になっています。これは全国調査なので、恐らく都内はもっと高いデータになるのではないかと思います。割合の増加スピードも速くて、この5年間で70代以上の所有率が10ポイント強、増加しているという状況です。

そこでお伺いしたいのですけれども、例えばシニアにやさしいスマホ教室というのがありますけれども、これは年代別の参加者の割合は把握されていますか。把握されていたらお答えください。

○櫻村高齢者地域支援課長　　シニアにやさしいスマホ教室についてのお尋ねでございます。世代別の参加人数については集計をしておりませんけれども、令和6年度は定員216名に対しまして、127名の方に参加いただいたところでございます。

○松本委員　　そうすると、ある程度、定員に対して半分ぐらいということですか。結構、参加者数はある程度、下がってきているのかと思います。ただ、そうするとさっきの。大丈夫です。分かりました。少し参加者数はある程度、下がってきているのかという認識を持ちました。

デジタルデバイド対策はいろいろところで言われますけれども、当初は有用だった事業がデジタルデ

バイスのほうが。デバイスではなくて、デバイスのほうが普及して、一般化することによって役割を終えることもあると思います。少し話は違うかもしれませんけれども、例えばテレビのリモコンなんかも、リモコンができた当時はみんな使い方がよく分からなくて困ったということはあると思うのですけれども、では今の時代、高齢者であったとしても、リモコンの使い方を教えてくださいと行政に頼むかといったら、多分頼まないと思うのです。ただ逆にデジタルの時代になって、テレビのリモコンなんかもボタンがたくさんあって、ふだんテレビを見ない私なんかは使い方が分からないのですけれども、でも別に私が仮に70歳でも80歳でも、行政に教えてくださいということにはならないと思います。もうそこまでいくと、技術が普及しているので、あとは自己責任ということになると思います。スマホについても、どこかで事業の出口は考えないといけないと思っておりまして、この区のスマホ教室事業、今やめてくださいという話ではないのですけれども、長期的に見たときに、どこかでやめていくことも考えないといけないのですが、この辺り、区としてはどういうお考えをお持ちなのか伺えればと思います。

○櫻村高齢者地域支援課長　　スマホ教室の転換期についてのお尋ねだと認識をしております。現在につきましては、参加者人数等が一定の需要があると考えているため、今後も継続していく考え方でございますけれども、委員のご指摘のとおり、将来的には参加者人数ですか、社会情勢等を総合的に考慮しながら、事業の転換期を含めて検討していく必要があると考えているところでございます。

○松本委員　　ありがとうございます。おっしゃるとおりで、本当に長期的に考えていくと、どこかで役割を終えるのかと思っています。一方で、今の段階では、そうはいってもやはり使い方が分からないという方もいらっしゃる。もちろん、民間の各通信会社のところに行けば教えてくれるとは思うのですけれども、それでも需要があるというところだと思います。そうすると、引き続き続けていくとしても、では、教室をやるにしてもどういう教室をやるのかが、また一つ問題になるというか、大事な点だと思っておりまして、例えばスマートフォンの使い方といつても、多機能ですので、電話なのか、メールなのか、そこで終わってしまうのか、あるいは最近はもうほとんどLINEを使うという方も多いのでLINEの使い方まで教えてくれるのか、あるいはネット通販、YouTube、最近ご覧になられて、今日この委員会でも排外主義の話がよく出ていますけれども、このYouTubeで影響を受けるような方もいらっしゃいますので、そうした、YouTubeやSNSなどの使い方までこのスマホ教室はされているのでしょうか。内容についてもお願いいたします。

○櫻村高齢者地域支援課長　　シニアにやさしいスマホ教室の具体的な内容でございますけれども、本事業におきましては、週1回2時間の4日間で1コースのカリキュラムとなっているところでございます。

基本的な内容としましては、初心者から中級者向けの内容となっておりまして、電源のオン・オフから最初、始まりまして、電話の操作、それから写真ですとかカレンダーの基本的なアプリの使い方、そして最後はLINEなどのSNS等における操作内容というふうにカリキュラムを組んでいるところでございます。ただ、その時々の受講者のレベルですとか、進捗状況、ご要望などに応じて、臨機応変にその都度、内容を若干変更したりして、実施しているところです。例えば初心者が多い場合には、基本操作の内容を復習して、繰り返して手厚くしたりですとか、逆に中級者の方が多い場合には、一般的な通販サイトの利用方法ですとかQRコードの決済方法などを追加するなど、臨機応変に対応しているところでございます。

○松本委員　　ありがとうございます。スマートフォンは便利だけれども危険だというようなところは、よく子どもの関係では、学校教育ではよく言われているのですけれども、学校教育の中では逆に最近や

られているので、子どもたちはある程度、使い方が分かっている人も増えていて、リスクについても分かっている人もいる。だけれども、一方で問題は大人の使い方というのがすごく問題で、ご存じの方はご存じのとおり、私もとてもＳＮＳが炎上する人間なので、いろいろ見るのはすけれども、実際に、例えば仕事で情報開示請求を行うと、誹謗中傷をやる人が、実は若い人ではなくて、60代、70代というようなこともあります。最近は例えばフェイスブックなんかの芸能人のなりすましを使った詐欺広告なんかもやはり引っかかる人は比較的年齢が高めの人が多い。そう考えると、単純に使い方を教えるだけではなくて、子どもたちだけではなくて、高齢者の方たちにきちんとリスクを教えないとい、実は今の、今日、何回も出ている排外主義の話なんかも、実は結構、高齢者の方が誤った情報を信じてしまうということが、もうテレビを見ている感覚でYouTubeを見てしまうというようなことも起こって、なかなか危ない社会になってきていると思います。そうすると、このスマホ教室の内容もリスクを意識したものがあつてもいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長　委員、ご指摘のとおり、スマートフォンが今、生活に必要不可欠となっている今の社会におきましては、ＩＴリテラシーというのは非常に重要であると認識をしているところでございます。このシニアにやさしいスマホ教室の中でも、実際に詐欺被害に遭わないために注意すべきポイントですとか、逆に委員からご指摘があったように、ＳＮＳで加害者にならないための注意点等を講座の中で丁寧に説明をしまして、注意喚起をしているところでございます。引き続き、こういった内容も含んだ形でスマホ教室を開催して、高齢者の方に安全・安心にスマートフォンを正しく利用していただきたいと考えております。

○石田（秀）委員長　続きまして、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員　私からは、235ページの日中一時支援事業と、239ページの心身障害者福祉会館運営費について伺いたいと思います。

まず、心身障害者福祉会館ですけれども、開設からといいますか、築年数が今年で48年だと思います。施設の老朽化や荏原地域の障害者支援の拠点として、もっと使いやすく、サービスの中身も充実を望む声が多く寄せられております。議会でも度々建て替えを求める陳情も出されているところです。厚生委員会の中では、この障害福祉計画、第7期は令和6年から令和8年ですけれども、その計画の中でも改築の検討を行うと示しているので、この計画が3年の計画なので、この期間内に一定の方向性について出したいと答弁もされております。なので、現在の検討状況といいますか、3年間というと、令和8年がこの3年目になるわけなので、そこまでに一定の方向性について出したいと言われておりますので、どの程度、方向性が見えてきているのか、検討状況を聞かせていただきたい。

また、現在の会館の敷地面積がおよそ980m<sup>2</sup>だと思います。延べ床面積は約1,599m<sup>2</sup>だと思いますけれども、この建て替えの際に、やはり使える部屋を増やして、利用者を増やしつつ、そしてサービスの中身をさらに充実させてほしいとの声もあるので、延べ床面積が増える検討を進めてほしいという声も寄せられておりますけれども、そこら辺もどうなっているのか伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長　心身障害者福祉会館につきましては、昭和52年に建てられまして、委員がおっしゃっているとおり、48年ほど経過しておりますが、建物として、すぐに建て替えが必要というところではなくて、必要な修繕等は行いながら運営している状況で、一方で、設備の老朽化ですか機能面の充実というところでは、リニューアルが必要というようなところは認識しているところでございます。

お話しにもあったとおり、以前にも定例会での答弁ですとか、障害福祉計画でも改築を視野に検討する

としておりまして、また一方で、これまでの改修の経過の整理ですとか、現在の事業、居ながら工事が難しい状況等から、事業継続のための仮移転、代替地の調整といった課題もあるところでございます。現時点で、具体的にいつ新しくなるということを申し上げることはなかなか難しいところですけれども、公共施設計画等でも60年が施設の建て替えの目安というようなところもございます。先ほど申し上げた課題を踏まえて、時間を頂いて検討しているというのが現状でございます。

また、もう1つございました事業内容等につきまして、現在の設備、面積等の話もございました。改築によって、事業スペースが拡大することができるのかといったところも含めまして、施設をただ新しくするというところだけでなく、定員ですとか内容を含めて充実を図ることが必要と考えております。荏原地区の拠点というお話をありがとうございましたが、新たな整備というところで検討を進めておりますので、具体的な出し方につきましては、現在、具体的なところを申し上げられる状況ではございませんが、検討を続けているところでございます。

○石田（ち）委員 もう結構長いこと、この建て替えに向けて、検討、検討と言われて、なかなか進まないと感じております。今、課題のところも居ながら工事が難しい等々、出されたと思うのですが、とはいっても、本格的に建て替えの検討はいつ頃始めるのかも分からぬでしようか。やはり建て替えますとなつてから建て替わるまでにも数年かかると思いますので、今、築48年ということで、60年まではあと12年ということになりますので、ある程度の本格的建て替えの検討を始める時期が見えてくると思うのですけれども、そこら辺もまだ見えない状況でしょうか、伺います。

○佐藤障害者施策推進課長 時期のお尋ねでございます。現在、ほかにも整備中、整備予定の施設もございます。また、ほかに年数が経過している施設もございます。そういうもののとのバランスもとしながらというところも踏まえて、心身障害者福祉会館につきましては、まず施設自体の状況把握、ハーフ面。それから事業者にもソフト面等の状況把握を詳細に行うとともに、工事以外の部分の、先ほど申し上げたようなところの調整には期間を要するというところで想定をしているところでございます。先ほど、お話をございました、まずは全体の更新、工程をなるべく早くまとめていけるようなところで検討しているところでございます。

○石田（ち）委員 なるべく早くということはおっしゃっていただくのですけれども、見てこないという状況です。荏原地域の障害者支援の拠点として、さらに充実することを多くの方が願っていますので、本格的な建て替えの検討が早く進むように要望しておきたいと思います。

それで障害者福祉は、森澤区長になってから大きく進んでいるところだと思いますが、通所施設やグループホーム、特に医療的ケアを含む重度障害者の施設など足りない状況です。新たに建設できる土地がないなど課題の多い都心部ですから、進めるためにも計画等が必要だと思います。共産党としては、世田谷区などの取組を紹介して、品川区としての所要量を施設ごとに出して、それをどのように、いつまでにつくっていくのかという計画が必要だと繰り返し求めてきましたけれども、これについては、現在どのように考えられているかお聞かせください。

○佐藤障害者施策推進課長 施設の計画でございます。心身障害者福祉会館のところのお話でも申し上げましたが、現在も整備中、また整備予定の施設もある状況ではございます。一方で、様々障害者の当事者の方のニーズ等もあるところから、現在、次期の障害福祉計画の策定等に向けて、基礎調査等も行っているところでございます。そういうところのニーズ等も踏まえまして、また、福祉計画策定のところも踏まえまして、施設、様々な必要量等を分析しまして、今後の整備予定を出していくところで現在、考えているところでございます。

○石田（ち）委員 そうすると、ではそういった世田谷区のものと同等とは言わずとも、建てていくための計画がつくられていくということによろしいかという少し確認をさせてください。

それで、少しもう時間もないので、日中一時支援なのですけれども、この日中一時支援の送迎についてなのですが、今年度から日中一時支援の契約者は自宅送迎ではなくスポット送迎の契約になっていると思います。ぐるっぽのです。それで、利用者の利便性はそれで悪くなったという声が寄せられておりまして、例えば家から50mのところに送迎スポットを指定された方が、子どもの歩行が困難で50mの距離に30分かかったといった声も寄せられております。従来どおりの自宅送迎をする意向はないのか。なぜ自宅送迎できないかを伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長 施設の計画、予定の示し方につきましては、どんな形ができるかというのは検討してまいりますが、必要量等を踏まえてお示しできるようにというところは考えているところでございます。

○松山障害者支援課長 私からはぐるっぽの児童学園の送迎バスの件についてお答え申し上げます。

ぐるっぽの児童学園につきましては、子どもが増えていることから、送迎の時間が長くなってしまうという配慮から指定管理者が保護者に提案をさせていただいたものですので、あとは指定管理者とご家族の方と十分に話していただきながら、安全・安心な……。〔時間切れにより答弁なし〕

○石田（秀）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは243ページ、さわやかサービス、247ページ、介護職員確保・定着支援、259ページ、すまいるスクール運営費の3点をお伺いしたいと思います。順不同で質問いたします。

まず、介護職員確保・定着についてですけれども、今年は団塊世代の方が75歳となるということで、社会保障費や働き手不足など、2025年問題と言われていて、介護業界では介護人材不足がますます深刻化するとされています。今後の介護需要は増大すると予測されている一方で、その需要に対応するために必要となる担い手、人材確保を促進させるためには、さらに取組が必要ではないかと考えています。

そこでまず確認ですが、品川区の取組現状と今後の方針についてお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長 今後の高齢化が進む中、生産年齢人口も減っていく中で、介護人材をどのように確保していくかというご質問だと思います。品川区におきましては、介護福祉専門学校が、従来25年以上、運営をして、介護人材のまず確保しているというところに加えまして、今後のそういうことも踏まえて、居住支援手当の支給や、あとは法人等が借り上げた宿舎に対して、家賃の補助をするという住まいの支援等を幅広く支援させていただいております。

そして訪問介護につきましても、基本報酬が下がったということにつきまして、その分の事業者への支援金というところも10月から始めさせていただいたところです。

○こんの委員 現状をお聞きしました。後で今後の方針もお聞かせいただければと思いますが、担い手不足は施設介護、在宅介護ともに深刻だと捉えております。今日は特に在宅介護、こちらホームヘルパーについてお聞きしたいと思います。

現場のホームヘルパーの実態としてお聞きしているのが、1つの事業所に所属するだけでなく、複数の事業所に所属をしていて、1日に何軒も訪問介護してくださっている現状があるとお聞きしています。その場合、利用者への移動ですけれども、個人所有の自転車で移動されているとお聞きしまして、平たんな道ばかりではなくて、坂道もあるということなので、移動はとても大変だというお声がありま

す。その場合、電動アシスト自転車は大変に有効ですが、電動でない方もお仕事の中ではいらっしゃるということを聞いておりまして、このホームヘルパーのお仕事の移動の負担が一つの課題になっているということが聞かれているわけです。

そこで、東京都では、今年度から地域を支える訪問介護応援事業を展開しています。この事業は訪問介護員不足が深刻化する中、地域包括ケアを支える重要な訪問介護サービスを支援し、訪問介護における人材確保、定着を図ることを目的として、訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業補助金など4つの事業を実施いたしました。都の補助金は、電動アシスト自転車の購入経費を1事業所当たり最大15万円補助するもので、事業所としては、大変、助かる補助金だと思っております。ちなみに電動アシスト自転車の相場価格が10万円前後というところでございます。先ほどお伝えしました何軒も訪問介護に従事してくださっているホームヘルパー、1事業所に15万円ですからなかなかこれは何台も買えないというようなところだけれども、事業所はこの介護の従事者の確保に苦慮していると。このホームヘルパーのお仕事にとって、自転車はなくてはならない仕事道具でありますので、この仕事の効率化、移動の負担の軽減を図る観点から、今後は品川区でも訪問介護に従事してくださる方々の移動に必要な自転車の購入費の助成などを考えていくことが、介護人材の確保促進につながるといったことを考えるわけですけれども、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長 ご案内のありました訪問介護事業所の電動アシスト自転車購入費経費補助ですけれども、東京都が今年度、新規事業ということで、訪問介護事業者がそういった自転車を購入された際の20万円を上限としまして、その4分の3を補助するということで、1事業者当たり最大15万円と伺っております。委員もおっしゃっておりましたが、自転車は大体1台、10万円ということですので、補助基準額20万円が上限ですから、2台ぐらいしか買えないんだろうというようなところではございます。東京都に問合せをさせていただいたところ、区内で訪問介護事業所が約60事業所ございますが、そのうちの今、12事業所が申請をしているとは伺っております。約2割の事業所ということで、この需要について、今後、区内の事業所にどのような形で補助を活用されているのかとか、自転車の利用がどの程度あるのかというところの部分について、しっかりと現状把握していきたいと思っております。

○こんの委員 ありがとうございます。東京都にも問い合わせていただいて、今、12事業所が使っていたいているということで、まだ使っていらっしゃらない事業所がどうこのホームヘルパーの移動の負担の軽減をされていらっしゃるのかも、ぜひ今後、調査というか聞いていただきながら、これはホームヘルパーにとってお仕事になくてはならない道具だと考えますので、その辺をどうか現状をまずは把握していただきながら、こうしたことを今後、考えていただきたいと思いますので、もし何かご答弁ありましたら、後でお願いいたします。

次の質問に参ります。さわやかサービスでございます。こちらも担い手不足の課題について質問をしたいわけなのですが、こちらの支援員の確保の課題はまだまだ解消できていない現状と捉えております。そこで、こちらも支援員の確保について、こちらは社会福祉協議会がしてくださっている事業でありますが、支援員の確保について、現状の取組をお知らせください。

○菅野高齢者福祉課長 まず、先ほどの電動自転車等の補助等につきましては、しっかりと区内事業者の現状を把握していきたいと思っております。

2点目の社会福祉協議会で実施しておりますさわやかサービスについて、お答えさせていただきます。こちら、さわやかサービスは家事援助ということで、主に家事援助や外出介助、あと入退院時の付添い

やお出かけの補助というところで、様々なサービスを有償のボランティアが提供していただいているというサービスです。こちらにつきまして、10月3日現在なのですが、協力会員、現在299人いらっしゃるというところです。反対にこの有償ボランティアの利用人数につきましては、同じく10月3日現在で、利用会員は394世帯となっております。

○こんの委員 現状を伺いました。支援員の確保についての対策について、今、現状の取組はいかがなっていますか。お願いします。

○菅野高齢者福祉課長 社会福祉協議会では、やはり提供会員の募集は常に行っているとは伺っております。299人という協力会員が多いのか少ないのか、うまくマッチングできているのかという部分につきましては、社会福祉協議会にもしっかりと事実確認等させていただいて、より多くの方がサービスを提供されるように努めていきたいと思っております。

○こんの委員 あくまでも社会福祉協議会が今、展開してくださっている事業ですが、今の課長のご答弁をお聞きしていますと、マッチングしているかどうか、またそれに対しては社会福祉協議会のほうで対策を考えてくれていますというように聞こえてしまったのですが、品川区として、やはりこの事業は大事ということで、社会福祉協議会に補助を出していると捉えたときに、この確保対策というところも、品川区としても一緒に考えていくべきではないかと感じたところです。

そこで、現在、支援員の報酬は1時間に800円と認識しております。例えば、少し比較になるかどうかですけれども、民間の家事代行というお仕事の求人を見ると、時給は約1,300円になっております。このさわやかサービスはあくまでもボランティアですが、でも有償となっておりますので、その報酬額については、ご時勢に合った金額の見直しも今後は必要ではないかと考えるわけですけれども、ご見解をお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長 東京都の最低賃金が1,226円に改められたとも認識しておる中、この有償ボランティアの時給800円が高いのか、安いのかという部分につきましては、やはり委員もおっしゃっておりましたが、有償ではあれ、ボランティアというところがこここの事業の肝となっております。有償ボランティアの1時間の謝礼につきましては、やはり交通費とか実費相当の謝礼を受け取る部分が妥当な金額というところで、500円から1,000円程度が妥当なのではないかという話もあります。その辺りのところ、ただ、時勢と合っていないのかなというところも研究をしながら、提供会員がやはりこの金額によって提供していただける方がいなくなってしまっては、このサービスが成立しなくなってしまいますので、一方で、そこを高くしてしまうと、安くサービスを提供してもらっている利用会員からのいろいろなご意見もあると思いますので、双方が納得のいくような金額の部分については探っていかなくてはいけないかと思っております。

○こんの委員 ありがとうございます。報酬を上げることによって利用料金が上がる。確かにそこに反映してしまうという考え方ですが、これまでのこの事業の成り立ちでもあるわけですけれども、先日、私は一般質問で、ファミリーサポート事業のほうでもこうした提供会員の確保を取り上げさせていただきました。利用者の利用料金を上げるというやり方、こういう仕組みなのですが、そこをもう少し補助金をこうした必要な人材に充てていく。こうした税金の使い方というのはあると思うので、利用料金を上げるというよりも、人材確保のための税金の使い方、補助金の使い方、こうしたことが必要ではないかと私は考えるわけですが、いま一度ご答弁いただけますか。

○菅野高齢者福祉課長 令和6年度決算で、事業主体の社会福祉協議会に対して、区としては人件費等の約4,100万円を補助金として交付させていただいております。こちらについては、実際に困り

事の内容を聞いて、利用会員と提供会員をマッチングさせるような、そういった方たちの入会費等に充てさせていただいているので、実際の現状では利用料金とこの提供会員が受け取るものは、そこでイコールの形で運営されているというところですので、そこに補助金を投入することがいいことかどうかかも含めまして、今後、研究していきたいと思います。

○こんの委員　　ありがとうございます。状況をよく見ていただきながら、いずれにしても確保していくなければいけない大事な人材だと思いますので、どうか研究しながら、その点を今後、検討していくいただきたいと思います。

○石田（秀）委員長　　次に、藤原委員。

○藤原委員　　289ページ、生活保護費の生活福祉課職員について、まず伺います。先月の11日、大雨の日です。私はまず西大井に行きました。やはりお水が出ていました。そこに防災課の方がまず来ていらっしゃって、私が自分が住んでいる大井の自宅に戻ってきて、もう夕方暗くなっていました。そのとき、生活福祉課の職員が歩いているのです。防災課ではなかったですよねとお話をしたら、この地域の生活保護を受けている方のところを回っていますと言っていました。本当に細かくそうやって、まず職員の方が回ってくれていることに感謝します。

一方、生活福祉課の窓口で、いろいろな厳しいトラブルによって、警察官が来るということも伺っています。職員のメンタルをどう確保していくか、品川区に就職しても、生活福祉課に入ってしまったみたいにならないように、メンタル面で支えていっていただきたいと思うのですけれども、課長、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長　　まずは、大雨の日、職員とお会いになられたということです。ふくらはぎぐらいまで水がたまっているという話は聞いておりました。実際に、受給者の方がいらっしゃるおうちが少しよろしくない状態だということで、職員が行って、そこから先は職員の判断で、そこは5世帯が入っていたそうなのですが、生活保護の世帯はそのうち3世帯だったそうです。生活保護にかかっている、かかってないにかかわらず、その5世帯のおうち全てうちの職員が清掃とか、カビ等の防止とか、ぱぱっと行って1時間半程度かかったということです。3人で初めは行って、足らなかつたので、後から3人の応援を呼んで、そこまでの対応をさせていただいたというところを多分ご覧いただいたと思います。今、お話をあったことは、職員には伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

メンタルということでございますが、生活福祉課はケースワーカーは同じような仕事を係の中でやっているという少しほかの部署ではない特殊な部署ではございます。そういった中、委員がご指摘のように、いろいろなことを感じる、もしくはいろいろなことを言われることは少なからずあります。そのときに周りに同じような仕事をしている職員がおりますので、そこでアドバイスをもらったりとか、話をすることで、少し解消したりとかということを日々行うことで、コミュニケーションを多々とることで、自分のメンタルも保つてもらいつつ、職場全体でメンタルサポートをしていっているような状態でございます。

○藤原委員　　よく分かりました。

次に、227ページの長寿お祝い事業について、これは継続をずっとしてもらいたいという思いで、質問をさせていただきます。

課長、年を取っていくと、本当にこういう節目、節目ということを自分の人生を振り返ることで確認するのです。本当に私自身がそうなのですけれども。この長寿の中の事業のお祝いの袋の中に、区長からのお手紙が入って、「敬老の日を迎え、心よりご長寿、お祝いいたします。多年にわたり社会のため

に尽くされ、ご苦労を重ねてこられた皆様に、心から感謝、敬意を表します」と。やはりこういう形で、毎年ではないですか。ですから、私はここは続けていただきたい。そしてこれをお祝い袋に入つて、こういうのを頂いたときに、自分の人生はとやはり考えると思うのです。気持ちの商品券が入っている。いいですか。こういう長寿事業。私はそう思います。私は年を重ねたから分かる。若いうちだったら、もういいのではないかと言ってしまうかもしれない。でも年を重ねたから。いかがでしょうか。

○東野福祉計画課長　　ありがとうございます。こちらの事業ですけれども、いろいろなところで廃止の方向についてのご意見も頂いております。ただ、そのたびに私のほうはこの敬老事業、お祝い事業ということで、続けていきたいということで表明をしております。これからもお祝いという形で、敬老の感謝の意を示していきたいと思います。

○藤原委員　　安心しました。課長、私ももらえる年齢まで、この世にいたら、これは感激すると思います。ありがとうございます。

次に、249ページ、健康づくり・生きがい活動事業なのですけれども、品川区は本当にマージャンも含め、いろいろしてくれていると思いますが、私はこの効果は物すごくあると思っているのです。最後、先ほど介護認定のお話が出ました。これはきちんとルールに従つて、きちんとしたシステムがあつて、日本全国、同じなのです、出るのは。でも、私個人の思いは、なぜ要介護よりも要支援のほうが多いのですかと。それは健康づくりの効果が出ているからです。だからそこが効果なのです。私も高齢者になってくるから分かります。要介護になりたくない。できたら最後まで自分の足で歩きたい。そう思っています。ここの事業も、健康づくり・生きがい事業、品川区高齢者クラブ連合会も含めて継続して力を入れていってもらいたいと思うのです。高齢者にとって。課長、いかがですか。

○桜村高齢者地域支援課長　　ありがとうございます。効果というところでございますが、やはりエビデンスとしてきちんとしたものがないというところでございますけれども、先ほど委員のご指摘のとおり、品川区は要支援1、2が多いということでございますが、こちらは予防の効果ができるものと信じているところでございます。引き続き、こういった予防活動ですか、高齢者クラブの活動も積極的に区として支援してまいりたいと考えてございます。

○藤原委員　　この高齢者地域支援課には、介護予防推進係をつくっています。日々、フレイル予防含め、職員の方々が一生懸命やっています。これが品川区のやはり特徴にしたいです。なるべくというか、要介護3とか4とか5とかどんどん減つていけば、今までずっと質問していた介護士の方々たちの処遇改善とかを言わないで済む日が来るかもしれません。だから、まず、介護になる前に介護予防部門に力を入れていく。これは両課含めて、本当に大きな課題を背負った課です。ぜひ、ここをもう1回、どうやっていくのだと。品川区を背負っているから、要介護に行かないように、私たちちはやっていくのだというその思いを力強く、私に両課長、言ってください。

○桜村高齢者地域支援課長　　介護予防に力を入れて、これからも展開してまいりたいと考えてございます。それが、やはりご本人にとっても、ご家族にとっても、そして区にとっても、大変いいことだと思います。

○菅野高齢者福祉課長　　私のほうも、品川区の介護保険事業計画の中でも、やはり8つのプロジェクトの中の一つが健康づくりと介護予防の推進を打ち立てております。しっかりと健康づくりや介護予防をすることによって、生き生きといつまでも元気に健康寿命を延ばせて、介護も少ない品川になれたらいいと思っております。

○石田（秀）委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは決算書、229ページの民生委員活動経費と255ページの児童センター運営費についてお聞きいたします。

まず、児童センターについて伺います。令和6年度決算において、児童センターの運営と人件費に合わせて約13億5,000万円の予算が執行されています。各センターが子どもたちの安全な居場所として重要な役割を果たしていることは承知しています。しかし、しつこい話ですが、現在の児童センターは乳幼児の親子から小中高生まで、あまりにも幅が広い年齢層を1つの施設で受け止める、要はデパート型運営になっています。その結果、どの世代にも中途半端な場所という状況は生じていないでしょうか。この現行モデルの課題をどのように認識しているのか、まずお聞かせください。

○上野子ども育成課長 委員からのご質問にお答えいたします。

児童センターは児童福祉法に基づく児童厚生施設として、健全な遊びを通じて子どもたちの健康増進と情操を豊かにすることを目的としております。また、地域活動の推進や児童に関する相談にも対応しております。近年、子ども、若者を取り巻く環境は急速に変化しておりますので、児童センターにもその変化に即した対応が求められております。先日の子ども会議での報告会でも、学年を気にせず、安心して利用できる場所が欲しいというご意見がありまして、サードプレイス、すなわち家庭や学校以外の居場所としての機能強化を求める声を頂いておりまして、そちらが課題であると認識しております。

○まつざわ委員 ありがとうございます。その中でもやはり特に課題となっているのが、中高生の居場所ではないでしょうか。支援が必要な思春期の中高生は、やはり小さい子どもが行く場所だというイメージから児童センターに足を運びにくいというのが現状です。そこで本区でも、南品川の（仮称）子ども・若者活動拠点基本構想に基づいた施設の規模や用途などの概要が決まっておりますが、新しい児童センターがこのたびこれからつくられていきます。先ほどの答弁の中でもありましたけれども、子どもの自主性の尊重といったテーマが盛り込まれているということであるので、やはりせっかくですから子どもたちで企画そして運営ができるといった子どもたち主体の新しい児童センターにしていただきたいと思っております。ここはぜひ意気込みをお願いいたします。

それとは別に、令和6年度における児童センターの中高生の利用実数、人数であったり割合はどうになっているのでしょうか。また、利用が多分、低調であったり、ばらつきがあると思いますけれども、その原因はどのように分析しているのか教えてください。

○上野子ども育成課長 先ほど、委員からご質問のございました区内児童センターの令和6年度の中高生の利用実績でございますけれども、令和6年度の利用実績は、全体で80万7,472人でございました。そのうち保護者を除いた数、60万7,903人のうち、中高生は6万9,012人の11%となります。この11%はティーンズ館での利用が主となっておりまして、中高生は塾、それから部活、習い事など利用できる時間も限られていることから、このような数字になっていると認識をしております。

○石田（秀）委員長 どういうふうに南品川はやってきますかという意気込みは。

○上野子ども育成課長 南品川の子ども・若者活動拠点基本構想ですけれども、委員からご指摘があつたとおり、子どもそれから若者の意見を十分聞いた上で、自主性のある施設にしてまいりたいと考えております。

○まつざわ委員 ありがとうございました。子ども施策連携担当課長に答えていただきたかったのですけれども、すいません。

その中で、6万人、11%のニーズという中で、子どもたちの成長に応じたニーズは、ある程度、全く変わってくると思っていて、児童センターの機能というものを、やはりしっかりと分散させていく、地域ごとに世代別特化にさせていく新たなビジョンが必要だと私は思っています。例えば、Aセンター、一つのセンターには、例えば乳幼児の親子に特化したセンターであったりとか、例えばBの児童センターは中学生に特化した児童センターだったり、そしてCは今、中高生の話もありましたけれども、ティーンズプレイス型といいまして、要は先ほど答弁もありました家や学校で居場所を見つけられない10代、またここの中には発達障害の子も含まれています。そういう子たちが安心して利用できる第3の居場所という形で、しっかりと特化したリニューアルをしていただきたいと思っています。この児童センターの機能分散と、世代別特化という考え方について、ご見解をお聞かせください。

○上野子ども育成課長 子どもたちの成長段階に応じたニーズに応えていくことは重要であると考えておりますし、子どもたちの声を聞きながら、子ども・若者活動拠点のような居場所づくりや多様な活動機会の創出につながる取組を進めてまいります。今後も利用者のニーズや価値観を踏まえ、従来の児童センターが担う役割も大切にしながら、時代に即した施設整備や事業展開を目指してまいります。

○まつざわ委員 ありがとうございます。本当に時代の流れとともにやっていくという答弁があつたのですけれども、だとしたらやはり機能別分散という形はとてもこれからの時代にマッチするものと思いますので、しっかりと研究していっていただきたいと思います。

その中で、要望としまして、成長段階に応じました、より専門的な魅力的な居場所を提供するために、児童センターの世代別特化に関する調査・研究を速やかに開始していただきたいと思っています。そしてその成果を踏まえて、特定の地域でサテライト型の、先ほど言いましたティーンズプレイスを試験的に設置するなど、具体的なモデル事業に着手することを求めますが、ご見解をお聞かせください。

○上野子ども育成課長 ただいま委員からご要望のございました調査・研究、それからサテライト型のティーンズプレイスの試験的な設置につきましても、今後、児童のニーズ等を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

○まつざわ委員 ありがとうございます。ぜひこのティーンズプレイス型はしっかりと地域に根づかせていただきたいと思っています。

次に、民生委員です。令和6年度に本区では約4,186万円の予算を執行しまして、291名の民生委員、児童委員の皆様の活動を支援してまいりました。そのご尽力に心から敬意を表します。しかし、委員の皆様の高齢化、また新たな担い手不足は本区にとっても待ったなしの状況でございます。現在の民生委員制度の持続の可能性について、どのような危機感を品川区はお持ちでしょうか。

○東野福祉計画課長 民生委員につきましては、地域の福祉の担い手として、常日頃から活動していただいておりますので、区として感謝し切れないところがございます。民生委員は今、危機といいますか、大きな課題といたしましては、全国的なところもあるのですけれども、成り手不足ということが挙げられます。こちらの仕事でいきますと、定年延長ですか、平日の活動ができないような状況、それから日頃からの地域のつながりが不足しているような状況といったものがございます。また、民生委員の活動が分からぬ。どういったものがどういった活動をしているか分からぬ。それから、活動についての負担感が強い。また、家族からの理解が得られないといったことも挙げられます。また、推薦母体である町会、自治会につきましては、町会自体が高齢化している状態である。それから、マンション化が進んで、どういった人が自分の町会に住んでいるのか分からないといった希薄になっているような状況もあると伺っております。こういった状況を踏まえて、成り手不足の解消を、区としては、今後、

進めていく必要があるということで、課題として認識しているところです。

○まつざわ委員　　ありがとうございます。やはり、扱い手不足というのが大きな課題というか、は全部課題であるのです。その中でやはりやつてくれる方の善意ももう限界に来ていると私は思っています。その中で、今品川区が具体的にこの成り手不足に対しまして、具体的にどのような募集活動、そしてまた魅力の発信といったことに取り組んでいるのか教えてください。

○東野福祉計画課長　　今現在、定員325名のところ、こちらの決算書の記載では291名とありますが、2人減って289名という状況でございます。こういった欠員が出ている地区につきましては、民生委員のOB、OGを協力員として各活動に参加いただいている状況もございます。

また、品川区はほかの自治体とは違いまして、支え愛・ほっとステーションというところで、地域の相談を伺うような機能もございますので、そういったところと分担しながら、高齢者の見守り、地域の見守りをしているような状況でございます。

○まつざわ委員　　ありがとうございます。課長のお話どおり、品川は私もいろいろな区でお話をすると、やはり支え合いというのがすばらしい。なのですから、民生委員を補う形で支え愛・ほっとステーションというのが、品川区はどこの区にも負けないぐらい本当にしっかりとやっていて、これは本当に品川の誇りだと思っていました。

そういった部分で、少し提案したいのが、例えばOB、OGの方もやっています。でも、そう頑張っても、やはり民生委員という人の成り手は少ないと思っているのです。少ないとどうか、それでもやはりやれていないというのがあると思うのです。そうすると、1人当たりの担当世帯数というのですか。多分そういう決まりがあると思うのですけれども、それを結局、ある程度、調整していくかないと、AとBがいたときに、Aには例えば50人、Bには10人とか、そういった人の受けのバランスの過度なずれが出てしまうのかと思っています。そういった現場の声をしっかりと聞いて体制を整備するのも一つの働き方改革なのかと思うのですが、そこら辺について。

○東野福祉計画課長　　先ほど1点、少し答弁が漏れしておりました。民生委員の魅力の発信というところでは、毎年5月、民生委員活動の月間といたしまして、例えば昨年は区長の一日民生委員という形でのPRですとか、今年、わつくわくランドしながわというところで、民生委員ブースを設けまして、PR活動を行わせていただきました。そのほか、各お祭りなどでのイベントブースなども、民生委員が入っているところもございます。

地区の民生委員の受持ちはばらつきという部分につきましては、各地区13地区で、民生委員協議会を組織しております、その地区ごとにその解消という形で、受持のバランスをとっているところでございます。

○まつざわ委員　　ありがとうございます。最後に補助員の制度を言おうかと思ったら、補助員は支え愛もいて、随分しっかりとていたので、例えば若手人材の参画を進めるために、夜間、休日中心の活動であったり、オンライン相談できる人材を確保すると思いますが、これは品川区でやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○東野福祉計画課長　　今後の活動につきましては、委員、提案のICTなどの活用についても考えていかなくてはいけないと思っております。先進自治体ではそういったオンライン相談とか、日中の活動にも取り組んでいる自治体がございますので、そういった自治体の例を参考にしながら、区としても進めてまいりたいと思います。

○石田（秀）委員長　　以上をもちまして、本日の予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月6日、午前9時30分から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後 4時51分閉会

---

委員長 石田秀男